

## 平成 27 年 9 月 天栄村 議会定例会 会議録目次

### 第 1 号 (9月8日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
陳情の付託	4
例月出納検査の結果	4
村長行政報告	4
一般質問	14
熊田喜八君	14
後藤修君	30
大浦トキ子君	47
渡部勉君	61
散会の宣告	77

### 第 2 号 (9月9日)

議事日程	79
本日の会議に付した事件	80
出席議員	80
欠席議員	80
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	80
職務のため出席した者の職氏名	80
開議の宣告	81
議事日程の報告	81

報告第1号の説明、報告	8 1
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 6
議案第9号～議案第23号の一括上程	1 0 7
延会の宣告	1 1 0

### 第 3 号 (9月10日)

議事日程	1 1 3
本日の会議に付した事件	1 1 3
出席議員	1 1 3
欠席議員	1 1 4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 4
職務のため出席した者の職氏名	1 1 4
開議の宣告	1 1 5
議事日程の報告	1 1 5
議案第9号～議案第23号の説明	1 1 5
議案第9号の質疑	1 6 7
延会の宣告	1 7 4

### 第 4 号 (9月11日)

議事日程	1 7 5
本日の会議に付した事件	1 7 6
出席議員	1 7 6
欠席議員	1 7 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 7 6
職務のため出席した者の職氏名	1 7 7
開議の宣告	1 7 8

議事日程の報告	178
議案第9号の質疑、討論、採決	178
議案第10号の質疑、討論、採決	193
議案第11号の質疑、討論、採決	197
議案第12号の質疑、討論、採決	197
議案第13号の質疑、討論、採決	198
議案第14号の質疑、討論、採決	198
議案第15号の質疑、討論、採決	199
議案第16号の質疑、討論、採決	199
議案第17号の質疑、討論、採決	200
議案第18号の質疑、討論、採決	200
議案第19号の質疑、討論、採決	201
議案第20号の質疑、討論、採決	201
議案第21号の質疑、討論、採決	202
議案第22号の質疑、討論、採決	203
議案第23号の質疑、討論、採決	203
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	204
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	214
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	216
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	217
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	218
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	219
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	222
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	223
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	224
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	225
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	227
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	228
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	230
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	231
陳情審査報告	233
閉会中の継続審査申出	235
日程の追加	237

議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決	237
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	239
閉会の宣告	240

9 月 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

## 平成27年9月天栄村議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成27年9月8日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情の付託
- 日程第 5 例月出納検査の結果
- 日程第 6 村長行政報告
- 日程第 7 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	大須賀	溪 仁 君	2番	服 部	晃 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	廣 瀬	和 吉 君
5番	揚 妻	一 男 君	6番	渡 部	勉 君
7番	熊 田	喜 八 君	8番	須 藤	政 孝 君
9番	後 藤	修 君	10番	小 山	克 彦 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	森	茂 君
教 育 長	増 子	清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	伊 藤	栄 一 君
税 務 課 長	森	廣 志 君	住 民 福 祉 課 長	揚 妻	浩 之 君

参事兼 産業振興 課長	吉	成	邦	市	君	参事兼 地域整備 課長	佐	藤	市	郎	君
参事兼 会管理計 者	小	山	志	津	夫	湯支所本 長	兼	子	弘	幸	君
天保所 栄長	山	本	サ	ト	子	学校教 育長	清	浄	精	司	君
生涯学 習課長	内	山	晴	路	君						

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 事務局長	蕪	木	利	弘	書	記	星	千	尋
書	記	森	和	昭					

---

### ◎開会の宣告

○議長（小山克彦君） おはようございます。

本日は公私ともにご多忙のところ、平成27年9月天栄村議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成27年9月天栄村議会定例会は成立いたしました。

ただいまから平成27年9月天栄村議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により別添写しのとおり出席を要求いたしました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小山克彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番 大須賀 溪 仁 君

2番 服 部 晃 君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（小山克彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、服部晃君。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃君登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃君） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る9月1日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成27年9月天栄村議会定



例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は9月8日より14日までの7日間と決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長からの報告がありましたとおり、本日より9月14日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会議の会期は本日9月8日より14日までの7日間とすることに決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（小山克彦君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

---

### ◎陳情の付託

○議長（小山克彦君） 日程第4、陳情の付託について。

本日まで受理した陳情は1件で、皆さんのお手元に配付しておきました陳情文書表のとおりであります。なお、本件につきましては、所管の常任委員会に付託しましたのでご報告申し上げます。

---

### ◎例月出納検査の結果

○議長（小山克彦君） 日程第5、例月出納検査の結果について。

皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

---

### ◎村長行政報告

○議長（小山克彦君） 日程第6、村長行政報告。

村長より平成27年9月定例会における行政報告の申し出がありました。これを許します。  
村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、平成27年天栄村議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には

ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず、8月30日に執行されました天栄村長選挙におきまして、無投票により再選をすることができました。議員の皆様を始め、村民の皆様から心から感謝を申し上げますとともに、村政執行に当たり、村民の負託に応えるべく、重責をひしひしと痛感しているところです。

1期4年の村政執行におきましては、東日本大震災からの復旧・復興のため、微力ではありましたが、ひたすら懸命に努力を重ねてまいりました。おかげさまをもちまして、震災による被害の復旧についてはほぼ完了を見ることができました。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能被害につきましても、4年という歳月を要しましたが、村民の皆様のご理解とご協力によりまして、14カ所の仮置き場の建設とそれに伴う21カ所の除染の発注を終えることができました。

また、子供たちの安全な運動施設の確保のため、屋内スポーツ運動場季楽里の建設や防災機能の充実を図るため、ふれあい広場や湯本地区防災センターの建設、天栄村防災行政無線の拡充を図るなど、村民の安心・安全の確保のための施策に取り組んでまいりました。

これらの実施に当たりましては、国も村も政治は住民のためにあるとの信念のもと、常に村民の皆様との対話を惜しまず、懸命に努力を重ねてきたつもりであり、このことにより村民の皆様にも一定のご理解をいただき、1期目の公約はおおむね達成が図られたものと考えております。

今後の日本は、人口の都市部への集中、少子高齢化などが一層加速し、本村においても人口が5,000人を割るといふ時期が到来することが現実味を帯びてきました。人口の減少は本村の総合力が弱まることとなり、結果、住民の皆様に対する行政サービスの低下にもつながると考えております。

私は皆様から付託されたこの4年間において、国が提起している地方創生を契機として、いかにこの天栄村が生き残っていけるかを、引き続き皆様方とともに考え、行動に移してまいりたいと思います。どうか議員の皆様には、これまで同様、格別のご支援とご協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げます、私の2期目に当たっての抱負の一端とさせていただきます。

さて、本定例会におきましては、報告1件、議案37件をご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、6月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

まず、昨年度発注し、繰越事業として実施しておりました湯本地区防災センターにつきましては、先般完了届の提出がありましたので、近日中に竣工検査を行う予定です。今後は旧湯本支所の解体工事及び外構工事に着手し、年度内の完成を目指してまいります。

また、昨年度突風の被害を受け、新築工事に着手しておりました、沖内生活改善センターにつきましては、6月に沖内集会所として完成を迎え、村では集会施設整備事業補助金によ

り沖内区に補助金を交付したところです。なお、今年度は老朽化した中郷集会所の改修工事に着手しているところです。

また、昨年度から繰越事業として進めてまいりました湯本給油施設整備事業につきましては、7月にガソリンスタンドが完成し、JAすかがわ岩瀬農業協同組合の運営により、湯本地区での安定した燃料の供給を行っているところです。

さらに、6月議会において議決をいただきました消防ポンプ自動車につきましては、現在、11月の納車に向け、車両の艤装等を進めているところです。

次に、原発事故に伴う除染委託事業であります。7月には大里東部、児渡、後藤、飯豊の4地区を、8月には西郷、高林、沖内の3地区を発注したところであり、現在実施中の小川、今坂、大山、春日山、中郷、太多郎の6地区を合わせ、13地区における除染を実施しており、早期完了を目指して進めております。

また、仮置き場建設事業につきましては、現在まで土橋久保地区及び高トヤ地区において建設工事を進めており、先般完成した中郷地区及び太多郎地区の仮置き場と、昨年度までに完成している10カ所の仮置き場と合わせて、現在14カ所の仮置き場が着手、または完成しております。これにより、村内の住宅除染等に伴い発生する除去土壌物等の保管が可能となります。

今後は、村内の除染事業の早期完了に努めるとともに、中間貯蔵施設の早期設置、並びに仮置き場からの早期搬出を国・県に求めてまいります。

次に、放射線の健康管理対策につきましては、内部被曝検査を、5月と7月に延べ18日間、728人に実施し、全員が健康への影響はないとの結果でありました。また、外部被曝検査につきましては、バッジ式積算線量計により、7・8月の2カ月間、772人が計測し、現在測定結果の評価を行っているところです。

健康づくりにつきましては、総合検診の結果に基づく指導会を延べ6日間開催するとともに、検診を受けていない方に対し、医療機関での受診を勧奨しているところです。

減塩対策につきましては、今年度から尿中塩分測定検査を実施しておりますが、検査結果を分析しますと、村民の平均食塩摂取量は男女ともに国や県の平均を下回っており、昨年度からの取り組みの成果があらわれてきているものと考えております。今後も村民の健康意識の高揚を図るとともに、減塩を中心とした食生活の改善をさらに推進してまいります。

次に、福祉関係につきましては、昨年度に引き続き消費税の引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯に給付する臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について、10月からの支給開始に向け、現在対象者からの申請受け付けを行っているところです。

また、全国各地で人材育成を中心としたセミナーやカウンセリングを行っておられる鈴木稔先生を講師に招いて、子育て講演会を2回開催し、計200名の方が参加されました。9月

と10月にも開催することとしており、村全体で子育てをするという意識の向上につなげてまいる考えであります。

自殺予防対策事業につきましては、8月に2回、民生児童委員や介護事業所の職員などを対象として、自殺の危険のある人のサインに気づき、話を聞いて、寄り添い、見守るゲートキーパーを養成する講座を開催いたしました。約70の方が受講され、自殺の危険性が高い人の早期発見や、適切な対応に当たっていただけることとなりました。今後も、広く村民に呼びかけ、ゲートキーパーをさらに養成し、村全体で自殺を予防する体制づくりに努めてまいります。

次に、高齢者の皆様の長寿を祝う敬老会を、9月19日に開催することとしております。議員各位におかれましてもご臨席を賜り、今日の社会を築き上げてこられた皆様をお祝いいただきますようお願いいたします。

次に、景観の美化や環境意識の高揚を図るため、毎年実施している環境美化コンクールにつきましては、先月審査を行い、花いっぱい部門では上松本行政区が、施設部門では児渡行政区が最優秀賞に選ばれました。

次に、税務関係につきましては、今年度は3年に一度行われる固定資産の評価額の見直しの基準年度のため、資産価格の変動に対応した見直しを実施し、納税者間における税負担の公平を図れるよう評価替えを実施いたしました。

本年度の各税目における課税状況につきましては、対前年比で個人住民税及び固定資産税、それぞれ3%の減少、国民健康保険税で6.1%の減少となっております。

収納に関しましては、新規滞納者の発生防止、恒常的な滞納者の抑制のため、督促状発布や催告書を早期に送付、さらには全職員体制による臨戸訪問徴収、滞納者の資産調査や滞納処分などを実施し、平成26年度の収納率は前年度比0.6%増の85.4%と、若干ではありますが上昇しました。

また、本年度より軽自動車税のコンビニ収納を開始したところ、利用件数692件と多くの納税者にご利用いただきました。残る3税目についても、来年度からのコンビニ収納開始に向けた調整を進めているところです。

次に、農業振興につきましては、平成27年産米の放射性物質全量全袋検査の実施に向け、検査の実施体制・方法等について、8月20日に須賀川岩瀬恵み安全対策協議会総会が開催され、現在、円滑に事業が実施されるよう準備を進めているところです。

生産調整につきましては、農家から提出された実施計画書に基づき、7月及び8月に現地確認検査を実施し、経営所得安定対策に加入しております436名の農家が生産調整を達成する見込みであり、農業所得の確保に努めております。

中山間地域等直接支払制度につきましては、参加集落が16集落から19集落に増加し、各集

落とも、協定農用地内の耕作放棄地の防止や多面的機能の確保などを実施しているところです。また、多面的機能支払交付金事業につきましても、参加地区が7地区から19地区に増加し、各地区とも地域の農道、水路の維持管理、環境保全、農業用施設の維持管理などを実施しているところです。

環境保全型農業直接支払交付金事業につきましては、71名の農業者が申請しており、今後、冬期湛水、堆肥の施用等に取り組むところであり、対策の効果が十分に発揮されますよう支援を行ってまいります。

鳥獣被害防止対策につきましては、8月18日現在、イノシシを49頭捕獲しております。また、電気柵設置補助には22件の申請があり、生産者みずからによる農作物の被害防止対策に対し、前年に引き続き支援を行っているところです。

道の駅の機能拡充計画を策定するに当たり、7月15日に関係団体とともに国土交通省から全国モデル道の駅にも選定されている群馬県川場村の道の駅田園プラザの視察研修を実施してまいりました。

また、7月22日に道の駅季の里てんえい周辺の土地所有者に対し、機能拡充計画の概略を説明し、理解を深めていただきました。

農産物の販売・PR事業につきましては、管内の市町村長とJAすかがわ岩瀬の組合長とともに、6月26日に東京の太田市場において、7月18日には大阪中央卸売市場において、岩瀬キュウリやインゲンを市場関係者に試食してもらうなど、安全・安心、良食味をアピールし、トップセールスを実施してまいりました。

次に、村風評被害対策事業につきましては、村と観光協会が一体となって進めている元気です天栄観光誘客促進事業において、ことしも天栄村のサポーターを募り、現在477名が会員として登録していただき、会員特典に村内施設での割引を導入し、観光誘客に結びつけるよう実施しているところです。

また、地方創生事業の一環として、村商工会においてプレミアム付てんえい商品券4,000セットを販売し、村商工業の活性化に寄与しているところです。

7月12日には東京スクワール麴町において、関東地方天栄村人会総会が開催され、天栄村出身の皆さんと村関係者118名が参加し、交流を深めたところです。

7月18日には、夏の羽鳥湖高原ウォークが開催され、県内外より約1,400名が爽やかな羽鳥湖高原をウォーキングし、終了後には、村おふくろの会と村食生活改善推進員のおもてなし、ヤーコンカレーと天栄長ネギの入った田舎汁を堪能しました。

8月22日、23日には子供たちのダンスの祭典として、ふくしま舞祭がレジーナの森にて開催され、県内外から19チーム、約370人の子供たちが参加し、天栄村の自然の中でダンスを披露し、各チームがダンスを通じて交流を深めました。

後継者対策事業につきましては、8月4日に独身の男女を対象とした、仕事にも恋愛にも役立つコミュニケーション講座を実施し、8月22日に、今年度第1回目の婚活委託事業を、羽鳥湖高原で男女28名の参加で開催いたしました。今後も独身男女を対象としたコミュニケーション講座、第2回目の婚活事業の開催を予定しているところです。

また、企業誘致につきましては、7月23日に有限会社いわせ食品輸送部と工場等立地に関する基本協定書及び土地貸付分譲契約書を締結、また、株式会社いわせ食品と工場等立地に関する基本協定書を締結し、新たにハイテク大山工業団地への2社の進出が決定いたしました。

次に、主な道路整備につきましては、社会資本整備総合交付金事業で、昨年度発注し、繰越事業として実施しておりました児渡橋橋梁補修工事が、7月末に完了いたしました。今年度の交付金事業では、八十内竜生線舗装打ち換え工事、また矢吹沢橋・惣五郎内橋橋梁補修設計補完業務を委託発注しており、各地区の道路補修工事等につきましても、順次整備に努めているところです。

また、農業基盤整備促進事業につきましては、水路改修測量設計業務を7月に発注しており、今後、湯本の糯田地区の用排水路改修を進めてまいります。

住宅関係につきましては、7月に空き家実態調査委託業務を発注しており、順次専門調査員が村内の家屋調査に歩く予定となっております。

また、電源立地地域対策交付金事業につきましては、基金積み立てにより老朽化した除雪車1台を更新する契約を先月ご承認いただき、その後発注したところです。

上水道事業につきましては、愛宕山第4配水池の計装盤更新工事を発注し、石綿管更新事業の発注準備も進めているところです。

湯本・野仲簡易水道事業につきましては、田良尾地区の配水管布設替え工事等の設計委託業務発注を行ったところです。

次に、学校教育関係につきましては、つなぐ教育推進事業の一環として、7月21日から4日間、天栄中学校を会場に、村内小学6年生を対象とした公営塾サマースクールてんえいを開催いたしました。サマースクールでは、国語と算数の復習、中学校英語教諭と英語指導助手による英語の授業、ブリティッシュヒルズの小林様による講話のほか、今年度より中学生による支援も新たに加え、小学校の学習から中学校の学習へスムーズな連携を図るとともに、村内4小学校の児童が集まり、他校の6年生と学習することにより、交流・仲間づくりも進められました。

こうした小・中学校連携の取り組みや学力向上のための研究成果を公開する天栄村公開授業研究会に、東進ハイスクール英語科講師、山中博先生をお招きし、今月18日に天栄中学校にて開催し、村の取り組みを村内外に広く情報発信する予定であります。

また、翌19日には同じく山中先生を講師に迎え、中学生・高校生を対象とした文化講演会を開催し、英語を学ぶ秘訣を伝授していただきます。

ひとり暮らし高校生生活支援金につきましては、8件の申請があり、支援要件を確認し、交付決定を行ったところです。

福島県学校歯科保健優良校表彰では、大里小学校が13年連続となる努力賞を受賞し、学校と家庭が一体となった健康づくりへの取り組みの成果があらわれております。

吹奏楽コンクールでは、県南支部大会に引き続き、県大会でも中学校小編成の部で、天栄中学校吹奏楽部が、昨年に引き続き見事金賞に輝きました。惜しくも東北大会出場は逃しましたが、生徒の頑張りが実を結びました。

福島県中体連陸上競技大会では、天栄中1年生が、女子1年生1,500メートルで2位となり、続いて出場した8月の東北大会では、優勝するという快挙をなし遂げました。

また、水泳競技東北大会には天栄中3年生がバタフライ100メートルと200メートルに出場いたしました。村内小学校水泳大会では、7月29日に晴天のもと広戸小学校プールで開催され、日ごろの練習の成果が発揮され、3つの新記録が出るなど、質の高い大会になりました。

次に、生涯学習につきましては、6月7日総合農村運動広場において、県中支部管内から36チームの参加のもと、第30回県中支部ゲートボール大会が開催され、女子の部で天栄村チームが準優勝し、8月30日に開催された第68回県総合体育大会ゲートボール競技に出場するなど、活躍しているところです。

また、6月20日には村体育協会主催による第35回行政機関対抗ソフトボール大会が、総合農村運動広場において開催され、8チーム参加のもと、日ごろの練習の成果を発揮し、熱戦の末、すかがわ岩瀬農協チームが優勝を果たし、チーム相互の懇親を深めたところです。

6月29日には、青少年育成村民会議総会を生涯学習センターにおいて開催し、その後、てんえい思いやりを育む推進委員会を開催し、いじめのない村づくりを目指すための協議を行いました。

また、7月15日には水の事故から子供たちを守るため、須賀川消防署から講師を招き、水難事故防止と、人工呼吸やAEDの使用方法の講習会を実施いたしました。

ことし2年目になる学校支援事業では、各小・中学校からの要請を受け、地域の方々の協力のもと、さまざまな取り組みを行っており、広戸小学校では、通年、図書の整理などのボランティアを3名の方で実施しております。

7月には小学5・6年生を対象とした歴史学び教室や、小・中学生対象の俳句ポストなどを実施し、子供たちに多くの体験活動の場を設け、地域の方々との交流を図っています。

また、てんえい夏休み子ども教室を山村開発センターにおいて開設したところ、18名の児童が参加し、パソコン教室や福島大学児童文化研究会人形劇部の公演、マレットゴルフ体験

などバラエティーに富んだプログラムにより、安全管理員、活動指導員の方々のもと、安全・安心に過ごすことができました。今年度も、昨年に引き続き、各種講座を開設したところ、新規の手話講座、パッチワーク教室を含む7つの講座に多くの住民が参加し、教養を高めました。

8月15日には、文化の森てんえいで村議会議長を始め、議員の皆様やご来賓の方々をお迎えし、成人式、2分の1成人式を挙行了しましたところ、65名の成人者が大人への責任を改めて自覚し、54名の小学4年生が、将来の自分の夢に向かって歩き出したところです。また、式典終了後には実行委員会による交流会が催され、楽しい世代間の懇親を深めたところです。

続きまして、本定例会に提案いたしました報告1件、議案37件の大要についてご説明申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告につきましては、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が11月24日をもって満了となるところから、委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号 監査委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が12月6日をもって満了となるところから、委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

議案第3号 天栄村特定個人情報保護条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、特定個人情報の保護阻止に必要な条項を定めるもので、番号法の施行の日から施行するものであります。

議案第4号 天栄村役場支所設置条例の一部を改正する条例につきましては、新庁舎建設に伴い、新たな住所及び管理運営について、必要な改正を行うものであります。

議案第5号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、給与制度の総合的見直しにかかる一般職の給与に関する法律の改正に伴い、技能労務職員の再任用にかかる住居手当の支給について、必要な改正を行うものであります。

議案第6号 天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、番号法の施行に伴い発行される通知カード及び個人番号カードの再発行について、必要な改正を行うものであります。

議案第7号 天栄村公民館条例の一部を改正する条例につきましては、新庁舎建設に伴い、公民館の管理運営について、必要な改正を行うものであります。



議案第8号 天栄村公民館使用料徴収条例を廃止する条例につきましては、湯本支所と湯本公民館が同施設に設置されることに伴い、支所設置条例に管理運営に関する条項が整備されたことにより、条例を廃止するものであります。

議案第9号 平成26年度天栄村一般会計決算認定についてから、議案第23号 平成26年度天栄村水道事業会計決算認定についてまでは、平成26年度各会計の決算について、議会の認定に付すものであります。

各会計決算の概要を申し上げます。

一般会計は、歳入総額71億1,009万2,161円、歳出総額68億4,037万4,998円、歳入歳出差引額2億6,971万7,163円であります。前年度と比較しますと、歳入は10億8,622万4,896円、率にして約11.8%の増、歳出は12億9,756万6,275円、率にして約23.4%の増であります。

国民健康保険特別会計の事業勘定は、歳入総額7億5,610万6,613円、歳出総額6億8,349万4,092円、歳入歳出差引額7,261万2,521円であります。

また、診療施設勘定は、歳入総額4,723万6,714円、歳出総額4,652万230円、歳入歳出差引額71万6,484円であります。

牧本財産区特別会計は、歳入総額195万4,462円、歳出総額178万2,056円、歳入歳出差引額17万2,406円であります。

大里財産区特別会計は、歳入総額26万77円、歳出総額22万2,386円、歳入歳出差引額3万7,691円であります。

湯本財産区特別会計は、歳入総額171万3,843円、歳出総額168万3,750円、歳入歳出差引額3万93円であります。

工業用地取得造成事業特別会計は、歳入総額2,348万556円、歳出総額2,075万8,891円、歳入歳出差引額272万1,665円であります。

大山地区排水処理施設事業特別会計は、歳入総額1,959万3,706円、歳出総額1,553万6,223円、歳入歳出差引額405万7,483円であります。

農業集落排水事業特別会計は、歳入総額2億740万8,294円、歳出総額2億137万8,224円、歳入歳出差引額603万70円あります。

二岐専用水道特別会計は、歳入総額340万8,715円、歳出総額147万7,041円、歳入歳出差引額193万1,674円あります。

簡易水道事業特別会計は、歳入総額1億464万4,627円、歳出総額9,893万8,983円、歳入歳出差引額570万5,644円あります。

簡易排水処理施設特別会計は、歳入総額320万6,419円、歳出総額312万3,214円、歳入歳出差引額8万3,205円あります。

介護保険特別会計は、歳入総額6億4,158万1,257円、歳出総額6億1,926万3,761円、歳入

歳出差引額2,231万7,496円であります。

風力発電事業特別会計は、歳入総額1億1,091万1,786円、歳出総額8,706万7,707円、歳入歳出差引額2,384万4,079円であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額4,750万9,505円、歳出総額4,749万7,632円、歳入歳出差引額1万1,873円であります。

水道事業会計の収益的収入及び支出は、収入1億6,156万1,757円、支出1億5,217万7,208円であります。

また、資本的収入及び支出は、収入が6,440万8,960円、支出が1億6,669万9,127円であり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億229万167円は、過年度損益勘定留保資金9,807万4,019円及び当年度消費税資本的収支調整額421万6,148円で補填しております。

議案第24号 平成27年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億3,686万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億7,135万1,000円とするものであります。

議案第25号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定においては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,161万6,000円を追加補正し、診療施設勘定においては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ21万6,000円を追加補正するものであります。

議案第26号 平成27年度牧本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算のうち歳入予算を補正するものであります。

議案第27号 平成27年度大里財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算のうち歳入予算を補正するものであります。

議案第28号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ395万4,000円を追加補正するものであります。

議案第29号 平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ205万7,000円を追加補正するものであります。

議案第30号 平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ513万7,000円を追加補正するものであります。

議案第31号 平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3万7,000円を追加補正するものであります。

議案第32号 平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ361万9,000円を追加補正するものであります。

議案第33号 平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ420万円を追加補正するものであります。

議案第34号 平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算

の総額にそれぞれ6,201万2,000円を追加補正するものであります。

議案第35号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,884万4,000円を追加補正するものであります。

議案第36号 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7万円を追加補正するものであります。

議案第37号 平成27年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出は、収入支出予算の総額にそれぞれ123万円を追加補正し、資本的収入及び支出においては、収入支出予算の総額にそれぞれ1,464万円を追加補正するものであります。

以上、行政報告並びに議案の対応についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成27年9月8日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（小山克彦君） これで村長の行政報告を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長（小山克彦君） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので発言を許します。

今定例会における一般質問者は4名です。

質問は7番、熊田喜八君、9番、後藤修君、3番、大浦トキ子君、6番、渡部勉君の順に行います。

一般質問の質問者は、質問席にて質問を行います。

また、質問は一問一答式で行います。

質問者の質問の持ち時間は、1人40分で行います。なお、執行者へあらかじめ申し上げておきますが、一般質問の通告が出されておりましたので、答弁については的確にお答え願います。

---

### ◇ 熊 田 喜 八 君

○議長（小山克彦君） 初めに、7番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。

7番、熊田喜八君。

[7番 熊田喜八君質問席登壇]

○7番（熊田喜八君） まず最初に、村長さんの当選おめでとうございます。また4年間、頑張ってください。

では、天栄村議会会議規則61条の2項に基づきまして、通告どおり一般質問を3点ほどさ

せてもらいます。

第1点目、職員の超過勤務について。

昨年度の指摘にもかかわらず、特定職員の超過勤務が今年度も多く見られるので、村ではどのような対策や対応をしたのか。

過去10年間の資料提出の上、今後の村の考え方を伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 1番目の職員の超過勤務についてお答えいたします。

このことにつきましては、昨年度の9月定例会においてもご質問をいただいたところであり、その後、村としましては、職員のメンタル状態の把握や健康チェックなどを実施してきたところでもあります。また、毎週水曜日のノー残業デーの推進により、超過勤務の削減や職員の身体的負担の軽減などに配慮してまいりました。しかしながら、特定職員の超過勤務が昨年度においても減少していない点については、職員の若返りと震災からの復興業務を中心に、担当課において中核的な立場として業務に当たっている職員であることから、なかなか減少に至っていないところでもあります。

これらの状況を考慮し、ことし4月の人事異動を実施したところであり、今後とも超過勤務の減少に向け、適正な人員配置と職員の健康管理に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 私は10年間の資料をくださいということなんですけれども、5年しか出ないということは、これは5年間しか資料というのはないということなんですか、前回は廃棄したということですのでよろしいんですか、これは。……いやいや、廃棄したってということで、それはもう、例えばこういう資料の場合は、5年間で廃棄しちゃうということですよ、よろしいんですか。

○議長（小山克彦君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

天栄村の文書取り扱い規程というものがございまして、それによりますと、この超過勤務、これらについては保存年限が5年という定めがございまして、10年間の資料というのはちょっと無理でございまして、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 私は過去のものも見たかったですね、過去もね。この前村長さんは、災害のために超過勤務がふえたということだったので、過去はどうだったのかなと思って、

過去のものも10年前のものも見たかったですけれども、これを見てみますと、何か同じような人がずっとやっているんですね、超過勤務が。年間に500時間超えている人も数名いるんですね。500時間というと、やっぱり1日に3時間ぐらいやっているということですよね。前のときには、その課の仕事を終わって3時間、平均すると1日3時間の残業になりますから、家庭に行って8時、それから家庭を持っている場合には、それから食事をつくったりなんかすると家庭の崩壊にもつながると、そういうことを言っていましたけれども、いろいろ調査してこれを見てみますと、一部の人なんですよね、ずっと見ますと。

そして、この369万8,179円というのは残業手当だけなんですか、これは。あと、309万9,090円というのは、残業手当だけの金額なんですか、ここを教えてください。平成26年度。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

この提出資料の見方ですが、単位は円、それから時間でございます。ですから、平成26年度で申し上げますと、1番上の職員が1番という番号を付させていただきましたが、この方で申し上げますと、平成26年度で11時間、金額にして1万7,622円の時間外勤務手当というふうなことでございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 手当額のほうを見ればいいのね。そうすると、これ年間に144万3,145円、残業だけで1カ月14万円から12万円ぐらいの残業手当をもらっている方もおるといことですよね。そうすると、これ給料にしてもこんなに給料をもらって、補正とらなくても間に合うんですか、これ。その辺をお聞きいたします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

今のおただしのところは、平成26年度で金額手当額だけを見ていった場合に、最も高いと見られるのが、下のほうにいきますと、その158万7,871円の職員のことを指しているのかなと思いますが、この方でいきますと、それを12で割っていけば、月額平均13万円ぐらいになるのでしょうか、といった時間外勤務手当が平均すれば支給されているという形になりますし、予算的には当初予算見込みで、基本給の5%ということで予算計上はさせていただいております。当然、これだけの額になってきますと当初予算の額では賅い切れませんので、補正予算の中で補正をして対応しているというふうな形になっております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） そこで聞きたいんですけども、一部の方がこのように残業をやって

いて、補正までとらなくちゃだめなような、このような勤務態勢は、これは村長さん、おかしいと思わないですか。これは一覧表見ればわかるでしょう。月にすると14万円ぐらい残業もらっている方もいるわけですよ、月にすると。大分開きがあるでしょう、これ。この辺はどのように考えているんですか、村のほうは。こういう方にはどのような指導をするんですか。日中、一生懸命仕事やっても間に合わないということなんですか。何か悪い、悪いというわけじゃないけれども、5時から仕事だという人もいるんだなんて、そんな笑い話みたいなことも聞きましたけれども、そんなことはないでしょうね、厳しく言いますけれども。その辺はちゃんと指導しているのか、していないのか。今後はどういうふうにするのか、その辺もはっきり答弁もらわないと。補正とるようなことでは困りますから。

○議長（小山克彦君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

1人の職員に偏っているのではないかとというようなご指摘でございますが、確かにこの資料を見ますと、この職員については大分残業をしているというようなことでございますが、この係につきましては、国の制度改正等々がある場合に、どうしても残業しながらその事務をやっていくというような業務でございまして、それらもございまして、どうしても超過勤務がふえてしまっているというようなところでございます。

それから、職員のその性格の問題もございまして、自分の仕事を納得しながら仕事を遂行していくというような性格の職員だというようなことから、どうしても慎重な対応をしているということでございまして、どうしても超過勤務がふえてしまっているというようなところもございまして、これについては今後どうするんだということでございますが、今後につきましては、本人も交えながら所管課長等と話しながら、超勤を少なくするべく対応を考えてまいりたいと思っております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 副村長に今そういう答弁をもらいましたけれども、去年も指摘したにもかかわらず、またこういう事態だったから、村はちゃんとしていない、真剣味がない。

あと私が言いたいのは、同じ課にあっても一部の人だけが何年間もずっとやっているから、この運営をなぜチェックしなかったかということですよ。同じ課にいるんだから、その人がずっと毎年ずっと残業やっているから、これはおかしいんじゃないかなと思って。監査のときに見たら、月にしたら14万円もらっていると、これもおかしいんじゃないかと。バランスがとれないでしょう。片方が14万円も勤務手当もらって、片方は2万円、3万円しかもらっていない、それバランスがあるでしょう。それはやっぱり残業だから、同じ課だったら皆さんに平等に残業をやってもらう方法をとるとか、そういう方法を考えなかったのかと、

私は不思議でならないですよ。なぜその人にだけお任せしたのか。今後はそういう残業があった場合には、担当課長さんに言いますけれども、1人の人にだけ任せないで、分担して仕事をやるようにさせてください。これはこれでいいです。

では2点目、婚活事業について。

村は20代から60代の未婚者が800名ほど住んでおりますが、40代から50代の中高齢者に向けての対策も必要であり、10年後、20年後のことを考えて、大幅な予算を確保して真剣に取り組んでもらいたいが、村の考えを伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） 2番目の婚活事業についてお答えいたします。

村では、今年度も後継者対策事業として、仕事にも恋愛にも役立つコミュニケーション講座と題して、村内独身男女を対象に、8月4日に文化の森てんえいにおいて講習会を開催いたしました。

また、8月22日には羽鳥湖高原において、今年度第1回目の婚活イベントを男女28名の参加を得て開催いたしました。参加者の年齢は26歳から46歳であり、8組のカップルが成立したところでございます。本年度については、あと2回の婚活イベントを予定しており、うち1回は、40代から50代を対象としたイベントを検討してまいる所存でございます。婚活事業につきましても、直ちに効果があらわれにくい事業であり、今後も継続的に事業を進めていく考えでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 県のほうで8月28日、福島県がセンターを開所、世話好き人養成会というのをね。つまり結婚や妊娠、出産、子育て、切れ目なく支援する施設を拠点に、ふくしま結婚・子育て支援センターというのを県のほうでもやっているんですよ。始まったんですよ、この27日から。昔で言えば世話焼きばああという失礼かもしれないけれども、そういう言葉は使えないからね、世話焼き人の養成をやったと。県のほうも、それだけ婚活支援については、頭を悩ませているということでしょうね。

そこで、政府が去年の、平成22年から平成25年にかけて、少子化対策白書と決定して、20代、30代の結婚や家族に対しての意識調査を実施し、恋人がいない未婚者の集計68%が恋人が欲しいと言っているわけですよ。でも一番の理由は出会いの場がないと、この55%の方は。先ほど言った68%の方が恋人が欲しいんですけども、出会いの場がない。あとはもう面倒くさいというのかな、恋人は欲しくないという人も37%ぐらいいるんですよ。この方々が大事なんですよ。恋人が欲しくないという人。そういう人たちが50、60になっちゃうとあきらめに入っちゃうんですよ。だから、私の心配しているのは、10年後、20年後、今の20代、

30代の人でもそうですけれども、40代、50代までに真剣にやらないと、もう60になると話も持っていかなくなりますよね。そこにはお父さん、じいちゃん、ばあちゃんがいますよね。そうすると、その息子さんが1人で親の面倒を見られないという、そういう家庭が今現実に出てきているんですよ。そのことを村のほうで真剣に考えてもらいたいですよね。

そして今、先ほど言いましたけれども、その結婚をしたくないという人も、その人を結婚したいという魅力ある村にする。またその結婚したいようにするには、やっぱり先ほど結局世話焼き人というんですか、そういう人を養成して、例えば、40代、50代で村のほうで集まってくれじゃなくて、各行政区当たりでそういう人を1人か2人お願いして、そういう方に、どうですか、結婚する気はないんですかとか、家庭を持たないと40、50になると、今度はじいちゃん、ばあちゃんの面倒見るのも大変なことになるんですよと、そういうふうにして話を進めてくれる方を、世話焼き人をつくらなくちゃだめだと県のほうも考えて、支援センターをつくったということですよ。

村のほうもそういうことを、例えば各行政区に2名なり3名なりのそういう方を、情報交換ですよ、村同士の。そして、そういう方々にその40代、50代の人にそういう気持ちを、結婚してもらいたい気持ちにさせるということが大事だと思うんですよ。もうはっきり言うと、諦めが先になっている人が多いんですよ。それを結婚しないと、家庭もじいちゃん、ばあちゃん、最後には子供がないと、その後継ぎ目なくなるんですよとか、そういうやりわりの世話焼き人、そういう方々をお願いして、そして進めないと、なかなかこの婚活問題というのは厳しいと思います。

だから、いろいろな面でいろいろな方法を考えて、そしていろいろな手を尽くしてやるべきだと思います。そのことに対して答弁をお願いします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

県のほうでも8月28日、センターを開設したというのは我々も新聞等で存じ上げておきまして、そういうふうな世話焼き人というか、昔でいう仲人をやっていただけるような方、そういう方がやっぱり現実少なくなっているというものは、我々も理解しております。

また、出会う場がないということで、今回も婚活の事業を数回に分けて行うような状況になっておりますので、今後は、その世話焼き人というものも視野に入れながら、そういったセンターというか、そういった人たちの養成をどのような形でできるか、検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 先ほど村長さんは、私もたしか250万円ぐらいでしたか、予算取った



の。あの予算では足りないです。だからもっと大幅な、10年後、20年後もっと考えてくださいというのはそこなんです。大体今20代、30代の人で結婚していない人が、その人が10年、20年過ぎると40、50になっちゃうんです。今のうちに手を打っておかないとだめですということですよ。

石川町の場合は、独身男女に出会いの場を提供する第3回石川コンは、8月30日石川町の八幡屋で開かれ、写真が出ていますけれども、石川郡内の男性が88人、県内外の女性が60人参加し、30組のカップルが誕生した。やっぱり人数が多くなると、15対15では2組か3組しか決まらないですよ、やっぱり100人単位ぐらいでやらないと。40代、50代もまぜてね。このときなんかはお笑い芸人なんかも呼んで、おかちゃんとかそういうのも呼んでやったみたいなんですけれども、芸能人を呼ぶとか、それはまた別の問題として、やっぱり真剣に取り組んでもらいたいということですよ、私は。本気になって。やればいいんじゃないんですよ。なぜだめなのか、なぜ3組のカップルしかできなかった、その3組のカップルが結婚までこぎつけたのか。その辺はどうなんですか。この前3組のカップルができましたというけれども、その3組のカップルのその後の経緯はどうなんですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

8月22日に村コンということで開催させていただきました参加者につきましては、男性14名、女性14名ということで、カップル成立は8組でございました。日にちもそうたっていないものですから、後のアンケートまではまだいっていませんが、何分プライベートなところにもさわるものですから、うちのほうとしては後追い調査というふうな形ではなくて、参加していただいたアンケートというふうな形で、今後アンケートをとって、その行く末というか、動向を見守っていくというようなことで対処しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） だから、先ほども言ったでしょう。その大幅な予算を確保する気はあるんですかって。全然答弁ないですけども、って、また聞いたでしょう。だから250万円ぐらいでは、これはやったふりだけです、私から言わせると、正直言って。言われたから仕方なくやったんだぐらいの感覚にしかとれません、250万円ぐらいの予算では。本当に真剣に取り組むのには、やっぱり大幅な予算を組んで、そしてさっきも支援センターをつくって、そしてやらないと、結婚しない人が800人もいるんですよ。これ50代の人、あと10年で60、この人たちはもう60だし不可能ですよ。40代ぐらいのほうで何とか手を打っておかないと、それ1回、2回ぐらいやったって、それもう結婚させるぐらいまで頑張らないと、この辺は

もう、あと20年も過ぎるとあれですよ、この方々が何人残っていればいいのかということを考えてみてくださいよ。何とかこの人を半分でも成立させなくちゃ、そのぐらいの意気込みがないと崩壊しますよ、天栄村なんて。あと30年後には。跡継ぎどうするんですか、みんな。長男坊でそういう人。これは半分、約40%は女性で、60%が男性なんです、男性の方が結婚していない人が多いんです。考えてみてくださいよ。800人の約500の方が独身でいるんですよ、まだ嫁さんもらわなくて。

250万円ぐらいの予算で、これ対応できますか。やっぱり100人ぐらいの対応だから、ある程度の予算がないと、課長そうでしょう、予算がないとできないでしょう。10人とか20人ぐらいの合コンというんですか、その結婚のそれもできないでしょう。こんな200人も300人も集めたら、今度金なんか1回で終わりでしょう。だから大幅な予算をつけなくちゃまずいじゃないですか。後でふるさと納税で金の集め方も言いますけれども。それ、ちょっと村長さん、答弁してください、その辺、本当にやる気があるんだかないんだか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

予算のほうのご提案、大変ありがとうございます。真剣に取り組んでおります。私もこの人口減少する中で持続可能な村づくり、これをしていかなくちゃならない、これは当然少子化対策をしっかり行わなくちゃならないというようなことで、婚活事業、村を挙げて始めました。

予算をつけたから、人数を集めたからいいというわけじゃないんです。これを通年通してやりましょうと。村の考え方、私らの考え方、いろいろ本当に手探りの中で今やっています。

なかなか独身の男性、女性もいます。男性がその場に来るまでが大変なんですよ。今議員おっしゃったように、今までは仲人、おせっかいなおばちゃんたちがいてくれたんですが、なかなか今度そこにも責任かかるというようなことで、村ではそこに登録制をとって進めていきたいと思います。ただ、そこに入って行くのには、実績があつて初めて、そこに行ったらばなかなか皆さん、第1回、第2回、今回3回なんですね、この後また今年度その250万円の予算なんです、あと2回やる予定でございますが、第1回目やったときに、会話が續かないんですよ。これは何かな、なかなかそういう機会がない方というのは、その場面に行つて初めて会う女性に、話がなかなか会話が續かない。

それで、村でコミュニケーション講座を実施したり、この身だしなみ男磨き講座とか、こういうものやってから、もっと臨んでいきたいと思います、村も担当者も真剣にこれは取り組んでおります。だから50、50、100、100いたからできるのかじゃなくて、その意識をまず変えていかないと、なかなかやれない。そうした中で、これはいけるとなったら、今議員がお

っしやったように予算は村でも取って、議員さんの理解が得られる部分であれば、大いにこれはやっていきたいと、そういう思いでいますので、ご理解をいただければなど。

全くただやればいいという思いではないです。ここはしっかりと婚活、結婚までいって、家庭まで築けていけるような形で持っていきたい、そういう思いでこの婚活事業に取り組んでいること、そして、これも吉本興業の地域興しグループとタイアップした中で、あとは地元の婚活業者と入って、女性も探さなくちゃならない。そういう中で進めてきている、通年これをやっていく。村に住んでいる独身の男性、女性の方々、本当に真剣にやっぱり考えてやっていく。

そういう中で、ここに参加する、参加することが恥ずかしいって、まだ思っている人もいます。私の同級生もいます。私も何度もそういう場をつくりました。50過ぎて、もう新婚とか何かは望まない、再婚でもいい、子供いてもいい、それでもいいから結婚したい、そういう思いはひしひしと伝わってきます。そういう場面、そういう方も何度か見合いも、私、個人的に、村長に就任する前にやりましたけれども、会話が續かないんですよ。そこをどう持っていくか、そこからやっていかないと、なかなかお金をかけて100人、200人でやったからって、それが成功するものではない。

だから、今は少人数で、まず地元にいる男性陣に自信を持ってもらってやっていく、そして自分たちのホームグラウンドで、自分のところの野菜をとってきてバーベキューをやるとか、もっと、だからやる、ここに参加した男性陣、少しずつ自信もつけてきて、今口コミで広がっています。

この真剣さも多分そういう独身の男性、女性にも徐々に伝わってくる、また、村内にいる女性の各種団体の方々にも、そのおせっかい、今は婚活コンシェルジュという名前でやっていますので、そういう方々に今後これを勧めていく中で、登録がもっとふえてくれば、報奨金出してもいいなと私はそこまで思って真剣に考えていますので、ご理解をいただければなと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） でも、人を集めたからいいというものじゃないというけれども、例えば、その石川の場合は、結局は男性が88人、女性が68人で、そしたら30組のカップルが誕生したということは、多ければ選べる人、10人だったら1人の人にかかわっていく場合もあるんですよ。1人の女がいるでしょう、10人の人がそっちに全部行ってしまったら、あとの9人の人は行くところがなくなってしまうわけですよ。あと何十人もいると、自分はその中のやっぱり、選ぶといえちよっと失礼かもしれないけれども、自分が話し合っていて、この人だったら一生添い遂げてもいいとか、それはつき合ってからでも、この人とは二、三回会ってみたいなという人を、出会いの場というのはそこですからね。

やっただけでいいということは、失礼だけれども、わざと言ったの。村長、そのぐらい言わないと向かってこないから。そうですよ、そのぐらい言わないとだめなんですよ、真剣味がないと言わないと、真剣にやっていると言わないから。本当に真剣にやってもらわないと困るんですよ。やったふりでは困るという、やったふりじゃないと言ってもらえれば、今度はやったふりじゃなくなるわけですから。

後は確認しますよね。村のほうは、この世話焼き人を養成するのか、これからもそういう考えているのか。そういう場合は、どのように対応するのか、各行政区から選ぶのか、それとも今までの民生の方とか、そういう方を選ぶのか、そういう考えがあるのか。

あと結局は今の人数じゃなくて予算の場合は、今すぐは予算は上げないということですよ、上げる気がないということですね、予算のほうは。だから、それはどういうふうになったら予算を上げるという、そういうふうは今実績を積み上げというよりも、私の場合は考えが違うんですよ。やっぱり予算を上げて、もう少し人数を多くして集めたほうがよろしいんじゃないですかということなんですよ。その辺の確認をもう一度答弁をお願いします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

今年度は、先ほど申し上げましたように250万円の予算の中で婚活を3回ということで行っておりますので、来年度事業に向けて、今言われましたような世話焼き人、コンシェルジュの方の養成というのは検討してまいりたいと思います。

また、数につきましても、本当に我々は20、20というふうな形で一応考えておりますので、その中で、今回14、14で8組というと、割合的にはカップル成立の割合も結構高くなってきたなというふうに思っていますんで、こういったものをぜひ続けていながら、また、そういった世話を焼いていただける方が出てくることによって、結婚まで持っていけるような状況にはしていきたいとは思いますが、今年度につきましても、この婚活イベントでやりまして、来年度に向けて、そちらのほうについては検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） そうすると、この世話焼き人かい、その養成というのは、村のほうでもやるということによろしいんですね、村長さんね。じゃ、いいです。

3問目に入らせてもらいます。

ふるさと納税寄附金について、村が作成したパンフレットを初めて見る方、特に老人の皆さんにはよくわからないと思います。税の免除のことも、どなたにでもわかりやすく説明をして、納税寄附金者の方には御礼品は自分で選んでいただくようにしたほうがよいと思うが、

村の考えを伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 3番目のふるさと納税寄附金についてお答えいたします。

このふるさと納税につきましては、村としましてもその内容の充実化に努めてきたところでございます。今年度に入り、ふるさと寄附金のパンフレットを作成し、より多くの方々にふるさとへの貢献や応援をしていただけるようPRを図っているところであり、以前と比較しましても、1万円から3万円を寄附された方が平成25年度が1名、平成26年度は6名、平成27年度は、7月末現在で23名となっており、着実にその効果はあらわれております。

しかしながら、返礼品の内容がわかりにくいということから、現在新たなパンフレットの作成に取り組んでいるところでもございます。現在のパンフレットでは、寄附金額に応じて一覧表の中から特産品を選ぶ形にしておりますが、これから作成するものではポイント制に改め、その寄附金額に応じ、獲得したポイントに到達するまで、寄附者みずからが複数の特産品を選べるような形にし、より寄附者の満足度が得られるものになりたいと考えています。

今後とも幅広く周知し、多くの方々にふるさとを応援していただけるようPRを図ってまいりますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） このパンフレットを見てわかりますか、見て。何もわからないと思うよ。私の言いたいのは、ふるさと納税につくと、例えば、自分の生まれ育った天栄村なら天栄村から東京なりに行ったでしょう。行った場合には、自分の親、じいちゃんが住んでいる所に納税をした場合には、例えば5万円なら5万円の納税をした場合には、4万8,000円は東京都で免除されるんですよ。自分の負担金は2,000円で4万8,000円は天栄村に納税、ふるさと納税すると、するとふるさと納税した中から2万5,000円から半額の2万4,000円の返礼品をもらえますよ、誰も損しないですよと私、前にも言ったことあったでしょう。

納税した人はふるさと納税すると、5万円すると4万8,000円だから2,000円しか、今は6万円まで出しますからね、2,000円しか取られないんですよ。東京都には5万円払ったら、その2,000円しか。言っている意味わかるでしょう、あなた方は。そうすると、4万8,000円は村に納税になるわけですよ。その中の2万5,000円の返礼品をやると、ふるさと納税した方も、5万円東京都に納税するよりも、天栄村にふるさと納税5万円すると2万5,000円の返礼品もらえるんですよ。そういうことをちゃんと詳しく書いていないとわかんないでしょう、これ。よそはみんなそういうふうには書いてるんですよ。よそのパンフレットなんか取り寄せてないの。

あといいですか、湯川村は簡単なんですよ。3万円寄附した場合には米1俵、そうしたら、

前回は2万円だったんですね、米1俵。そしたら100万円の納税が4,000万円になったんですよ、100万円の納税が。ところが、ことしの4月現在で幾らだと思います。4月現在で、米1俵送るだけで。1億2,000万円突破ですよ、4月18日現在で。今年の4月ですよ、もうこれは2億円突破しているということでしょう。これは米だけでもですよ、天栄村はそのほかにゴルフ場も旅館もあるんですから、いっぱいあるでしょうって言ったんですよ。だからパンフレットつくって、こういうのもありますというのは、それはわかるの。でも、そのふるさと納税した方にこれ、メリットもありますよということを教えない、これではパンフレットをもらった人で、自分の息子とか親戚にやったって説明できないでしょう、これでは。

まして私が腹立ったのは、村人会までにつくってくれと言ったら、村人会にこれ何の報告もしていないの。私はずっと言っていたけれども、ちょっと飲み会始まってちょっといたけれども、説明はしなかったみたいですけども、30分ぐらい、15分ぐらいちょっと抜けましたけれどもね。

だけど、これ村人会で説明しなかったらどこで説明するんですか、どこでPR活動するんですか。インターネットとか何かでやりますとかと言って、インターネット見て、よこす人なんているんですか。実際に今23名というけれども、金額は幾ら集まっているんですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えをいたします。

まず、パンフレットの作成ですが、今ほど村長の答弁にもありましたように、今現在のこのパンフレットは、これでやっているんですけども、現在議員のいろいろな助言をいただきまして、もう少し内容的に充実をさせようというふうなことで、今現在のこのパンフでいきますと、その一覧表の中から寄附金額に応じてどれかを選んでいただくというふうな、そういう仕組みなんですけど、それではわかりにくいというふうなお話を受けて、その寄附金の額に応じて、おおむね半返しというようなことの原則なんですけど、その寄附金額に応じて、その幾つの特産品、あるいは観光施設等の利用券、そういったものを、ご自分で選べるような、そのような仕組みにしようというようなことで、今現在、業者とパンフの作成について作業を進めているところでございます。

内容的には、これでいきますとA4判の4ページということになるんですけど、今やろうとしているのは、ボリュームにして大体これが約3倍ほど、12ページほどのパンフレットをつくって、幾つの特産品、あるいはそういった観光施設、それから今議員がおっしゃったようなふるさと納税のわかりやすい仕組み、そういったものを記載して、ふるさと納税の充実を図っていきたいというふうに考えております。

それから、ふるさと納税の今村長の答弁にもありました23名の方の人数ですが、これは1

万円から3万円の方に限っていけば、23名の方がことし7月現在でいらっしやいましたという事で……

〔「金額幾らですか」の声あり〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 金額はこの方々、今23名でいきますと、43万円になります、この23名の方で申し上げます。ただ、そのほかに15万円とか、20万円とか、30万円とか、あと今年度は、今現在で1,000万円というふうな大口のふるさと納税の方もいたものですから、そういったことで行きますと、全体で平成27年度の今現在では、全部で27件の1,108万円というようなのが、今ことしのふるさと納税の額でございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 私の言っているのは、その1,000万円とか500万円とか、そういうの言っているんじゃないですよ。そういう人たちは本当に村で育って、出世した方ですよ。そしてもう東京とかそういうところで出世して、そしてふるさとのうちに金があり余っている人ですよ、1,000万円とかそういう方は。私が言っているのはそういう方を対象にして話しているんじゃないんです。私が対象にしているのは、天栄村に育って高校・大学も出してもらって、東京に行って、そして東京に税金払っても、東京に育ててもらったわけじゃないですから。じいちゃん、ばあちゃんが田舎にいるんだから、その一部、年間、税金は大抵その人によるけれども、30万円から40万円の納税するわけでしょう。その中の一部をふるさと納税にやってもらうような、そのシステムができたんですから、そのシステムを活用してやってくださいということを言っているわけですから。

そして、この1,000万円とかそういうのは私は入れないからね。私の場合は、5万円とか6万円とか、本当は2万円、3万円がいいんですよ、3万円ぐらいとか。そして地場産等を送るって。

あと、今課長さん言いましたけれども、パンフレットつくったときには、各一般家庭に、前にも言ったと思いましたがけれども、一般家庭にこういうシステムがありますよと、お願いと言え失礼かもしれないけれども、そういうふうな啓発活動もする必要ないですか。ただつくっただけで、これ、議員の先生方とどこに配ったんですか、これ。

あとは村人会の人に読んでくださいと言っても、それは村人会の方々も恐らくこれではよくわからないと思いますけれども、このパンフレットぐらいは持って行って説明しないとわからないよね、持っていった人が。恐らく。

だから、村人会の方にはこれをただ渡しただけで、説明なんかはしたんですか。

○議長（小山克彦君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

村人会では一応パンフレットは持参しまして、皆さんにお配りはしたんですが、その内容等につきましては、特に時間を設けて説明はしなかったというようなことでございます。

どうしても総会が終わって、すぐに懇親会というような形になるものですから、まさか乾杯しながらこの話もないだろうというようなことから、しなかったということでございます。

ただ、今後、機会を捉えながら、村人会の方々についても丁寧な説明をしてみたいと思っております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） あと村人会ばかりじゃなくて、天栄村に住んでいる方は必ず、私は岩瀬村出身ですけども、結局、兄弟の方が6人か7人いますよね。すると、東京とか関東圏に住んでいる方いますよね。そういう方に、こういうふるさと納税というシステムがありますからご協力お願いします、その金は今言ったように結婚とか子育て支援とか、奨学資金とか、そういうふうに使わせてもらいますからと、使う内容も入れるんですよ、そこに。高齢少子化対策資金とか、奨学資金とか、天栄村の婚活支援にそういうふうに使わせてもらおうと、天栄村のこれからの活性化事業に使わせてもらいますとかと、その使う金もちゃんと説明すればよろしいんじゃないですか、この金はこういうふうに使いますよって。

そうすると、そういう説明をちゃんと入れて、そして例えば各家庭にも配布して、あるところなんかは郵送するんですよ、天栄村出身の方にパンフレットをお願いで。そういう、やっている市町村もあるんですよ。恐らく村長さんの気性ではそこまではやらないと思いますけれども、そこまでやっている市町村もあるんですよ。パンフレットを天栄村出身の人に郵送するんです。ちゃんとお願いで、こういうシステムがあるからって。そのかわり、こういう金に使わせてもらいますからって、内容まで書いて。

そういう考えはありますか、村は。村長でしょう、答弁は。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今担当課長からお話ありましたように、そのパンフレットは今議員がおっしゃるような形で、今作成をしているというようなことで、使い道についても、これまでも子供の支援であるとか、あとはさまざまなものというようなことで、用途もきちんと書いて出していますので、また各家庭に配布をお願いをしていく。あとはなかなか今東京に出ている方々、あとは各家庭のほうからお願いをする方法がいいのかなと思っております。

また、議員先ほどおっしゃったようにインターネットでわかるのかと、天栄村のホームページにも載せております。そして、インターネット、そことやっている会社とも契約もしています。これはSoftBankでやっているさとふるという会社、私の知り合いが関係し



ているものですから、東北で第1号として天栄村を載せてもらって、その反響もあって少しずつ、金額は少額なんですけど、そういった中で協力もいただいておりますし、天栄村のホームページからも、祖母が天栄村出身でありましたので、金額は少ないんですがというようなことで、1万円弱の方々も少しずつ、そういう方々に浸透してきていますので、今後村内に住んでいる村民の方々から村外に出ているの方々にお伝えしていただけるような、お願いをするような方向で進めていければと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 本当に真剣にやってもらいたいです。言うことは誰でもできます。実際にこういうふう実績を上げている村があるんですから。100万円が米1俵送ることによって4,000万円になったと、それが今度は、今年度は1億2,000万円になった。これ新聞に出ているんですよ。電話の対応が忙しいって。それは村が真剣にやって、各家庭に行って、こういうふうお願いします、そうすると、お宅の米でも何でもいいから送るようにできますからって、そこまで細かく説明して歩いているんですよ。インターネットでやって、それにお任せしましたなんて、そんなのなんては、やる気がないですよ、お任せって言うんです、そういうのは。本当にやる気があるんなら、ちゃんとわかりやすく各家庭に行って、そしてこういうのありますからお願いします、そういうふう。

だって、ここは4,000人ぐらいの人口ですよ、湯川村って。去年の4月でも、去年やったときには4,000万円だったでしょう。それが3倍の1億2,000万円、それも4月現在ですよ。天栄村は1,108万円、それ1,000万円があるから1,108万円でしょう。どういうふうにこれ考えればいいの、これ。片方はこういうふう1億2,000万円も集まっているのに、天栄村は23件だなんて。

本当にこれ、先程から本気に考えています、本気にやりますと言っているけれども、これ信用できますか。村の言っていること、私。課長、私、信用していいんですか、村が本気にやっていますということ。村長さんにもお聞きしますけれども。本気にやっていないんじゃないの、これ。あれほど言っても、こんなものでは。調べてみなさいよ、これ。あげるわ、これ、あんたに、村長さんに。見てみなさい、これ。

実際にそういうふうやっている市町村があるんですから、課長さんね、真剣になってやってください。やる気がないんですよ、こんなパンフレット使っていて、怒鳴りたいぐらいですよ、これ。見たってさっぱりわからないでしょう、うちの娘、どうなのって言っていたよ。とにかくわかりやすく。

あと、この財源をこれからの婚活支援とか、先ほど言ったように、婚活支援に対して大幅な予算も取る気もないみたいですけども、こういうふるさと納税に入れればいいんです。婚活支援とか少子化、支援金とか奨学金に使いますって、名目、名目は一つでもいいんじゃない

ないの、村活性化対策資金に使いますって。括弧何と何と何とって。そういうふうにしてやってもらえますか、そういうふうにやってくれるのか、答弁もらってやめます。やるかやらないのか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

このふるさと納税については、なかなかその財源が厳しい中、これには真剣にやっぱり取り組むというようなことで、今担当者、担当課長含めてこれは進めておりますので、そこはご理解をいただきたいなと思っております。

それで使い道、使途もしっかりちゃんと載せています。子育て支援であるとか、そういった部分で載せていますので、そういう中で、今少しずつそれはなっています。

あとは議員ご指摘のインターネットばかりに、私は頼っているつもりもありません。そのパンフレット、本当にもっとわかりやすく、見やすく、そして多くの方々に納税していただけるようなパンフレットをつくりましょうというようなことで、今真剣にそこもやっておりますので、間もなくでき上がったら皆さんに、議員の皆さんにも見ていただいて、これだったらと、多分納得できるものができるのかと思っております。

ただ、そこに載せる中で、天栄村の特産品、なるべくその農産品、それも載せたいというようなことで、旬のものを写真を撮って載せるというようなことで今進めていますので、あとは宿泊施設関係者、商工会の会長さん、あとは農家の代表の方々というようなことで、意見交換をしながら、より充実したものになるような部分で、そこは進めておりますので、今後もこのふるさと納税については、村もしっかりと取り組みますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） これだけのパンフレットをつくって、説明をちゃんとすれば、立派なパンフレットになりますよ。これに説明が入るとね。

あと漏れないようにね、リンゴ屋さんとか桃屋さんとかいろいろありますよね。結局あなた、これは載っているけれども、うちのは載せないのか、そういう場合には、いろいろがさっとでいいから、そのところに写真は載せたほうがいいよね。桃とかリンゴとかキュウリとか、そういうのやっているわけでしょう、漬物なんかもあるんでしょう。だから載せるときには満遍なく、うちのは載っていなかったと言われないようにしてください。公費でやる金ですからね。

とにかく、真剣をお願いします。納得いかなかったら、また後で一般質問します。

議長、終わります。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君の一般質問は以上で終了いたします。

ただいま一般質問の途中であります。昼食のため午後1時30分まで休みます。

(午前11時45分)

---

○議長（小山克彦君） 午前中に引き続き、再開いたします。

(午後 1時30分)

---

◇ 後 藤 修 君

○議長（小山克彦君） 次に、9番、後藤修君の一般質問の発言を許します。

9番、後藤修君。

[9番 後藤 修君質問席登壇]

○9番（後藤 修君） 天栄村議会会議規則第61条に基づきまして、2つの事項について通告どおり質問をいたします。

まず1番目、添田村政2期目の抱負は。

8月に行われた天栄村長選挙で、添田村長は見事無投票で再選されました。改めてここにお祝いを申し上げます。

そこで、1期4年間の経験を踏まえ、2期目での村の振興策と村政をどのような抱負を持って臨む考えか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） 1番目の2期目の抱負についてお答えいたします。

このたびの村長選挙におきまして、無投票により再選することができましたのも、議員の皆様方を始め、多くの村民の皆様のご支援、ご協力によるものであり、関係する皆様方に、改めて深く感謝申し上げます。

さて、私の1期目におきましては、東日本大震災からの復旧・復興を最優先課題として掲げ、災害復旧事業や仮置き場の選定、除染事業の推進、さらには子供たちへの放射能に対する健康管理対策など、村民の安全・安心のため懸命に取り組んでまいりました。その結果、関係各位のご理解とご協力のもと、これらの事業はほぼ初期の目的は達したものと感じております。

新たな2期目におきましても、村民が主役を引き続き村政の基本理念として掲げ、活力ある村づくりに取り組んでまいります。今、地方創生元年と言われる中で、これからは地方自治体同士の厳しい生き残り競争の時代に突入していくこととなります。私はこの危機感を村民の皆様とともに共有し、この天栄村を末永く未来に伝え継げる村づくりを進めていかなければ

ばならないと考えております。

そのためにも、未来を担う人づくりに力を注いでまいります。

まず、子供たちに夢を持っていただくために、子ども未来基金制度を活用した支援や、英語の村てんえいの旗印のもと、学力向上や英語教育の充実を図ってまいります。

また、若者に希望を持っていただくために、雇用の場の確保に努めるとともに、みずから会社を興す、いわゆる起業を支援するため、施策の推進やよきパートナーを探せる場を提供できるような婚活事業にも、引き続き力を注いでまいります。

さらには、高齢者の方々に生きがいと安心を提供するために、特別養護老人ホームの増床や健康づくり、住宅環境への支援等を進めてまいります。

また、地方創生の柱である人口減少対策にも力を傾注しなければならないと考えております。かつて、我が村は平成の初めごろにおいて、7,000人を超えておりました。あれから30年が過ぎようとしている現在、6,000人を割り、年間100人のペースで減少している状況であります。

これは本村だけでなく、人口減少時代に入った日本全体の問題でもあります。いかにこの減少ペースを緩やかに抑えることができるか、大きな課題であります。

私はこの大きな課題に対し、まずあらゆる世代の方々と意見を交換しながら、施策の構築をしてまいりたいと考えております。そして、共通の理解のもと、将来の天栄村のあるべき姿を具体化してまいります。

以上、2期目に当たりましての抱負を述べさせていただきましたが、いずれも私の力のみでは解決しない課題ばかりでございます。議員の皆様におかれましては、どうか引き続き格別のご支援とご協力を賜りたく、切にお願いを申し上げます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 村の最高責任者である村長となりますと、隅々の事柄について気配り、それから目配りが大変重要かと思えます。当然、少子化対策、老人対策、農業対策、それから観光対策、除染への対策、全て、それから企業の誘致、それから商工業の発展等、何においてもやはり村長といいますと気配り、目配りが大変重要かと思えます。

それで、全部私のほうで聞くことはできませんので、常に村長は今も申しましたとおり、子供たちに夢を、それから若者に希望を、それから高齢者に生きがいをと常に言っております。何回も聞いております。すばらしいこの言葉だと思えます。大変私も共感するところがございます。

それで、それぞれの項目別に少し具体的に、なお深く突っ込んだ話を聞きたいと思えます。

今も申しましたけれども、子ども未来基金、1期目になったときから、この創設には大変強い力を発揮してやるのかなと思って見ておったわけですが、現在この基金は幾らになりま

したか。

それで、その基金を活用して、またどのぐらいの基金になったら、何をどのように利用して、若者の夢を実現するようなことを考えているのか。その点をもう少し突っ込んだ話をお聞きしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

子ども未来基金の基金は現在幾らかというようなことでございますが、約1,200万円になったところでございます。

活用につきましては、私、就任当初から、原発事故があったものですから、子供たちの健康管理、健康をしっかりと見ていかなくちやならない。そういったところに活用しますよというようなお話ししながら、そこについては国・県の助成金対応などで、今甲状腺の検査、内部被曝検査等々いろいろとしっかりと行っているところでございますので、子供たちがやっぱり夢が持てる取り組みというようなことで、これからの社会、英語の村てんえいというようなことも挙げて、グローバル化社会の中で、子供たちがどう生き抜いていくかというような流れの中で、生き抜く力を身につけさせてあげたい、そういった流れの中で、今後はさまざまな体験を積ませて、子供たちにそういう経験を積むことによって、生き抜く力を身につけさせていく。

それと、子供たちが大学を卒業してなかなか戻ってこないというようなことが往々にしてございますので、どうしても天栄村に住んでいると電車も通っていない不便さが先に行ってしまう部分があるものですから、そういったところについても、しっかりと天栄村のよさ、そういったものを子供たちに教え、経験させて、将来的には天栄村に戻ってくる、天栄村に誇りと希望を持ってここに残っていくというような体験、経験を積ませていきたいと、そのような活用ができればというようなことで考えております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今の話ですと、まだその1,200万円の金額では、例えば、若者を先進地の視察等に送って、都市との交流をしながら研修をさせて、そして若者の夢を実現させるというような具体的なことまでは、まだ今の時点では考えておらないのでしょうか。考えるとすれば、どのぐらいの金額になったとか、あるいは2期目4年のいつごろには、まさか実行するとは思いますが、それはいつごろになるか。その点の考えはどうか、お聞きしたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

子供たちのその人材育成については、人材育成資金を使いながら、今後どのような方法でやれるか、そういったところで進めていく考えでございます。

その未来基金につきましては、今なかなか財政的、経済的に厳しい家庭もふえてきていると、そういう子供たちを最後まで救っていきたいというのが、私の願いでございます。

中学校、高校に行くにしても、経済的な理由で制服までなかなか手が回らない、高校入学時に係る費用というのが、20万円からやっぱり30万円かかると聞いております。そういったところにも幾らかの支援、児童手当も中学生までになるものですから、高校、ほとんどの子供が進学または就職する、そういう子供たちに対して、村としてもしっかりとした対応をしながら、子育て支援につなげていければと、そういう思いで、今後そういったところにも反映させていきたいというようなことで考えております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この天栄村を背負って立つ将来の若者を、やはり天栄村の人材として育てていくために、村長とそれから若い人たちの話し合いの場、対談の場を設けたらどうかと思うんですが、その点の考えはないですか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員ご提案のとおり、私もこれは取り組んでいきたいというようなことで、これまでは農業者、観光者、商工業者というような方々と、異業種の方々との意見交換をしながら、どうやって村を活性化させるかというようなことも取り組んでまいりました。

次は、若者がここに定着して、ここで前にも話しましたように、起業をして会社を興していただけるような、農業法人でも株式会社でも農家でもいろいろ、天栄村ならではのできる部分というのがあるものですから、そういったセミナーや研修会を開きながら、若者の意見を聞きながら、どうやったらここに残って、この地域の活性化ができるかというものに取り組んでまいりたいと考えていたところなものですから、ぜひそれは実現して進めてまいりたいと考えております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 大変村長から今前向きな答弁をいただきまして、いい話だと思いますので、ぜひ実行していただきたいなと思います。

それから、高齢者対策として、今度天栄ホームが20床の増床を間もなく考えております。それから、そのほかにも高齢者対策等々は実行しておるわけですが、一番これからの老人の方がやはり希望するもの、現在はミニデイとか、それからいきいきとか、それから水中ウォーキング何がし、いろいろやっておりますけれども、やはりこれも老人の方の希望を取り入れ

て、どのようなことを生きがいとして村の行政の中でやってほしいか、その話を聞く場を設けて、そして実行したらどうかと思いますし、それを聞かなくても村長として、高齢者対策として、また新たな考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えしてまいります。

高齢者には、先ほど議員がおっしゃったように、天栄ホームの増床、一応今のところは30床増床というようなことで考えております。施設の充実を図るのも大変重要なんですが、健康でやっぱり長生きしていただく、高齢者に生きがいを持っていただくというのが一番でございますので、さまざまな取り組み、今までも湯ったりミニデイサービスであるとか、水中ウォークであるとか、そういったものもやっておりましたが、我が村は基幹産業が農業でございますので、70代、80代になっても農業もやっていらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういう方々が生産意欲を持ってやれるような取り組み、今後はそういったものにもつなげていけるように。湯本地区においては、あく抜きもしなくて食べられるワラビの栽培の推進というようなことで、少しずつはやっているんですが、なかなか株がふえていかないような状況になっているんですが、そういったところを高齢者が少しでも小遣いが稼げて、それが生きがいにつながるような取り組み、あとは介護の予防というような部分では、運動・スポーツであるとか、高齢者の皆さん、ゲートボール、マレットゴルフ、あとはグランドゴルフ等々やっていらっしゃいますので、本村は東西に35kmと広い地区でございますので、そういったところの中、充実したスポーツができるような、施設まではいかないんですが、整備もしてまいればなというようなことで考えております。

今後、あと10年も過ぎれば、団塊の世代の方々が後期高齢者というようなことで、全国的な取り組みもしていかないと施設が足りないというようなことでございます。民間の施設でも18床のグループホームが天栄村に建築されるというような話も聞いております。

また、湯本地区におきましては、デイサービスがなかなか鳳坂峠トンネルが、完成まではまだまだかかるものですから、その間、デイサービスに鳳坂峠を上りおりしてくると、大変つらい部分があるというようなことも聞いておりますので、既存の公共施設をうまく利用しながら、デイサービスの的なものができる施設の改修等々も進めてまいりたいというようなことで考えております。

高齢者については、生きがいの持てる、そして長寿の村天栄というのを掲げて、しっかりと対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただければなと思います。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 老人の方が、老人の方でなくても、少し若い人でも何でもですけど

も、やはり生活習慣病にならない、重病にならないその前段の健康を維持するために、さまざまな取り組みを村で行って、そして健康でいてほしいというような願いのもとにやっておるのはすばらしいことなんですけれども、いかんせん、やはり参加者が多くならないようですね。ある程度までいって、あとは伸びない。もっともっといってほしいと願っていると思うんですが、それといたしますのは、やはり高齢者の方で、当然場所的なこともございますし、遠いところには車では、自家用車では行ける人と行けない高齢者もおります。

そこで、足の確保がないと参加できないという声が私のところにも聞かれます。といたしますのは、ミニデイとかは車で送り迎えすると思いますが、その水中ウォーキング、ブリティッシュまで行くんですね。といたしますと、あれは村まで自分で来られないとだめなんですか。ミニデイはたしか地域を回って乗せて歩くんですけども、あれは乗せて歩かないから、行きたいんだけども行けないという声が寄せられます。その点は何とかできませんか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答え申し上げます。

水中ウォーキングにつきましては、湯ったりミニデイの対象年齢よりちょっと若い、5歳若い年齢の方々を対象として事業を組み立てておりましたもので、ずっと行政区を回って拾っていくと、距離もブリティッシュまで行きますとかなりの時間もかかりますので、そういったこともございまして、大変申しわけないんですが、役場集合で、そこからバスで送迎というような事業とさせていただきます。ただ、そういったお声もあるということでございますので、来年度につきましては、そういった点も踏まえながら事業の組み立てをしてまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今の話については、ことしについては予算上もあると思いますし、ぜひ来年度は考えていただいて、そういう希望者の声もかなえてあげるような方法をぜひとってほしいなと思います。

それから、先ほど村長も農業の一端について抱負を述べてくれましたけれども、やはり村の重要な基幹産業である農業の振興については、常々私もここで質問をしたこともございます。しかし、なかなか農家が、去年の米の大暴落もございますから、所得が増大しない。大変苦しんでいるような現在でございまして、村としては3大ブランドを一生懸命になって支援しておるわけでございますけれども、そのブランド品3作以外に農業の振興について、どのようにまた考えているか。

その3大ブランドといたしましても、なかなかそのヤーコンはちょっと頭打ちか、頭打ち以上にじり貧だと思えます。3大ブランド、3大ブランドといたしましても、天栄米もなかなか



有名になった。それからネギもあのように皆さん一色になって、面積数もふえるし、所得額もふえる。いいんですが、ヤーコンについてはなかなか進んでおりません。

それで、せっかくその天栄村のヤーコンで、かなり他町村でも、天栄村ではヤーコンあるんだね、ヤーコンなんだねと言われるぐらい私も聞かれます。そのヤーコンがせっかくこれだけほかにも知れ渡っているのに、天栄村で3大ブランド、3大ブランドって言っている割には、ヤーコンがもう少し発展するべきじゃないかと思しますので、その点の振興策、それから農業全体の振興策をどのように考えているか、お聞かせ願いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まずは農業の振興策についてでございますが、議員ご指摘のとおり、平成26年産米、すごくその価格も暴落というようなことで、大変農家の皆さんが苦しんでいるというような状況でございますが、何も手をこまねいているわけでもなく、なかなか今後米だけでは農業も厳しいというような状況の中で、野菜、これまでも議員もつくっているこの岩瀬キュウリは、この夏秋キュウリの中では日本一の生産高も誇っていると、そういったこの土地に合った野菜をまたつくっていただく、そこも推進していく、そしてその3つのブランドだけでなく、そういったものも今度天栄ブランドとして、今後販売促進PR活動に努めてまいるといようなことで、この天栄村の基幹産業、農業と観光、観光と農業、そして商業と商工業と結びつけましょうというような取り組みが、今総務省の支援を得て、今ようやく動き出したところでございます。

農家の皆さんがつくった農産物、それを宿泊施設で利用する。朝どりの野菜が、その日の夕方には宿泊施設で料理として提供できる、天栄の野菜でオリジナルの料理ができるといった取り組み、これも今後ブランド化推進の中で、もっと天栄ブランドのものをつくっていく、新たなそのものをつくるんじゃないかと、今までは既存のものを利用しながら進めていく。

もう一つ、いろいろと担当課長とも今協議をしているんですが、だんだん高齢化していく中で、今もあちこちでやっているエゴマオイル、こちらは脳の活性化にもいいし、動脈硬化にも効果がある。あとは認知症予防にもつながるといようなことも言われておりますので、今までどこの家庭でもジュウネンという形でつくってまいりました。こういったものも今後普及させて、健康長寿の村づくりにもつなげる、地消地産、まず村で消費する、そのものをつくっていくと、そういった取り組みが今後必要であると、これまでも観光客、震災前約50万人の方が天栄村にいらしていました。現在は大分減ってきておるんですが、そういった方々でまだまだ観光客、観光にも力を入れて、観光客が増えれば増えるほど、地元の農産物・特産品・地場産品、そういう消費できるというふうなところでありますので、そういっ

た取り組みにつなげてまいりたいというようなことで考えております。

次に、ヤーコンについてでございますが、これまでもヤーコンPRした中で、確かに天栄村のヤーコン生産組合の皆さん、いいヤーコンをつくっていらっしゃいます。ただし、これはヤーコンは、北海道から九州までどこでもできるようになってしまいました。そのブランドを図って、天栄のはやっぱりおいしいねというようなことで、消費拡大に向けても、私も就任後、アイデアレシピコンテストを再開したり、地元でいかに消費していただくか、また新たな取り組みをしていただくかということで、販売促進にもつなげてまいりました。

この保管の仕方がなかなか、この夏を越してこの後まだ11月、10月下旬には収穫期になるんですが、その間必要なときにヤーコンがないというようなことでございますので、これについてもその保管の仕方、いろいろと雪室等々を使いながら保管ができないかと、今回実験的にスキーリゾート天栄のスキー場の倉庫があるんですね。そこに幾つかヤーコンを何キログラムか保管したんですが、今現在でも表面はしなびた感じなんですが、中は全然そっくりしているというような状態なものですから、活用されていけるというようなことで、そういったところで販売促進、あとは地元でやっぱり消費するというようなことになってくれば、生産意欲も湧きますので、このヤーコン組合の皆様もそのまま来ているものですから、こちらでも高齢化してきた中で若返りも図るような、もう少しPRをしながら、皆さんで取り組んでいけるようなものができればというようなことで、さまざま試行錯誤しながら今現在取り組んでいるところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） このヤーコンには、ヤーコン栽培者の方からも私、言われたことがあるんですが、どうしても生で売れない、残る。うちに残っちゃうという話を言われたことがあるんですが、このヤーコンの栽培、それから加工販売等々については、産業課担当だと思いますから、課長さんにちょっとお聞きしたいんですが、もっと栽培者、栽培面積を増やす、あるいは販売方法を何か考えると、いいアイデアがないか、その点どのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） ヤーコンの今後の発展性というか、そういった部分についてということでのご質問でございますが、今現在、ヤーコン生産組合の方々が高齢化ということもありまして、面積が減少しているのは事実でございます。

ヤーコンにつきまして販売が思うように伸びていかないというふうなことで、生産意欲が減少しているということなんですが、現在PR事業等を活用しまして、首都圏、そういった部分にヤーコンのPRは行っているわけでございますが、そういう中で、やっぱりヤーコン

を初めて見るという方もいらっしゃいます。そういうヤーコンのレシピ、またはうちのほうで今やっています、村長からもお話ありましたように、井のコンテスト、そういった食べ方とヤーコンの健康にいいというか、健康野菜というところをもっとアピールしながら、さらに販売のほうに力を入れない限り、この生産のほうも伸びてこないというふうなのを今実感しております、そちらのほうにPR事業を使ってPRのほうに力を入れていくというようなことで取り組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） それでは、1番目の項目の質問に対して、もう一点だけ聞きたいと思ひます。

観光活性化の一つとして、先ほど冒頭での村長の挨拶にもありましたけれども、季の里周辺の整備のことについて、7月にですか、関係者と接触をしたというような話がございました。それで、以前、我々議会にもその構想について、簡単に話はしていただいたんですが、そして7月にその地権者と接触を持ったということであれば、やはり今後どのように場所を整備をして、相手がいることですから、そう簡単にはいかないと思ひますが、いかないといつてもせつかくいい構想であれば、実行してほしいと願ひものでございます。

村長は1期目のときに出した構想で2期目にやるということは、最初は種をまくというのが構想だと思ひますね、1期目に。そして、2期目になって今後4年間のうちに、あの場所を実行して、完成をして、地域住民の方、あるいは村民の方、あるいはよそから来る観光客の方にも喜ばれるようなことをやるのが、花を咲かせる、実をつけるということが、やはり種をまいて花を咲かせるということがよく言われますが、それだと思ひます。

それで、どのように今持つていくつもりか。4年間いっぱいいっぱいのうちに何とかしましようということではないと思ひます。そこら辺の思ひはどんなふうを考えているか、お聞かせ願ひます。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

道の駅につきましては、前にもお話しましたように駐車場も手狭になって、建物自体も今ようやく震災後客数もふえてきているというような状況で、拡張したいというようなお話をさせていただきました。

やるからには、せつかくふるさと文化伝承館があるんですが、そこも見えないような状況でございます。あの一帯を開発しながら、いい補助、助成金を見つけながら、年次計画を持つて進めていきたいということでお話をさせてもらいましたが、観光・農業の振興にあの部分を使いたい。まずは、一帯山になっている部分もあるものですから、それほど開発費をか

けない方法、森林浴ができる遊歩道であるとか、あとは芝生を生やして村民が集える公園であるとか、あと四季折々の花が人を呼ぶというようなことでございますので、季節を通じて花が咲いていますよと、そういった道の駅構想、そして農家レストランみたいなものができれば、村内の農産物の消費拡大、今野菜のブームとかもございますので、今ほどヤーコンの消費はどうなんだというようなお話しましたが、ヤーコン自体、食物繊維も豊富だし、フラクトオリゴ糖、腸のほうにも善玉菌としていい素材でございますので、こういったものも消費できるような施設、また、農家のお母さん方、あとは一般の方々も6次化に向けた取り組める施設、いろんな試行錯誤をしながら、6次化に向けたもの取り組みができるような施設をつくっていければというような思いでありますので、なかなかこれは一遍には、ここまでいくのは大変厳しいものですから、うまく予算を獲得しながら、道の駅もできてから20年、いろいろと改修工事もしなくちゃならない。国・県の方でもそういった予算立ては、今のところできないこともないので、そういったところの予算をうまく活用しながら進めていきたい。

そしてまた、小動物、今後どんどん農家の皆さんも高齢化してくる中で、草刈りがなかなか厳しいと。そういったところに、ヤギなり羊なりを放しながら、そういったところの除草等、景観の形成等も図りながら持っていけるようなことが取り組めれば、大分村としても発展してくると思いますので、そういった希望を持ちながら、どこまでやれるかなんですが、これは議会議員の皆様方のご理解、そしてご協力を得ながら、あとはその補助金等々を活用しながら、今後、将来的に役立つ施設、将来の負の遺産になってしまわないような、そういった施設として持っていけるようなことを今のところ検討し、進めていく考えでありますので、ご理解をいただければなと思います。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今の話、もう少し聞きたいんですが、その地権者の方と接触を持った際に、どのような説明をしたか知りませんが、地権者の方の感触といいますか、私は田んぼは先祖代々持っていた田んぼだから、そんなに幾ら村に言われたから売ったりあれしたりすることはできないよ、それはだめだよなんていうような話になったのか、そこまでも言わなくて、ただこっちで一方的にこのような話があるんだけど、協力していただけませんかっていうような概要を簡単に言っただけなのか、この点はどうだったんですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

ただいまのご質問でございますが、地権者への説明がどの程度までというふうなことでございますが、今イメージ図というものをつくっております、そのイメージ図をお示しま

して、このような形というような形ですが、地権者の方にも、あそこの部分のイメージですと全体というような形に見えてしまいますので、これも年次計画、一遍にやることは難しいですよというふうなことをお話ししてあります。

何分先ほどから村長も申し上げておりますように、お金がかかる問題ですので、やっぱり有利な補助事業、そういったものを財源を確保しながらやらなきゃならないというようなこともございまして、どの辺からいくかというのも今後考えてということで、今実際には基本構想を外注しているわけですが、その中で地権者の方々にはイメージ図をお見せしてお話をしました。

いろいろな質問がございまして、こちらでもお答えをしましたが、土地に関して、これは協力できないというような話は全然なかったものですから、我々のほうの感触としては良好だなというふうに思って、今後もご協力いただきたいということで説明会を終わらせていただいております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 1番目の質問については、村長の2期目のこれから4年間の村政執行について、頑張る所存だと思いますので、ぜひそのようにお願いを申し上げまして、2番目の質問に入らせていただきます。

除染のあり方について。

現在、村内各地で宅地やその他の除染が実施されていますが、宅地や側溝等の除染内容に違いがあり、住民より苦情が寄せられています。村では契約業者にどのような指示を出し指導をしているのか。

また、浜通り地方の除染作業に来ていた県外作業員が重大な事件を起こしたとのことに鑑み、我が村内除染作業員はどこから来ているのか。どこの会社にどこから何人なのか、資料を提出の上、伺いたいと思います。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

2番目の除染のあり方についてお答えいたします。

天栄村の除染の進め方につきましては、環境省が定める除染関係ガイドラインをもとに、福島県の除染対策事業交付金交付要綱にのっとり実施しているところであります。

さらには、国の計画認定を受けた天栄村除染実施計画により、本村における目標を定め、学校施設や宅地、通学路などを優先的に進めております。

このような中、宅地や側溝等の除染内容に違いがあるのではとのことでありますが、村内

だけで申しますと、同じ定めの中での事業ですので、基本的には同じ方向性で進めているものと認識いたしているところであります。

また、市町村間で申しますと、それぞれの自治体が独自に除染実施計画を定めていますので、土地用途別での優先度や中長期的な追加被曝線量の目標値などに違いが生じることもあるのかと考えます。

本村の場合、学校や宅地を優先に、生活道路、生活圏隣接森林を除染対象として実施しているところでありますが、市町村によっては仮置き場の確保状況などにより、取り組む優先順が異なっていることも考えられ、本村の場合は、あくまでも村の実施計画に基づき進めていることをご理解いただきたいと思います。

なお、宅地にあつては、今年度に大幅な進捗が図られる見込みとなったところでありますので、今後は通学路等を中心とした道路や未実施箇所等について調査を行い、進めてまいります。

受注業者への指導につきましては、設計書・仕様書に基づいた作業内容が適切に行われるよう、発注時における内容説明や現地での指導並びに除染作業発注者支援業務において、週2回現場の確認等を行い、統一した作業内容により進められるよう努めているところであります。

次に、除染作業員についてであります。先般の大阪府高槻市での殺人死体遺棄事件において、福島県内で除染作業を行っていた者が容疑者として逮捕されましたことは、除染作業を発注している者としてまことに遺憾であります。

村としましては、改めて各除染業者へ法令遵守、規律・風紀の維持徹底について通知を行うとともに、9月4日に須賀川警察署において、須賀川・岩瀬地区除染事業等警察連絡会緊急対策会議を開催し、除染業者への指導等を実施したところであります。

なお、本村において除染作業に従事している作業員については、お手元の資料のとおりであります。除染作業については、作業員の人数が多く必要となりますので、須賀川警察署や労働基準監督署等、関係機関と連携して作業従事者の把握並びに雇用事業者への指導を行い、事件・事故の防止に努めてまいっておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この除染事業に対しては、住民の方も除染やるまではああだこうだ、どうだとか、実はいろいろな話があつて不安があつていたんです。しかし、除染が始まって、宅地除染にじゅんじゅんとやってきましたら、今まで自分の家庭で、自分たちできれいになんてできなかったところの場所まで、こんなにもよく隅々までやるのか。びっくりして、とにかくこんなすばらしい除染というのをやるのかと言って、もう感謝感謝だと言っていました。

そのぐらいその除染の仕事は、最初は不安がっていたんですが、住民の方は全然反対の評価をいたしております。こういうふうな除染を今回限りで終わるのかいと、私に言ってくるんですね。この除染を3年ごとにやってもらえないかという人もいるぐらいなんです。それはできませんと私も言ったんですが、これは国でお金が出ているものですから、今回の原発事故に関する事で、これが終わったら終わりですとは言いましたが、そのぐらいやってほしい、自分ではできないと言っているんです。そこまで隅々までやってもらって。

しかし、それと別にして、やはりやってもらったところによって、あなた、うちではこうした、うちではこうやったということが話に出るんですね、住民の方同士で。といいますと、私のところは、例えば碎石を敷いたらば碎石を敷いて当然ローラーで締めてくれます。それから赤土のところも締めるところと締めないところ、場所によっても違いますし、言わなければ締めない、言ったら締めてくれる、これはおかしい。締めるべきような広いローラーが入る場所があれば締めて当然じゃないかという話も言われました。

それから、その碎石によって、私のところも碎石敷いた場所があるんですが、碎石を敷いたところは、以前碎石であったところは碎石敷いてあげたと思うんですが、碎石の大きさ、粒の大きさによっても、その業者間でまちまちなのかな、それとも村で、例えばゼロから25までのやつを入れなさいよとか、25の統一したやつを入れなさいよというように言っているのか。それによってやっぱり締まりぐあいが違うんですね、ローラーをかけても。未だにゼロが入っていないところは砂利が動いてだめなんですよ。いつまで車で通っても、砂利ははねるし動くし、音はするし。ですから、その点の指導はどのように業者さんに言っているのか。

しかし、私から見るところに、須賀川市のある場所のところなんて見たら、よく締まっているから、これはゼロが入っているんじゃないかなと思って。ゼロが入らないような碎石を使うなら、後で目つぶ的に粉みたいなもの、何ていうんですか、振って、そしてローラーで締めれば動かなくなるんですね。その点はもう少し配慮していただければいいなと。

そして、苦情と言いましたが、文章だから苦情と言ったんですが、やはりローラーで簡単に締めたのだけでなく、水をぶちながら締まるように締めてくれたというところもあるんです。ですから、その点はその業者によって違うのか、それ自由に任せておくのか、村ではそんなことはないはずだ、ちゃんと指導はしているはずだから同じことをやっているだろう。けれども、業者を聞くと、私のほうは何ていう業者、私のほうは何ていう業者と違うようなんです。ですから、違いがあるのかというふうにも感じたわけですから。その点はどうなんでしょうか、指導・指示の方法は。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

ただいまの除染作業の細かいというか、具体的な作業内容で業者によって違いがあるのかと、あったとすればその原因はなんだということかと思えます。

村側からすれば、当然共通のこの設計の中でやりますので、それは地区とか、あるいは業者の違いによって異なることはございません。同じそういった砕石なら砕石で、同じ仕様の中で発注をしております。

ただ、例えば水をまきながら土を締めたり、そうでなかったりというのは、業者間によっては、もう既に受注を受けて2回目、3回目の地区だとか、初めての地区だといった、技術習得の差も実際のところあったりして、できるだけ業者さんの意向に沿った形でやるということではございますが、そこら辺の技術の熟度によって違いが生じてきたのかなというふうに思います。

村としては、極力そういったことがないように、専門の施工技術を持っている会社のほうに委託して、その社員は週に2回ほど天栄村役場のほうに来て、そして除染の仮置き場なり除染の実施箇所を巡回し、業者については技術的な指導を行うというふうなことで、極力今議員がおっしゃるような、そういった地区によって、そういった施工の差が生じないようにというふうなことで指導はしてきたつもりでございます。

現実にかような差があるとすれば、それは我々の指導の不足というふうなことでおわびを申し上げ、今後そういったことのないように、さらに業者のほうは適切に指導していきたいと思えます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 除染については、これから宅地除染も始まる所もございますので、当然業者間で違いがあっては困ると思えますので、今回の例を捉えて、そういうことのないようにぜひお願いしたいと思いますし、今終わっちゃったところで、私が先ほど申しました、砕石の動くのをもう一回やってやるということは可能なんですか、できないんですか、1回終わってしまえば。ゼロが入っていないと、どうしても、どこでも言っていますが、動いちゃって砕石、余り砕石のことは詳しくないのかな。そうしなければ、砕石に粉をまぶして踏み固めるといって、砕石の落ち着きがよくなります。どうですか、それは。もう一回やってやるということはできない、可能でありますか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えをいたします。

まずは除染実施したところで、既に竣工している箇所、ということは、私が検査員ですので、まず検査が終わったところについては、そこは終了というようなことになりますが、例



例えばまだ工期が終わっていないところ、現場が終わったとしても、正式にまだ業者のほうから完了届が来ていないところについては、まだ竣工検査を行っておりませんので、そこは現場の中で確認をし、技術的な指導があればしていきたいと思います。

ただ、今議員がおっしゃるゼロの碎石があるかなしかは、その設計そもそもにないとするならば、それを入れるということは、またその業者の中にある意味サービスのことにもつながりかねませんので、そこら辺はどこまでできるのか、そこは現場の中で判断をさせていただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） いろいろ除染については、住民はやってもらってよかったと喜んでい  
る反面、やはり言いたいことは言うものですから、ぜひ実行できることは実行していただき  
たいなと思います。

それから、先ほど村道の除染はこれから発注……、対道やったところもあると思いますが、  
道路等についてはまだ再発注するというか、これからやるんですか。村道でまた、うちの場  
合、例えば言いますけれども、私の屋敷から後ろのずっと住宅に入っていく村道、あのU字  
溝は全然やっていないんですが、宅地の中はやりましたよ、宅地じゃなくて村道。私の防火  
水槽のところからずっと入っていった、須賀川市あたりの今アネシスのところの須賀川市道  
をやっていますけれども、全部やっています。全部両側のU字溝をきれい洗ってまでやって  
いるのに、何で天栄村はああいう住宅に面したような、その村道では1回にやらないで後か  
らこれ発注してやるのかな、みんな地域の人たちが、ここはやらないけれども、いつやるん  
ですか、やらないのかいと言われるから、いや、やるんじゃないのと私も言っているけれど  
も、だめなんですか。その村道のあれは全部完了しているんですか、その除染の終わったと  
ころは。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えをいたします。

先ほどの村長答弁にもありましたように、天栄村については天栄村除染実施計画の中で優  
先度を定め、行っています。その中で宅地、それから学校、あとは生活道路、そういったと  
ころを優先的に取り組んでいますということでございます。

その中で村道分でございますが、宅地に隣接する村道についてはあわせてやっております  
が、宅地がない村道については、それは今後というふうな形になります。ただ、村として優  
先順位からしますと、今宅地のほうがほぼ発注が終わったということで、次に優先度の高い  
通学路の除染に入っていきたいというふうに考えております。

そういった中で空間線量、あとはそういったポイントで、村の除染実施計画に定めている

ところの空間線量があるというふうな前提でもって、その除染を取り組んでいくというふうな考えでございます。そうしないと、また、国の補助金の中での除染ですので、空間線量があるという前提の中で道路については、今後取り組んでいきたいと思っております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、宅地に隣接して、宅地の近くにある村道であっても、線量が、例えば、除染やる前に余り高くない、やる必要はないというようなことが出るとすればやらないということなんですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

今も申し上げましたように、集落と集落の間を結ぶ村道などの場合に、今これから村道については、村の除染実施計画の中にありますので、これは当然行っていくということですが、ただ、今も申し上げましたように、国の交付金の補助金の中での除染ですので、あくまでも空間線量がいわゆる1時間当たりの0.23マイクロシーベルトの数字があるという前提で、これから取り組んでいくというふうなことでございます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 時間も大分迫ってきましたので、その除染作業員の件でございますが、作業員といいましても、大変復興に力を注いでやってもらっている作業員の方ですから、除染作業員を何ら否定するものではございませんけれども、今回の事件のようなことをやはり報道で聞きますと、我が村の除染も何カ所もやっているのに、天栄村にはほかで、あるいはほか県でなくても、これ県内でもほか地区から来ていますね。そういう方が来ていないんですかって。そういうふうな心配事は当然あってしかるべき、心配するのが当然でしょうってやっぱり言われます、地域の人たちに。私もそうだなと思っていましたから、今回これ取り上げたんですが、県外の方であれ、県内であれ、天栄村以外の方が結構来ておりまして、それはそれでこういうふうに同時にどこの他町村でも除染やっているんだから、作業員が足りなくなってどこからでも来てもらう、今回の事件を起こした人が遠くから来ているのと同じく、やはり来ていると思います。

しかし、やはりどのような、何と言いますか、性格的なことまで個人情報的に調べることはできないでしょうし、会社でもどこまで調べているのかわかりませんが、会社においてどのような方は、今までどういう会社に勤めていたんですか、あるいは家族はどうか、それから仕事ぶり、生活態度、どのようなことで作業に携わっているかというのを、会社では当然やっていると思いますが、村としてもこういう方の内容について把握しているんですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

業者につきましては、いずれも村内、もしくはこの近隣の業者で、元請は近隣の業者でございますので、全て把握している中で、下請等について、県内外から従業員がいるというふうなことで、今現在このような事件を受けて、こういった元請業者に対しては、従業員のそういった個人的なさまざまな情報について把握するよというふうなことで、業者のほうに今回指導したというか、把握に努めているところでございます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今回の重大事件については、まさか福島県の除染作業員に来ているなんていうのは、誰も報道でなければわからなかったと思います。それで川俣の山木屋地区、それから南相馬に来ていたということで、びっくりしたのが後だと思ひます。それで、あのような事件を起こして、福島県で起こされなくてよかったなと思ひのが実感です。

ですから、私ども天栄村においても、どうしてもそのほか地区の人というものは、どうするんですかね、地元意識がなくて、ほかですから、ほかから来た人は天栄村全然関係ないわけですから、地元意識がなくて、ほかの人だというふうな思ひがあるから、その事件になる、起こすよなことにつながるかなと思ひますので、とても心配をいたします。

それで、県外においては八木沼組さんとソエタルーフさんが、県外の方を作業員として雇っておるだけで、あとはほとんど県内ですね。いや、県外もう一人いるのか、おおき建設も……、瀬和建设さんか。そんなにいないんですが、そういう方については、県内であろうが、村外であれば県内・県外問わず同じだと思ひますが、その点はやはりすごく心配されることが、今回の事件に捉えて思ひところがござひます。

業者さんとはどのようにその事件の後、こういう事件があつた後、村としてはぜひその人の素性、生活態度、それからその人の気性が荒いとか温厚だとかということまで考えてみるよ、会社さんとですよ。個人ではこんなこと言えませんし、プライバシーのこともありませんから言えませんけれども、会社の中で、そういうふうな心配のあるよな方というのはいないんでしょね、というよなことまで突つ込んだ話はされたことはありませんか。

○議長（小山克彦君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

今総務課長から説明ありましたが、県外の方というよなことで大分作業に従事されていられる方がおるわけでございますが、作業員として村内に入つてきていることは事実でありますけれども、重要なのは、その方がどこに住んでいるかというよなことが重要なのかなとい

うようなことで、今その調査むしろというようなことで、今各会社にお問い合わせをしております。そういったものが上がった段階で業者さんに集まっていただいて、総合的に指導していきたいというようなことで考えております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今回の事件を契機として、やはり住民はいろいろ不安を持っておりますので、天栄村の住民の方との信頼関係は非常に欠かせない部分、大切だと思いますので、その点を注意しながら今後の、まだまだこれから除染、来年度まで続くわけでございますので、気をつけながら作業に当たっていただくように、業者さん・作業員の方にもお願いをしながら進めていってほしいなと思います。

以上で、私の質問はこれにて終わりたいと思います。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君の一般質問は以上で終了いたします。

それでは、暫時休議いたします。

（午前 2時37分）

---

○議長（小山克彦君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 2時50分）

---

#### ◇ 大 浦 トキ子 君

○議長（小山克彦君） 続いて、3番、大浦トキ子君の一般質問の発言を許します。

3番、大浦トキ子君。

〔3番 大浦トキ子君質問席登壇〕

○3番（大浦トキ子君） まず、一般質問をする前に、村長に2期目の当選、おめでとうございます。村発展のために頑張ってくださいと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問をいたします。

1、高齢者タクシー利用助成事業について。

平成27年3月補正予算において160万円を計上しておりますが、対象者の年齢、助成する金額、タクシー利用者の地理的範囲などの資料提出の上、詳細説明を願います。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 1番目の、高齢者タクシー利用助成事業についてお答えいたします。

ことし3月の補正予算において、交通弱者対策の一環としてタクシー利用助成事業費160万円の予算を計上し、その全額を繰越事業の今年度事業として取り組むこととしております。

この事業は、3月補正予算でもご説明しましたように、地方創生の一環としてタクシー会社と村とが事前に契約を結び、この制度を利用したい方は前もって助成券交付の手続を役場でとっていただき、タクシー利用の際に、この助成券と自己負担分を添えて運転手に支払う仕組みを考えたものであります。

現在、実施要綱を整備中で、事業者と詰めの協議をしている段階であり、残念ながら資料としてお渡しできる状況には至っておりません。このタクシー会社との詰めの協議と申しますのは、本村の地理的な条件から採算性の点での合意には至らないということで、できるだけ早い時期に契約が結べるよう努力してまいりたいと考えています。

なお、ご質問にあります対象者につきましては、70歳以上の方で自動車免許を有しない方、または身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳を受けている方で、その障害程度が1級または2級の方、さらに福島県療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けている方であって、その障害程度がAの方を対象者として考えております。

次に、助成する金額ですが、使用するタクシー料金によって異なりますが、最大で、1回の利用に対して2分の1、または2,000円を限度に助成を考えております。またタクシー利用者の地理的範囲等ですが、村内外を問わず地理的範囲は特に設定はしない予定です。ただし、助成額の限度が2,000円ですので、遠距離を利用した場合は個人負担が増加することとなりますので、今後、タクシー業者との協議が調い次第、実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 資料の提出がないということでありましたが、3月の予算で組んでから、もう半年以上が過ぎておりますので、やはりこういうことはもうちょっと、検討委員会のメンバーも前のデマンドタクシーの方と同じかなとは思いますが、そこまでは私もまだ質問はしておりませんが、やはりこれは半年もたっているのですから、もうちょっと資料提出だったらきちっと資料提出するように、わかることだけでいいですよ、そういうことをしていただきたいなと思っております。じゃ、3月予算の中で数名の方、議員の方からいろいろ質問等がありましたので、その内容を私も会議録をちょっと見ましたが、それに基づいてちょっと質問したいと思います。

それで、年齢のことなんです、70歳以上ということで、先ほどのお話だったんですが、これは国の高齢者の事業です、今の。その中に年齢は70歳以上という年齢は入っているんでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

今のお尋ねの、70歳以上というのは国の事業でということですが、国の事業というのが具体的に何を指すのかがわからないのですが、村としてはこれは単独事業でございますので、高齢者のタクシーというふうなことから70歳というふうな設定をさせていただいたところでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 70歳以上というのは、そういうことということなのですが、高齢者というと65歳以上くらいが大体年金をもらう年ごろなので、65歳以上くらいにもうちょっと年齢を下げて、ちょっとしたらいいんじゃないかなと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

高齢者の65歳以上、あるいは70歳以上の定義でございますが、我々としても対象年齢を引き下げれば利用者も増えるのかと思いますが、この制度そのものがやはりお年を召して自分で車を運転するのが困難な方というふうなことで、いわゆる交通弱者を救うというふうな観点でこの制度をつくっておりますので、そういったところから70歳が妥当ではないのかなというふうに考えております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 70歳以上が妥当じゃないかなと、こういう答弁でありましたが、これからまだまだいろんな検討委員会の中できちっとした資料が出てくるかなと思うのですが、この70歳じゃなくて65歳以上からという、この案も、一応中に取り入れていただいて検討していただきたいなと思っております。

あと、助成する金額についてちょっとお尋ねしたいと思います。

タクシーの料金はどのようになっているのでしょうか。2,000円以下とか以上とか、その内容と助成する金額、それを答弁願います。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

幾つかのタクシー料金の区分によってその助成する額は変わるんですが、一番多いと思われるのは、いわゆる3,000円以上のタクシーを利用された場合には、2,000円を上限として助成を考えております。そうすれば、補助率とすれば3分の2、1,000円が自己負担。ただし、例えば5,000円ほどタクシー料金がかかったとすれば、2,000円が助成ですので、3,000円が自己負担、幾らかかっても2,000円までの助成ということで、それ以上は自分のご負担にな

るということでございます。

それからいわゆる運搬メーターというのですか、キロの距離が短い場合、これについては2,000円以下の場合にあっては、そのタクシー料金の2分の1を助成するというふうなことで考えております。それからその間、2,001円から3,000円の間、これについてはタクシー料金の額から1,000円を除いた額で差し引いた額を助成するというふうなことにしたいと考えています。ですから、3,000円の場合には1,000円を差し引いた額、ですから、2,000円を助成するというふうな助成を考えております。

この考え方なんですが、もっと複雑につくると運用の面で煩雑になるということなので、できるだけこの区分については簡単にしようということ、それからこの制度そのものが村内の交通弱者を救うというような観点から、いわゆる3,000円以上をご利用するのは可能ですが、それは村の助成からは外させていただくというふうなことでございます。

それから、村のほう、例えばご自宅から、あるところにタクシーに乗るというケース、それから行った先からご自宅までタクシーをご利用するケース、いずれもあろうかと思えます。村外からタクシーをご利用になって、ご自宅に向かうこともこの助成制度の中では該当とさせていただきますと考えております。

以上です。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、地理的な範囲ということはないということな答弁だったので、実は病院に、須賀川とか、郡山病院のほうに通っている方が定期的におりまして、鏡石までは電車で行ったり来たり往復しているんですが、鏡石から村内に来る場合には大丈夫なんですね、鏡石だから。わかりました。

それで、もう一つなんですが、タクシー会社、これはどこの会社と契約しているんだか、答弁をお願いします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

この契約先のタクシー会社でございますが、そこがまだ最終的な合意に至っていないために、資料の提出もまだご遠慮させていただいている状況でございます。ただ近隣の、こういったタクシーの事業者の方には、全てというか、ほとんどの方にその事業者にはお声がけをさせていただいております。その中であって、やはりわざわざ営業所から天栄村まで来てこの事業に応じてもいいと言っていた会社は、2社ほどございます。長沼観光タクシーさんと矢吹タクシーさんです。ですから、村としてはこの2社との間で最終的な合意に向けて今、協議を進めているところでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 近隣の事業者で、長沼と矢吹タクシーということで挙げられておるのですが、湯本のほう、結構距離的にあるんで、湯本のほうの方にとってみれば、湯野上タクシー、そちらのほうに近いかなとは私も距離的にもちよっと、いつも実家のほうを通っているんで、距離的には向こうのほうに近いんじゃないかなとは思いますが、そちらの湯野上タクシーあたりの方、タクシー会社です、そちらのほうともちよっとお話などしてみてもどうかと思っているんですが、こちらの長沼と矢吹タクシーのほうで、あっちの湯本まで行ってもいいですよと、こういうことで合意ができたんだならば、それでも構わないですが、向こうのほうが何か近いみたいな感じもするんですよ。その点はどのように考えておりますか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

今、2社ほどのタクシー会社さんのお名前申し上げましたが、そこについてまだ最終的な合意が至っていないので、それ以上は踏み込んだ話についてはご遠慮させていただきたいと思えます。

もう一つ、湯野上あたりの事業者さんにもというようなことで、当然我々もそういったことを視野に入れながら検討していたんですけども、どうも旅客業法というような法律の中でタクシー業者さんはそれで動いているもんですから、その中で、湯野上にある事業者さんは、そこから天栄村にお客を乗せてくることは法的に問題ないんですが、天栄村に来てお客を乗せて営業を行うというのは、そういった許認可はとっていないというふうな話なものですから、我々としても今言った2つの会社とご相談をさせていただいているような状況でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 認可をとっていないということでということの答弁だったので、それは仕方がないなとは思いますが、そこら辺は私もちよっと調べていないからわかりませんけれども、わかりました。

あと、これ160万円の計上なんですけれども、1人に対して券の発行何枚もということ、1人の方が占めちゃうという、そういう懸念されることもあるんですけども、その辺は、1人に対して年間何枚発行するとか、月何枚発行するとか、そういう制限とか、そういうのは考えておりますか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]



○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

この1人当たりの限度については、ある程度まとまった枚数は計画しております。といたしますのは、買い物に行かれるためにこの制度をご利用される方もいらっしゃると思いますが、一番多いと思われるのはいわゆる通院、病院に行かれるためにこの制度をご利用というふうなケースが最も考えられるのではないかとした場合に、例えば週1回なりの通院といったことであれば、何回も役場に来ていただいてその手続をとるのではなくて、ある程度まとまった回数、年度初めにとっていただいて、それでその中で何回かご利用していただくというふうなやり方がよろしいのではないかなと思っております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 実は、さきの議会でも何回か取り上げたことがあるんですが、団地の方で、大山団地です。アスク、長沼の。そちらのほうでやはり、アスクのほうでも毎週日曜日、車で4人か5人くらいの方が乗ったりしているんですよ。送迎してくれるんです、アスクの。やはり、そういうことがありますので、買い物でも、イオンとかそちらのほうに行きたいなんていう方もおります、鏡石とか。村内の直売所とか、そういうのを利用してもらうのが一番なんです、やはり地理的な制限なしということで、そういう案も、これもいいんじゃないかとは思っておりますが、やはりこれは早急に、9月ですから、もう半年もたっておりますので、早目にこれ資料をちゃんとしたのをつくり上げて、村民に回覧とか周知してもらって、なるべく村民の、高齢者の足のない方が利用できるように、そのようにしていただきたいなと思っておりますが、大体この試運転といいますか、その時期はいつごろになる計画ですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） その実施時期のめどでございますが、今申し上げましたように、タクシー会社との協議の最後の詰めを行っているところでございまして、また早急に業者さんとの詰めの作業を行っていきたいと思います。その詰めが終わり次第、できるだけ早い時期に実施に入っていきたいと考えております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） できるだけ早い時期にできるようにしたいと、このような答弁でありましたので、ぜひ早い時期にそうしていただきたいと、このように思います。

それでは、2番目に移ります。

2、イノシシによる農作物被害の対策について。

県は本年度、複数の市町村や団体でつくる広域協議会を、相馬、安達、田村、石川、東白河の5地域に新たに設け、被害防止に向けた対策を強化することを打ち出し、避難区域を除

く全地域で5,500頭の捕獲を目指している。天栄村においても、イノシシによる農作物の被害が増大している。そのことについて、村はどのような対策を講じているか伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 2番目の、イノシシによる農作物被害対策についてお答えいたします。

このことにつきましては、有害鳥獣捕獲隊や有害鳥獣捕獲協力員による捕獲、農業者みずからによる電気柵の設置に対する補助を引き続き実施していくとともに、本年度は、村鳥獣被害防止対策協議会において、ICT技術を活用した自動監視、自動捕獲が可能な大型捕獲柵を設置するなど、農作物の被害防止に向けた新たな対策を講じておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 今の答弁で、大規模な策として、あるいは自動監視、このようなお話がありました。それはどのような策なのですか。説明をお願いします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

今年度、協議会におきまして、ICT通信技術を活用しました自動監視、自動捕獲が可能な大型捕獲柵というものを設置しております。こちらにつきましては4メートルの6メートルという大型のものでございまして、中にイノシシ等が入った場合に、外にいるイノシシと中にいるイノシシを見分けて、外にいるイノシシがいなくなった状態の中で、中が多いという判断をして柵が閉まるという、そういう自動監視、自動捕獲というものができるシステムを、現在、設置の最中でございます。

こちらにつきましては、イノシシは群れで動くというようなことでございますので、そちらの群れを大規模な形での捕獲ができるのではないかとということで、ことし設置を進めているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） これは6月議会が終わってからなんです、6月付の民友新聞なんです。これによりますと、イノシシによる農作物被害の拡大を防ぐため、県は本年度、複数の市町村や団体でつくる広域協議会を、相馬、安達、田村、石川、東白河の5地域に新たに設け、被害防止に向けた対策を強化すると。県は、協議会の活動範囲をおおむね郡単位（市を含む）で想定、市町村ごとに対策を始める時期に差が出れば、後で対策をとる市町村にイノシシの被害が集中するおそれがあるため、協議会を通じて近接する市町村が防護柵などを

共同購入したり、連携して一斉に対策に取り組む体制をつくることで、イノシシを効果的に追い込み捕獲する体制をつくると、このように報じておりますが、近隣の市町村、郡単位とこういうことなんですが、さきの議会で、私も協定を結んで、それで須賀川とか近隣の、それで協力体制を整えてやったらどうかと、こういう提案を申し上げましたが、その後、須賀川とか近隣の市町村、白河とか、そういう対策協議会、こういう話し合い的なことはしたんでしょうか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

近隣の市町村との連携の中での捕獲ということでございますが、こちらにつきましては県のほうが音頭をとっていただきまして、指定管理鳥獣、これはイノシシに限ることでございますが、こちらにつきましては阿武隈川から東の地域、西の地域に分けまして、こちらの中に県が猟友会の本部のほうと契約を結びまして、7月15日から3月15日の間、その市町村をまたいでも捕獲ができるというような手続がとれるようになっております。

先ほど言いました、この阿武隈川から東の地域は以前からイノシシがいる地域でございますが、ここで目標頭数が4,200頭、西の地域、これは最近ふえている地域でございますが、ここで1,300頭ということで、合わせて5,500頭の指定管理鳥獣の捕獲事業ということで、今、県のほうが猟友会の本部のほうと契約を結んで実施している最中でございます。よろしくお願ひします。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 先ほど課長が答弁されたように、確かに6月14日付の新聞等にも載っておりますが、阿武隈を境にして、やはり東と西です、東がやはり4,200頭、被害が増加傾向にある西地域で1,300頭予定、合わせて5,500頭と、このようになっておりますが、天栄村では、昨年度のイノシシの捕獲頭数、これはどれくらいとってあるのでしょうか。あと、今年度の目標はどれくらいだか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

昨年度の有害鳥獣の捕獲の実績でございますが、イノシシで19頭、ツキノワグマで17頭、カラス26羽、ハクビシン17頭ということでございます。今年度でございますが、昨年度から強化するというので今、捕獲隊のほうと連携を強めておりまして、現在27年度8月現在で、イノシシ55頭、ツキノワグマ12頭、カラス30羽、ハクビシン2匹、ニホンジカ2頭ということで、現在イノシシにつきましては、当初の予定としましては30頭目標ということでござい

ましたが、これを大幅に上回っておりまして、このままでいきますと、猟友期に入る前に倍の60頭の捕獲ができるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 実は、この議会が始まる前に、村長が、昨年26年12月において答弁したんです。広域的な捕獲の体制、この整備を図ることは有効な方策であると考えておりますので、近隣市町村と捕獲に係る課題等を情報交換しながら有害鳥獣捕獲実施協定の締結の実現に向けて取り組みたいと言っております。ただ、ここに県のほうも今回、本腰を入れてやるということで、県と捕獲隊が、猟友会が連携をとって動いていると、このようなことでありますが、須賀川の担当課のほうにちょっと聞いたんです。本当に、村長は行ったのですかと。そうしたら、やはり村長は来ましたと、そういう協議会も一緒に連携のそれをしていただきたいと、村長からこういうお話がありました。天栄村の猟友会ですか、その方はもう連携していただきたいと、こういう話なんだけれども、須賀川の猟友会がなかなか動かないので私もちょっと困っているところなんです。猟友会のほうが一緒にやりたいと、こういうことになれば、市としても一緒に一生懸命やらなくちゃならない。それで、私は天栄村の猟友会、捕獲隊、それ行政の指導、須賀川の担当課から褒められました。一応こういうことはやはり喜ぶべきことであって、ぜひこのイノシシを目標以上にとれると、このようなことで頑張っていたきたいなと、このように思いますが。

実は、この現在、イノシシはとっているんだけど、その場所です、埋める場所。埋める場所は、猟友会の何か隊員の方が自分の土地を提供して埋めていると、こういうことなんです。それが、村のほうでも土地を提供してそういうことができるかどうか、あるいは焼却、燃やしちゃうと、そういうこともできるかどうか、その2点お伺いしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

捕獲した有害鳥獣の処理についてということでございますが、こちらにつきましては現在は、各隊員さんの土地をお借りして、そちらのほうに埋設をしていただいているというのが現状でございます。大変だと言いながらも、捕獲隊の隊員さんのほうでは、自分たちがとったものなので処分するよというようなことを言っていただいて、今現在は進めておりますが、焼却についても、捕獲隊の中では話になっておりまして、焼却ができたら一番処分が楽だなというふうな話は出ております。ただ、これ単独での市町村で50頭ぐらいのものをただ単に焼却施設をつくれるかということ、そうではございませんので、こちらにつきましてはもうちょっと検討を進めて、本来であれば県がこういった指定鳥獣ということですので、県のほう

がそういう焼却施設をつくっていただければ普通は持ち込むだけというふうな形になりますが、そういうふうなものをちょっと検討しながら、今後進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 実は、これ須賀川のやはり担当課のほうに、その焼却の件も聞いたのですが、焼却するようになると、握り拳大くらいの、小さく切らなくちゃならないと。なかなか市独自ではちょっと大変なので、やはり課長が答弁されたように、県単位でやらせればなおいいのですが、そこは近隣の市町村ともいろいろ意見の交換をして、前向きにどうか検討しますと、こういう課長からの答弁でありました。

それで、この有害鳥獣捕獲実施協定の締結、この件なんです、これはやはりさきの議会でも取り上げたように、東白川郡の4町村ですね、そこではもうとにかく締結を結んでいますので、あちらこちらほかの区域に行っても一緒に行動できると、こういうことで、これが一番のネックになっていると思うんです。

実は、イノシシの被害で隊員の方から聞いたんですが、こっこの小川の舟木食品の山のところに出て畑とか田んぼを荒らしていると、こういうこと。あと、こちらの飯豊地区の墓地公園の隣に、須賀川の方で梨畑をやっているんです。その梨畑のところイノシシが来て、下を掘って、根っこのほうを荒らしていると。こういうことの被害が出ておりますので、ジャガイモ畑につくっても、とにかくイノシシにみんなやられちゃって死活問題だと。熊は逃げるけれども、イノシシのほうももうすごい被害だということで、相当苦情が寄せられておりますので、やはりこれは締結を結んでいただくように、課長、村長を始め言っていただいて、農家の耕作の意欲が落ちないように頑張っていただきたいなと、このように思いますが、どのように考えておりますか。答弁をお願いします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 今の、広域協議会というふうな形でございますが、今回、県のほうで音頭をとっていただいて、このような指定鳥獣という先鞭がつけられましたので、この指定鳥獣、指定をすればイノシシ以外の部分も対象になるということであると思っておりますので、こちらのほうは県のほうとよく協議をしながら、また近隣といっても須賀川だけではなく、隣、下郷町もありますし、西郷村もありますしというふうなことでございますので、1カ所で結ぶということではなくて、やはりこの県でやっていただいた形が一番よろしいんじゃないかというふうに考えておりますので、よろしくお話ししたいと思います。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 課長の答弁では、県のほうと一緒にそういうことでお話をしてやっ

ていくのがベターじゃないかと、このような答弁でありましたので、ぜひ農家の方が耕作意欲のなくなるような、そこをつくらないと、荒れると、また今度新しいところに来ますので、そこら辺を十分課長もわかると思うんですが、担当課だから、十分早い時期にさせていただくと、このように申し上げます。この質問は終わります。

次の質問に入らせていただきます。

3、LED型（発光ダイオード）蛍光灯への交換について。

環境省は、8月23日までに地方自治体が住宅地などの街路灯にLED照明を導入する際の費用を支援する方針を固めた。2016年度予算に16億円を盛り込む。事業期間は、2016年度から3年間の予定としている。天栄村においても、ぜひLED型蛍光灯への交換をし、行政区の電気料負担の軽減をすべきと思うが、次の点について伺いたい。

①全行政区の電気料の負担額は総額で幾らになるか。

②LED型蛍光灯にした場合、電気料金は総額でおよそ幾らになるか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 3番目の、LED型蛍光灯への交換についてお答えいたします。

まず、1つ目の全行政区の全電気料の負担額は幾らになるかについてであります。平成25年12月の一般質問でもお答えしたとおり、防犯灯の電気料金の負担については各行政区が負担していることもあり、詳細な金額はお示しできませんが、現在、村が負担している街路灯、1基当たりの1カ月の料金は275円であることから、現在の蛍光灯の防犯灯の数、383基を掛けまして月額10万5,325円が全行政区における蛍光灯の電気料負担額になると推測されます。

また、平成26年度からは防犯灯の更新及び新設は全てLED型への切りかえを行っており、現在10基のLED型の防犯灯が整備されております。このLED型の場合、1カ月の電気料金が1基当たり126円であるため、10基で1,260円、蛍光灯とLED型とを合計しますと10万6,585円が月額の負担、年額127万9,020円の電気料負担になると推測されます。

2つ目のLED型蛍光灯にした場合、電気料金は総額で幾らになるのかでございますが、仮に現在の防犯灯、393基が全てLED型になった場合、月額で4万9,518円、年額では59万4,216円になります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 8月24日付の街路灯LED支援ということで新聞等に報道されておりますが、これは環境省は23日までに地方自治体が住宅地などの街路灯に発光ダイオードLED照明を導入する際の費用を支援する方針を固めた、2016年度予算の概算要求に関連経費

16億円を盛り込み、事業期間は16年度から3年間の予定。新事業は人口25万人未満の自治体が対象、民間業者がLED照明を購入して有償で貸し出すリース方式を導入することで自治体の負担を軽減するとともに、LEDの取りかえを促す。LED照明は蛍光灯などに比べ消費電力が少なく、二酸化炭素CO<sub>2</sub>の排出を削減する効果が期待されている。

ただ、高価で費用負担が大きいこともあり、自治体が保有する街路灯への導入は進んでいなかった。住宅地の街路灯のLED化では、自治体による調査や工事計画の作成費のほか、自治体とリース契約を結んだ民間業者が実施する取り付け工事の費用の一部を補助する。商店街が設置している街路灯も補助対象とすると、このように出ております。

それで、27年度4月9日環地温発第1504097号で、低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業実施要綱、こういうのが環境省から出ておりますが、こういったことはご存じでしょうか。目的もちょっとちらっと読み上げますが、長々としてページ数が多いんです。

第1の目的が、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業）（以下、補助金という）交付要綱（以下、交付要綱という）第3条に掲げる事業を行うことにより、低炭素社会の実現を図ることを目的とする。

2、事業内容としていろいろと連ねてありますが、こういったことはご存じでしょうか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃる低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金というようなことで、LEDの照明等の促進事業というようなことで、我々も承知しているところでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、さきの議会でも取り上げてみましたが、須賀川市では、電気料の球の交換、電気料全て市で負担です。平成24年数千万円出しております。鏡石が電気料、町で負担、球の交換は行政区、平成24年約650万円の予算でとっております。あと矢吹町、電気料、球の交換、町で負担、平成26年は552万円の計上。矢祭町、電気料、球の交換、町で負担、こういうふうにはほかの近隣の市町村はやっているんですよ。やはり、これは全部とは言わないですよ。少しでもいいから、ちょっと計画的に、これは温暖化対策にもなるということで国のほうで進めている事業なんですよ。先ほども申しましたように、取り付けの工事費が大変だとか、経費がかかると、こういうふうなことで、なかなか自治体でも手をつけられないでいたんです。そういうことで、これはぜひとも、天栄村でも取り上げてもらいたいなと、取り付け交換していただきたいと、このように思います。

実は二本松では、大阪府で子供、中学1年生の男女が遺体で発見されたと、このような痛

ましい事件がありまして、そういうこともやはり逮捕された容疑者が、二本松市に滞在したと、このようなことでありまして、二本松では9月議会で予算をとっておるんです。発光ダイオードLED街路灯新築工事に2,000万円、これをとってあります。あと防犯カメラ設置のため、これに389万円、これをとってあります。やはり、天栄村も暗いんですよ、とにかく。こういう暗いときとか、あと実は、大山団地でも入り口がわからなくて隣の下の東海林さんのところの玄関先に間違っただけで突っ込んで塀にぶつくと、こういう事件もありました。それで、やはり全部とは言いませんが、試験的に各行政区の暗いところとか、主要なところに一応取りつけ工事をしたらどうかと、このように思いますが、どのように考えておられますか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

先ほどのLEDの照明導入促進事業の環境省の補助金でございますが、承知はしております。この内容について見ていきますと、まずは計画策定に要する経費については2分の1の自治体に対する補助だということでございます。その計画が認められて、LEDの照明導入補助事業というような事業に今度移っていきます。その場合に、まずLEDの照明そのものの補助対象事業者は、その設置を行う民間の事業者であるということ、それから補助率は3分の1であるということ、それからこのLEDの機械については、補助事業上、条件として機械はリースというふうな条件が定められております。そういった中で、本村でこの事業が取り組めるかといった検討をさせていただいているところでございます。

もう一つ、全国規模で申し上げますと、全国で50自治体ほどの対象と、環境省は考えているようでございます。そういった中で、まずリースによる機械代については、この事業の補助の対象にはならないと。あくまでもその設置工事費のみが3分の1の補助であるといったことから、そういった条件の中で村のほうで今現在は、村は全て村が発注した中での村の管理というふうな中でリースも行っておりません。そういった中でこの事業に取り組むのはなかなか難しいものがあるのだなというふうに思っております。

そういった中で、村としましては、たびたび申し上げますように、毎年度予算化をして、行政区からの要望に応じて防犯灯の設置について新設、もしくは機器の改修というところまで行ってきております。昨年度からは、全て新規取り付け、あるいは改修にあっても、LEDのほうの切りかえというふうなことで、今現在、村の単独事業の中で、その都度更新を迎えるものにあっては、LEDのほうに切りかえを行っております。ちなみに、昨年度事業としては、防犯灯として10基ほど新しく設置したんですが、全てLEDということでございますし、今年度につきましても10基ほど設置を予定しておりますが、いずれもLEDのほう



の切りかえ、今後とも、こういった消費電力の低いLEDのほうの切りかえのほうに逐次、更新を迎えるとか修繕を迎えたものから切りかえを行っていく考えでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 実は、私の知り合いの業者で、電気屋さんですが、ちょっとこの件についてお話を聞いたことがあるんですが、蛍光灯、今使っている蛍光灯です、街灯。これが150センチから160センチ、40ワットなんです、それでLEDにした場合、料金は半額になります、電気料金。裸電球100ワットの場合は10分の1の料金で済むと。寿命が、現在の蛍光灯は1年に1回くらいは交換しなくちゃならない。これが、LEDは10年もつと。こういう寿命も10倍に長いんですよ。だから、取り付け工事とか費用はかかっても、全部が全部とは言わないんですが、やはりそういった点、少しずつでもLEDに交換をしていただきたいなと、このように思うんですが。

先ほど、今年度はLED交換、10基を予定していると、こういうことでありましたが、その10基の予定という場所はどの辺になっているんでしょうか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答え申し上げます。

まず、10基と申し上げましたが、毎年度、当初予算の中で、今は積み残しがありませんから、全て年度初めの段階で、概算で10基を見込んでおると。以前は、順番待ちみたいな形で待っていただいて、その年になったら10基を行うということで、もう年度初めで行き先が決まっていたんですが、今は積み残しがありませんために、年度当初の段階では行き先は決まっていな中での予算化をしているというところでございます。

今現在は、10基と今申し上げましたが、そのうち4基につきましては今、行政区要望の中で設置を行っていくこととしており、残り6基については今後、行政区要望に応じて、その場所について確定をさせていくところでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） これは、環境省でも、とにかくこの補助を出すということで出して、ほかの自治体もこれは早い者勝ちということになると思うんですが、これ寿命が10年ということで長いんで、とにかく電気料金ももう安くなると。半分ですから、LEDになれば。

そういったことをやはり予算化をして、予算がないなんていうことじゃなくて予算化をして、もうことは10基、20基をつけるんだと、やはりそういうような姿勢で取り組んでいただきたいなと思うんですが、これを取りつけることによって、村民の負担、これの軽減にもなりますし、あと事故防止、そういったことにもなりますので、電気料の発熱は、明るいんだけど料金が少ないと、そういうことで明るさはあるんです。だから、その点は課長もです

が、今度、村長、どのように考えてありますか。答弁をお願いします。予算化。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

やはり今後はそのLEDの更新というようなことで、私もそれは考えておりますが、今後については、今、議員がおっしゃったことについては受けとめておいて、今後どのような形でやれるか、検討してまいりたいと思います。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 先ほども申し上げましたように、最近は本当、大阪府で子供、中学1年生の男女の学生が遺体で発見された、こういう痛ましい事件があります。やはり、明るくする、やはり暗くてはだめです。犯罪が起きますから。そういうことを念頭に置きまして、あと村民の負担の軽減、とにかく行政区では全部電気料を持っていますから、球の交換も。そういうことを半分くらいにさせていただきたいと、このように申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君の一般質問は以上で終了いたします。

ここで暫時休議いたします。

（午後 3時47分）

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時55分）

---

#### ◇ 渡 部 勉 君

○議長（小山克彦君） 次に、6番、渡部勉君の一般質問の発言を許します。

6番、渡部勉君。

〔6番 渡部 勉君質問席登壇〕

○6番（渡部 勉君） 天栄村会議規則第61条の規定により、一般質問を行います。

1、村、職員及び臨時職員の数は適正か。

我が村の職員数は条例により定められておりますが、その数は現在の人口や周辺の状況に照らし合わせ適正なのか、また現在、職員の採用基準はどのようになっているのか伺いたい。22年から27年までの各課別職員数及び臨時職員数含む嘱託職員を、資料として提出してください。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 1番目の、村、職員及び臨時職員の数は適正かについてお答えいたします。

職員数につきましては現在88名となっており、県内の類似団体の職員数と比較しましても、おおむね適正な職員数と認識しております。

また、臨時職員数は、本年度において、国の雇用創出の一環で取り組んでいる緊急雇用の6名を含め、常勤で54名の雇用となっております。

なお、年度別の職員数及び臨時職員数は別紙資料のとおりでございます。

また、現在の職員の採用基準については、退職による人員補充の観点と将来の行政需要を見据え、さらには条例定数や定員管理計画との整合性を図りながら、計画的な採用を行っております。この採用試験につきましては、福島県町村会が主催する県内一斉の町村職員採用試験と歩調を合わせ、村のホームページや村内チラシ、防災行政無線により周知をして、大卒程度、高卒程度、有資格者などの区分により実施しているところでございます。

ご理解をよろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） この村の条例を見ますと、たしかこれ97人に総数なっていると思うんですが、この97人という条例以降は変わっていないということでしょうか。97人でよろしいですか。97人のところを現在、正職員は88人であると、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えをいたします。

ただいまの議員のお尋ねの、条例定数97名については、今現在も変わっておりません。ですから、97名の定数の中での88名という職員数でございます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） それで、よくこういう言葉を聞くので、こういう理解でいいのかどうか聞いておきたいんですが、いわゆる村長部局と教育長部局ということをよく聞きますが、職員の中で、いわゆる教育長部局というのは学校教育課と生涯学習課。これが教育長部局で、他は全部村長部局だと、そういうふうな分け方になっているのでしょうか。ちょっと聞いてみます。それではないのかどうか、その辺を明確にちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

今の議員がおっしゃられたのは、学校教育課、さらには生涯学習課、それプラス学校の関

係です、小学校、中学校。それからあと幼稚園、それも含めます。幼稚園です。それらを称しての教育長部局と、それ以外は村長部局というような呼び方をしております。

議員が、村長部局と教育長部局というようなことをおっしゃいましたが、それ以外にも議会事務局の職員、それから選挙管理委員会の職員、それらも含めて97名というようなことになっております、定数は。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） 私の言ったのに、いわゆる幼稚園なんかも含むということで、要するに教育長部局だということですね、そういうことになりますね、わかりました。

それで、実際にその募集ということで、よく回覧や何かで回ってくるのを見ると、いわゆる応募資格の中に高卒程度というふうな内容のものがありますが、これはいわゆる高卒でないといけないということなのか、高卒も大卒も可能だということなのか、ちょっと理解できない、そのときのことで大卒も一緒に受けたなんていうことを聞くのですが、その辺はどうなっているのかお聞きします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

まず、高卒程度の定義でございますが、このとおり高校卒業でなくても年齢が到達すれば高卒程度の受験資格ができるということで、18歳から22歳までの方が、いわゆる高卒程度というふうなことで受験する資格が得られるということでございます。ですから、前に申し上げましたように、高校卒業しなくても年齢が到達すれば受験する資格はあります。ですから、22歳までですので、大学生等につきましては大卒程度のグループに入っております。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） そうしますと、高卒程度のというふうな場合には、大卒は受けられないというふうな解釈でよろしいですか。わかりました。

それから、先ほど村長から説明ありました、現在は役場や何かで恐らく、村役場で試験はされないで、町村会で一括で募集してというふうな話がありましたが、そのことをちょっと詳しく教えてください。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、県の町村会主催による共同の試験というようなことで、先般、大卒程度については共通の試験の中で受験をしていただいて、今後二次試験というような流れになってきております。

それから、高卒程度は若干それよりもおくれて、先般その受験申し込みの締め切りを終わったところでございます。今月中に共通の、高卒程度の受験を行うというふうな予定で、それぞれ大卒程度が先にやって、その後高卒程度というようなことで、約1カ月半か2カ月くらいおくれた形でスケジュールが動いてくるような形になっております。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） 私がちょっと勘違いしているのかもしれないのですが、その町村会で一括してということは、私はちょっとこう考えたのですが、鏡石町も町村だから一緒ですね。鏡石と天栄村、同じ郡内、それとも他町村も入るのでしょうか。1つの郡だけというふうな町村という意味でしょうか。それとも、この県何とかなんかの町村も含んでということなのでしょうか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えをいたします。

県の町村会主催というようなことなものですから、県内の町村会に加盟している町村、ですから四十数自治体があるわけですが、そこが共同での問題で試験を行うと。ですが、あくまでも天栄村に受験を希望する方は天栄村に応募していただいて、試験する場所が同じ学校内で行って、教室か何か受験するクラスはそれぞれ町村ごとに分かれて行うというふうになっております。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） わかりました。そうしますと、じゃ、天栄村に住んでいる人間は天栄村の役場に入りたいと思えば、天栄村の試験会場で受験できると。あるいは、長沼町の人が受験するかもしれませんが、鏡石町の人が受験するかもしれませんが、そういった形でやるということになりますね。

一次試験、これ終わりますね、この一次試験に、例えば合格ですよというのはどういったことを基準に持って合格というふうにするのか。いわゆる筆記試験ですから、上位から、例えば5人欲しいんだったら上位から5人採るとか、7人採ってあと面接で調整するとか、具体的にどういうふうな方法で一次試験は合否を判定するのか。

○議長（小山克彦君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

一次試験の合格者というようなことでございますが、これについては当日された試験の中で、いわゆる平均点以上の方を一応合格というような形をとっています。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） じゃ、平均点以上ですと、5人欲しいところに10人がある場合もあるし、15人がある場合もあると、そういうことになりますね、わかりました。

二次試験というのは、恐らく面接だと思うのですが、この面接試験というのは、村側からどなたとどなたが立ち会われるのか。面接をされるのか伺います。

○議長（小山克彦君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

二次試験につきましては、面接と、あと作文というようなことございまして、面接者は私と教育長、それから総務課長の3名で行っております。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） わかりました。

それで、ちょっとよその町村の方と話して、この試験の採用のことについては理解しました。気がついたことがあるのですが、副村長に、いつかこの話をしたかと思うんですが、天栄村の場合、中途採用者というのですか、そういうのが非常に少ないんじゃないかと思ったんです。結局、社会経験を一定経て、それで採用して、特に技術職の方です、いろんな技能を持っている方、特にここの震災以降は、他町村はこういう方を物すごく採用しているみたいに聞いて、こういったことがどうも他町村と比べておけているのかなというふうな気がしていますが、何か採用の年齢上限というのはどうなっているのでしょうか。その辺、中途採用の件と年齢の上限が余り低いからそういうことがないのか、その辺のことをちょっとお聞かせください。

○議長（小山克彦君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

まず、年齢要件というようなことございまして、これについては町村会でお願いしている関係上、そこで定めている標準的な要件というようなことを、年齢制限をもとにしていてございまして、今年度につきましては29歳でございまして、それを上限にしております。

ただ、今ほど議員もおっしゃっていましたが、中途採用というのですか、それらを含めても採用を含めての、村長ともいろいろ話はしているところでございまして、今後はいわゆる民間の経験年数も含めた中で、この年齢要件を定めていこうというようなことで、もっと幅を広げて募集をかけてみようかなというふうなことでは検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） これは、国も県も恐らくこの中途採用者というのはふやしているはずなんです、経験者というのは。そういうことで大いに、いわゆる一般経験を持つ中途から採用する社会経験のある者を採用して生かしてほしいなど。もちろん若い卒業したての人も必要でしょうけれども、社会経験を持った人はまた別な視点から見、いろんな角度から見る力というのを持っているのではないかなと思いますので、そのことをぜひ実現していただきたいと思います。

それから、いわゆる臨時職員のことなんですが、この資料によりますと、現在臨時職員が54名という形になっています。臨時職員46名、それから緊急で6名というふうな形になっているんですが、この緊急というのはどういうことなんでしょうか、ちょっと我々には意味がわからないのですが。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えをいたします。

この緊急雇用といいますのは、国のほうで経済効果を求めて10分の10の補助の中で雇っているものでございます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） 緊急雇用創出事業のことですね、理解しました。

ただ、いずれにしても、どうなんでしょう、88人、これ恐らく22年からの資料、私も22年から資料を要求しましたがけれども、22年以前からすると、臨時職員の数が、緊急雇用創出ということも抜いても、私も役場を歩いてみると、何か年々見かけない顔がふえてくるという、新入の職員だけじゃなくて、どうも聞いてみると、臨時職員というのはいちこちになんていうのがどうも現状じゃないかと。どうも、この両方を合わせてみると、正職員が88人、臨時職員が、緊急を除いても46人、合計134人です。これは昔の職員数から比べても、合計すると物すごく多くなっているんじゃないかなというふうな、私、気がするんです。ただ一時的に、この震災のことがあって増えたという、この何年かはしようがないと思うんですが、ただ村長も民間の会社を経営されているから当然そんなことは釈迦に説法でしょうが、何でもそうですが、やはり人件費というの一番重みを増す、いわゆる経費なわけです。我々は税金という中から全て払っていますからわからないですけども、この民間の会社の考え方からすると、やはりちょっと人数的にどうなのかなと。

先ほどは周辺のあれからすると適正だというふうな回答が村長からありましたが、どうもどうなのかなというふうな、いろんな、湯本支所とか特殊なこともある、そういうことも含めても、最近、ちょっとひもが緩くなっているのかなと。ただ、これが一時的なものであれば、こんな震災があったことですから、これは理解できるんですが、このことをぜひ頭に置

いてほしいなと思います。

それと、この臨時職員の採用基準みたいなものはあるんでしょうか。例えば、年齢は下は何歳から、上限何歳までとか、性別とか、地域とか、そういうものは特に決まっていらないのですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

臨時職員につきましては、全てハローワーク、職業安定所を経由した採用を行っております。その中で、具体的にどういった事務なりの業務が必要なのかということで各課のほうからの要請に基づいてハローワークのほうに紹介をかけているということで、その中には、ある程度専門的な知識を要する募集もありますが、おおむね一般事務というふうなことで、年齢あるいは性別、そういったものについての特段の縛りはない中で募集をしているところでございます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） ハローワークを利用しているということなんですが、当然そうしますと、私も一々臨時職員の方、知らないですが、天栄村の住民、またはこの近隣の住民ということになりますよね。大ざっぱな、恐らく、こう聞いて総務課長、回答できないかもしれませんが、現在どうでしょうか、正職員、臨時職員合わせてでもいいですから、いわゆる天栄村在住の職員と、そうでない職員は、およそ何対何くらいになりますか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答え申し上げます。主にこれは一般職、それから臨時職員……一般職ですか、はい。一般職で正式な、正確な数字、今手持ちにないんですが、見ただけでは、2割ないし3割が村外からの職員ではなかろうかなというふうに推測しています。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） 今の件は了解しました。先ほどの採用に当たって、村内から重点的に募集しようとか、村外からしようとか、その辺の加味というのは地域の差ですね。村に重点を置いたものを採用するとか、外も関係なくやるとか、その辺のことはありますか、加味することは、地域というのは。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

できれば、私は地元から採用したいという思いがございます。これは当然、震災以降、や



はり地元の人間が地元のことを把握していると、そういう災害の防災、減災というような状況から、地元から採用したいというような思いでありますし、そういった中で適性検査とペーパーテスト、筆記試験によるものです、平均点という縛りの中で地元からも受けてはいただいているんですが、なかなか達しないというようなところもございますので、今後は、先ほど議員もおっしゃったように、さまざまな社会経験、民間の経験を積んだ、そういうエキスパート的な職員を今後は採用してまいりたい。当然、きょうも一般質問で出たふるさと納税にしても、この営業マン的な人材も今後は採用していかなければならないと思っておりますので、今後、もう少しそういったところを検討しながら、いい人材を地元から採用したいと考えて進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） はい、わかりました。

この職員の中には嘱託職員というのも載っていましたが、現在嘱託というのはいないのでしょうか、職員というのは。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

現在、嘱託職員は1名おります。こちらの職員は幼稚園でクラスを持った職員として採用させていただいております。これまでですと、臨時職員に対応したりというようなことがあったのですが、なかなか継続的な部分がないとクラスも預けられない、責任の度合いもあるものですから、1名、幼稚園で採用しております。ご理解いただければと思います。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） この資料に、私、嘱託職員も含めてというように書いておいたんですが、資料に載っていないものですから、いないのかなと思って。あるいは、臨時職員の中に含めたのかなというように、ちょっと思ったりもしたものですから。

それで、わかりました。恐らく、そうだなという推測はつけていましたけれども、この臨時職員と嘱託職員の違い、我々余りよくわからないですよね。この大きな違いというのはどこにあるのか、嘱託職員と臨時職員の違い、それから、この臨時職員、嘱託職員にも定年というのがあるのか。この2点をお知らせください。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えをいたします。

嘱託職員と一般の臨時職員との違いでございますが、まず一番大きなところは身分の保障でございます。臨時職員の一般事務につきましても、限られた期間の日々雇用という形にな

りますが、嘱託職員にあつては月額、なおかつ通年雇用というふうな形での身分の保障並びにその責任というふうなことで、一定の重みがある職員でございます。

嘱託職員の退職につきましては、特段の規定は、今までもそういった該当する方がいないのですが、一般職員と準じた形で考えております。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 先ほど、答弁した中で訂正でございます。

幼稚園では園長も嘱託でございます。なので、2名でございます。大変失礼いたしました。ご理解よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） 私は、幼稚園の園長が嘱託だということは知っていましたので、その方1名だけかなと思った。ほかにももう一名いらっしゃると、その方も幼稚園ということですね、わかりました。いいです。

いずれにしましても、この臨時職員なんかには、いわゆる条例の歯どめや何かというものもありませんし、何のあれもないので、十分この人件費、7番議員がけさ一番で質問ありましたけれども、いわゆる残業も、年間2,000万円以上の残業代がかかっているというようなことを含めて、我々もう少し襟を正して、いわゆる人件費というものをよく見直すような姿勢で行ってもらえればなというふうに思いますので、その点くれぐれもお願いしておきます。

それでは、2番目の質問に移ります。

我が村の数々の施設は有効に利用されているか。

我が村には多くの施設があり、この中には利用者が減り管理費のみがかかり、今後の見通しも立たないようなところもあるように思います。このような施設をもっと有効に利用する知恵を絞り、どうしてもだめなものは廃止するなど、思い切った手を打つべきと思うが、どのように考えているか伺いたい。（伝承館、オートキャンプ場、貸しボート、公園墓地、ほか）過去5年間の伝承館の来場者数、オートキャンプ場の利用者数を資料として提出してください。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 2番目の、我が村の数々の施設は有効に利用されているかについてお答えいたします。

本村には、学校施設や病院施設、または、ふるさと文化伝承館やオートキャンプ場などの公共施設が多数存在しております。その一つ一つが目的を持って計画し、建設されたものがありますが、ご指摘のように利用者が減少している施設もございますので、それぞれの施設

による対策が必要と考えております。

まず、ふるさと文化伝承館につきましては、郷土文化の保存と伝承を基本理念として、資料の展示や各種講座、企画展等を通して幅広い方々に天栄の歴史に触れていただいております。

来場者数につきましては、お手元に配付した資料のとおりですが、平成26年度から入館料の無料化を実施し、前年対比で約2倍の方々に入館いただいております。今後も、利用者に親しまれるよう企画立案に努めてまいります。

次に、羽鳥湖畔オートキャンプ場につきましては、羽鳥湖周辺における観光振興を図ることを目的として、旧旅行村を改修して建設いたしました。

利用者数につきましては、お手元に配付した資料のとおりですが、一時期のオートキャンプブームに陰りが見え、利用客が減少傾向にあったところに、平成23年に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評被害も重なり、大幅に利用客が減少いたしました。しかし、学校等関係団体への誘客活動により、徐々に震災以前の利用客数に戻りつつあります。

今後につきましても、特色のあるオートキャンプ場として魅力的なイベント開催や独自のプログラムを構築し、村の観光資源として利用促進を図ってまいります。

次に、オートキャンプ場における貸しボート事業につきましては、平成24年度より指定管理の項目より除外し、現在は運営しておりません。貸しボートにつきましては、今後、運営再開の可能性を関係団体と協議し、検討してまいります。

また、墓地公園につきましては、平成12年の販売開始以来、村ホームページや広報誌等でのPRを始め、石材店への訪問などにより販売促進を図っております。また、村民以外の方が購入しやすくなるよう、4月から代理人の要件を緩和したところであります。今後も、広報誌等での周知を図るとともに、ご意見やご要望を反映させながら販売促進に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） まず、伝承館ですが、この伝承館も、恐らくこの築、できてから20年ぐらいになるのかなというふうな推測なんですけど、平成何年に建て、築何年ぐらいになるのかとか、たしか現在はシルバー人材センターに管理をお願いしていると思ったんですけど、それで間違いはないかどうか、お答えください。

○議長（小山克彦君） 生涯学習課長、内山晴路君。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） お答えいたします。

ご質問の、ふるさと文化伝承館の建設でございますが、こちらは平成10年4月に開館して

おります。このため、17年を経過しております。

あと、委託のほうですが、こちらシルバー人材センターのほうに委託をしております。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） この資料によりますと、平成26年、去年の入館者数が1,169人、震災前の平成22年は2,194人、1,000人ほど減っているというふうな状況です、1,000ちょっとです。この数字を出すのにも、実際は恐らく四苦八苦した数字なんだろうなと思って、実は見ているんですが、入館料を無料にしたのも、ちょっと私もうっかりしていましたが、ちょっとわからなかったです、去年からしたというふうに先ほどお答えありましたけれども。

いずれにしても、この人数、ちょっとはじいてみますと、去年の入場者数が1日3.2人というふうな計算。この出ている中で、一番最大の入館者数、平成22年は2,194人、これ365で割ると1日6人というふうな来館者数ということになっています。どうしても、当時どうも話に聞きますと、あの伝承館のほかに、あの周辺にいろんなものをつくる予定があつて、その第一陣があれだったんだと。それが、いわゆるバブル崩壊になってその計画が頓挫したというみたいなことは聞くのですが、やはりあの場所、あの坂を上ったあの場所まで行くというのは、やはり普通の人にはなかなか。まして子供とか老人には困難な状況なのかなというふうなことは否めません。これは、皆さんどなたが考えても同じことだと思います。

先ほど、村長、きょうの挨拶の中でもありましたが、先ほどの後藤議員の答弁にも答えていましたが、季の里、大幅改装して、何かこちらのほうにも寄与したいというふうな話、伝承館の入り込み数も伸ばしたいみたいなことだったんですが、どうなんでしょう、村長、この道の駅と関連するからお聞きしますけれども、どうもその村長の説明では、我々に説明があつたのは、いわゆるこの道の駅の駐車場をふやしたり何かしてちょっとやりたいんだというふうなことだけで、何もいわゆる我々に見えてこないんです。どうも、地権者にいろんなことを説明しているようなんですが、我々には具体的な構想とか、そういう青写真というのは示さないんですか。地権者に、恐らくそういうお話をしているんだと思うんですが、議会には何の話もないのはどうもおかしいなと思っているんですが、どうなんでしょう。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

全体の構想、本当にもう大まかな部分については、全員協議会の中で一度お示しはしているんですが、その中で、そんなに開発というか公園のような形で四季折々に花が咲く、そういったところも踏まえた形で、公園としても道の駅拡張に含めてつくっていききたい、観光のほうにもつなげたいということでご説明をしたかと思うんですが、そういったところで前に、本当に大枠での中での説明はさせていただきました。それから今、これから構想に入って

いるところがございますので、それができれば、また詳しくご説明を申し上げたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） どうもいわゆる花を植えたり何か芝生にしたり、小動物を放逐したりみたいな話をされるものですから、その辺までの構想が既にでき上がっているのかなというふうな、我々はあれをしたんです。また、先日は川場村の道の駅田園プラザに行ったというから、あそこまでは行かなくても、あの半分ぐらいの規模までは恐らくやるのかなというふうな気持ちもあるし、どうなっているのかなというふうな、実は考えがあったものですから。

ただ、いずれにしましても、この伝承館に季の里のいわゆる入り込みを図るとともに、この伝承館にまで足を伸ばせるような施設にするというのには、私は相当な費用がかかるんじゃないかなというふうな考えをしておったわけですが、村長、どうですか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

施設の整備というよりも、今ある山等々、また次の伐採等をしたから伝承館が見える。そこに新緑ができるような構想をつくったり、あと花を植えたりというようなことで、公園とした部分、今あるその道の駅の部分については駐車場の整備とか、あとは農家レストランとか六次化というようなことが可能であれば、そのような構想を持ちながら進めて、いろんなさまざまな補助等を活用できればと考えておりますので、伝承館まで施設をつくって整備するというような考えはございません。あくまでもその公園とするようなことで、福島の花見山のミニ版みたいなもので、天栄村独自の公園ができればというふうなことで考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） この質問のメインは伝承館の入り数のことなんですが、いわゆる季の里関連から伝承館にまた入り込み数がふえるということであれば、これにこしたことは、こんな結構なことはないわけですから、ぜひやっていただきたいと思います。やるんだったら、ちまちましないでどんとやったほうがいいですよ。ちまちましたことをやっても、客は来ませんから、今の時代。私はそう思います。ある程度思い切ったことを、やるんだったらやったほうがいいんじゃないかなと、私はそんなふうに思っています。

私も道の駅とか何か、そこらじゅういろんなところをかなり、商売兼ねて見て歩いていろんなことを感じている点がありますので、そんなふうに思います。これからの道の駅はちょっとしたようなことでは人、来ないなというのが実感です。特徴ある道の駅を目指さないとだめだなというような実感です。伝承館のことは以上です。

オートキャンプ場のほうなんです、こちらはいわゆる施設ができてからかなり古いと思うんですが、何年になるのか、さっき話をしてくれましたか。それから、指定管理制度に移行されてから何年になるのか伺っておきます。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

羽鳥湖畔オートキャンプ場につきましては、平成7年に開設をしております、ことして21年目を迎えるようになっております。その中で、現在、天栄村振興公社のほうに委託をしているわけですが、指定管理者制度になってからは3年ですので、3年で1期ですので、今回で3期目というふうな形になっておりますので、7年になります。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） どうも、この指定管理で大体年間500万円くらいかかっているというふうなことなんです。こちらのほうも、このオートキャンプ場の入り込み数は、やはり平成22年からすると、この資料で言いますと、半分とまでは言いませんが、半分近い。平成22年が838人ですか、合計で、が利用していると。去年、平成26年が436人の利用だというふうなことで、こちらも全く伝承館と同じような道をたどっているのかなというふうな気がします。

この土地は、村所有なんでしょうね。所有は村にあるということですか。林野庁とかではないですね、村所有ですね。利用者数が減っている原因というのはいろいろあると思うんですが、とにかくレジーナの森があれだけ近くにあって、同じような施設があるということが一番大きいと思うんですよ。それと同時に、20年たっているいろいろ施設の設備や何かも相当老朽化して、いわゆる現代の人に合った設備にはなっていない。いわゆる、どうも話に聞きますと、ああいったところもお風呂の設備があったり、シャワーの設備があったり、トイレは水洗だとか、そういうふうな現代の若い人はそういったところまで求めるというふうなことが言われていますので、そういうふうなことがやはり大きな原因としてなっているのかなというふうに思います。どうなのでしょう。私はあそこを通るたびにそんなことを思うんですが、いっそのこと民間業者に、希望があれば安く払い下げのようなことを考えてみたらどうかと思う、民間業者だったら、またその知恵もいろんなことの考えを思いついて、いろんなことができるのかなと思うんですが、村長、どう思いますか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、私も震災後、レジーナの森の前代表、ここを村として譲りますか

らどうでしょうかというお話はさせていただきました。同じところで、民間業者のところを  
圧迫するような施設を村でやっては、私は、これはまずいなという思いでございます。ただ  
し、補助事業でやった建物で、それを休止するのはなかなかできないというような状況で  
ございますので、そういったものも含めながら、もう少し利用できるような方法、その点に  
ついては振興公社の社員が、この近隣の小・中学校に出向いて、学校等々、あとは育成会等  
と利用できるような、そういうPR活動もしてきて、ここまで利用数もふえてきたという  
ものもご理解をいただければなというような思いでございます。

私自身は、民間でできるものは民間で対応していただくのが一番だというふうな  
思いでございますので、この点についてはご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） 補助金や何か使っているからすぐにはできないというふうな  
回答でありましたが、ゆくゆくはいずれにしても、じゃ5年後、10年後、こうなる  
という確たる見込みはなかなか持てないというのが現状だと思うんです。ですから、  
いわゆる村長もそういうニュアンスだと思うんですが、民間に譲渡するということ  
を念頭に、今後いろんな考えを持って運営していくべきかなと思いますので、  
その辺のことをぜひご検討いただきたいと思っております。

それで、今あそこにボートありますね。これはどうしようもないようなことで寝か  
せてあるということなんですが、このボートについては処分するのも、これを補助金  
絡みのことがあるのでなかなかできないということなんでしょうか。質問します。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

ボートにつきましては、浮棧橋の整備について辺地債を使っておりまして、  
辺地債の償還期間がまだ残っているというようなこともありまして、今のところ  
はそのままというふうな形では考えております。辺地債の償還が約10年とい  
うことで、あと3年ぐらいまだ残っているというような形になっております。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） あと3年ぐらいが猶予が必要だということなので、それ  
を目途に、恐らく10年ぐらいあったのかと思うんですが、ぜひそのことを  
頭に、これもいわゆる処分していくという方向で検討すべきかと思  
います。

それで次に、いわゆる公園墓地の件なのですが、これは総区画数どのぐ  
らいあったか。大が幾つで小が幾つあったか。で、大の販売価格は幾  
らだったか、小区画の販売価格は幾らだったか、教えてください。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

区画数ですが、小さいほう、規制区画につきましては全部で75区画でございます。小さいほうです。それから大きいほうの自由区画につきましては、全部で216区画でございます。

それから、販売価格についてはちょっとお待ちをいただきたいと思います。すみません。

○議長（小山克彦君） ただいま一般質問の途中でありますが、ここであらかじめ時間の延長をしておきます。

では、暫時休議いたします。

（午後 4時51分）

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時52分）

---

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

販売価格は、4平米価格につきましては13万2,000円、6平米価格につきましては19万8,000円でございます。

失礼しました。これは村内でありまして、村外の方につきましては10%の割り増しとなっております。よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） それで、現在この小さな区画がどのぐらい残っていて、大きな区画がどのぐらい残っているのか、教えてください。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

4平米区画につきましては残数が23区画、6平米区画につきましては残数が145区画でございます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） そうですね、思い出しました。当初の見込みと違って、小さいほうがよかったんだと。販売した当時、思い込んでいた。それで大きいほうが割合売れないというふうな状況が現在も続いているということなんだと思うのです。



区画数、相当この残数があると思うんです。時間なのであれなのですが、先ほど、いろんな石材店回っているとか何かという話がありましたけれども、私はそんな話はほとんど聞いていません、最近。昔は、石材店を回ったりお寺を回ったりして、昔の先輩は努力された方も結構いらっしゃるんです。やはり、こういった日ごろの努力も必要ですし、当時、必要ない人でも最近聞くと、二、三区画売れていますよね。去年も売っていた、おとしも売っています。これやはり、必要に迫られている方が結構、ある年代を迎えているということなんです。ですから、先ほど話しました、あるいはインターネットで販売できるかもしれません。そういったいろんなことをやはり模索すべきだと思うんです。お彼岸とかお盆とかの二、三カ月前にチラシを入れるとか、そういうこういうのはつきものなのです、彼岸とか盆というのは、石碑とか何かと。石碑屋さんはそれを大体販売の目途にしているみたいですが。

そういうふうな工夫というものをもっとすべきかと、とにかく思います。その努力、これほどの区画、残っているわけですから、ぜひこれはやってほしいと思いますが、村長、どうですか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、そういった取り組みをしっかりとやりながら販売につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） それと、私が一番申し上げたいことは、道路の北側、反対側にまだ空き地があるんです。村長、ご存じですか。墓地公園だけではないです。現在つくってあるところじゃなくて、多く敷地を確保し過ぎたといいますか、何かして。販売したのは3分の2まではいかないですが、その村の面積で、あの面積はどのぐらい残っているんですか。わかりますか、住民課長。わからなければいいです、村長に教えてやってください。

ああいうものを何か利用する方法はないのかということなんです。伝承館にも私、太陽光発電もつけたらというふうなお話ししましたがけれども、そういったことにしても、私が一番申し上げたいことは、村の所有財産をうまく利用すると。それによってお金というものを稼げるんだということです。そういうことにもっと頭を使ってほしいということです。どうも、役場は税金をいろんなものに使うことは得意なんです、どうやったら入るかということを考えるのは本当に不得意です。民間だったら、よく村長、自分の会社のことを思い起こしてください。いろんな工夫をするはずで、自分の持っているものに対して。いろんな、いわゆる公有財産といいますか、そういう村の持ち物というのはあるはずで。そういったものを生かして、100円でも200円でも入る方法というものも常々、ここにいる課長はもう幹部な

訳ですから、ぜひ考えていただきたいと思います。

恐らく、公園墓地の残りの土地なんていうのは私くらいで、今まで誰も言わなかったと思うんですが、ああいった土地の利用というのも常々ぜひ頭に置いてほしいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君の一般質問は以上で終了いたします。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

（午後 4時59分）

9 月 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 平成27年9月天栄村議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成27年9月9日（水曜日）午前10時開議

- |       |        |                                             |
|-------|--------|---------------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について                  |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて                   |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて                      |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 天栄村特定個人情報保護条例の制定について                        |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 天栄村役場支所設置条例の一部を改正する条例について                   |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例について                    |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 天栄村公民館条例の一部を改正する条例について                      |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 天栄村公民館使用料徴収条例を廃止する条例について                    |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 平成26年度天栄村一般会計決算認定について                       |
| 日程第11 | 議案第10号 | 平成26年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について                 |
| 日程第12 | 議案第11号 | 平成26年度牧本財産区特別会計決算認定について                     |
| 日程第13 | 議案第12号 | 平成26年度大里財産区特別会計決算認定について                     |
| 日程第14 | 議案第13号 | 平成26年度湯本財産区特別会計決算認定について                     |
| 日程第15 | 議案第14号 | 平成26年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について             |
| 日程第16 | 議案第15号 | 平成26年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について           |
| 日程第17 | 議案第16号 | 平成26年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について               |
| 日程第18 | 議案第17号 | 平成26年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について                 |
| 日程第19 | 議案第18号 | 平成26年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について                 |
| 日程第20 | 議案第19号 | 平成26年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について               |
| 日程第21 | 議案第20号 | 平成26年度天栄村介護保険特別会計決算認定について                   |
| 日程第22 | 議案第21号 | 平成26年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について                 |
| 日程第23 | 議案第22号 | 平成26年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について                |
| 日程第24 | 議案第23号 | 平成26年度天栄村水道事業会計決算認定について                     |

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	大須賀	溪仁	君	2番	服部	晃	君
3番	大浦	トキ子	君	4番	廣瀬	和吉	君
5番	揚妻	一男	君	6番	渡部	勉	君
7番	熊田	喜八	君	8番	須藤	政孝	君
9番	後藤	修	君	10番	小山	克彦	君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田	勝幸	君	副村長	森	茂	君
教育長	増子	清一	君	参事兼 総務課長	伊藤	栄一	君
税務課長	森	廣志	君	住民福祉 課長	揚妻	浩之	君
参事兼 産業振興 課長	吉成	邦市	君	参事兼 地域整備 課長	佐藤	市郎	君
参事兼 会計 管理者	小山	志津夫	君	湯支所 本長	兼子	弘幸	君
天保所 栄保育 所長	山本	サト子	君	学校教 育課長	清淨	精司	君
生涯学 習課長	内山	晴路	君	代 監査 委員	須賀	章	君

---

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 事務局 長	蕪木	利弘	書記	星	千尋
書記	森	和昭			

---

### ◎開議の宣告

○議長（小山克彦君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

---

### ◎報告第1号の説明、報告

○議長（小山克彦君） 日程第1、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） おはようございます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条及び第22条の規定により、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり報告する。

なお、これらの比率についての同法第3条及び第22条の規定による監査委員の意見は、別冊のとおりである。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお開き願います。

まず、健全化判断比率でございます。

項目、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、これらにつきましては黒字決算のため算出はされておられません。

実質公債費比率9.7%、将来負担比率30.3%。下のほうの表でございます。早期健全化基準、それから財政再生基準、これらは国が定めるところの全国共通の値でございます。本村の場合にはいずれもその基準内にあるということでございます。

次、資金不足比率。

会計名、水道事業会計。大山地区排水処理施設事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、二岐専用水道特別会計、簡易水道事業特別会計、簡易排水処理施設特別会計、風力発電事業特別会計、工業用地取得造成事業特別会計、これら全ての会計におきまして資金不足が生じなかったため、一番右側にあります資金不足比率は算出されておられません。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（小山克彦君） これをもって報告を終わります。

ここで、村代表監査委員から、平成26年度天栄村財政健全化判断比率並びに水道事業会計等、特別会計資金不足比率に関する意見書が提出されておりますので、その報告を求めます。  
代表監査委員、須賀章君。

〔代表監査委員 須賀 章君登壇〕

○代表監査委員（須賀 章君） それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の審査意見のご報告を申し上げます。

まず、財政健全化判断比率でございますが、書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。実質赤字比率、連結赤字比率につきましては、実質収支は黒字のため、実質赤字比率は算出されませんでした。実質公債費比率につきましては9.7%となっており、昨年度とほぼ同様の比率であり、基準の25%と比較すると、これを下回り、良好でございます。将来負担比率につきましては30.3%となっており、前年度より約7%の増加でございますが、基準の350%と比較すると、これを大きく下回り、特に指摘すべき事項はなく、良好であると認めました。

次に、水道事業並びに特別会計の資金不足の比率でございますが、いずれも適正に書類は作成されているものと認められました。資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため算出されていませんでした。その他、特に指摘すべき事項はございませんでした。

なお、審査意見書については別冊のとおりです。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） ご苦労さまでした。

以上で報告は終わります。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第2、議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔参事兼議会事務局長 蕪木利弘君登壇〕

○参事兼議会事務局長（蕪木利弘君） おはようございます。

議案を朗読いたします。

議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本村の教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住 所 天栄村大字牧之内字原町33番地

氏 名 清 水 栄 一

生年月日 昭和36年3月20日生

○議長（小山克彦君） 提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

提案理由をご説明申し上げます。

本年11月24日をもって、清水栄一委員の任期が満了となります。このため、清水氏を教育委員に再任したく、議会の同意を求めるものであります。

清水栄一氏は、平成26年10月1日から教育委員会委員長を務めておられ、人格が高潔で教育及び芸術・文化に関する見識も有し、教育委員として適任者であります。

なお、任期は4年であります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小山克彦君） 日程第3、議案第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ただいま本会議に代表監査委員が出席されておりますが、監査委員選任にかかる同意の審議にあたり、一時退席をいただきたいと思います。

代表監査委員が退席するに当たり、暫時休議いたします。

（午前10時08分）

- 
- 議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時09分）

- 
- 議長（小山克彦君） 議案を事務局に朗読させます。

〔参事兼議会事務局長 蕪木利弘君登壇〕

- 参事兼議会事務局長（蕪木利弘君） 議案を朗読いたします。

議案第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住 所 天栄村大字大里字西ノ内30番地

氏 名 須 賀 章

生年月日 昭和23年12月22日生

- 議長（小山克彦君） 提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

- 村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

本年12月6日をもって、須賀章委員の任期が満了となります。このため、須賀氏を監査委員に再任したく、議会の同意を求めるものであります。

須賀章氏は、平成23年12月7日から監査委員を務めておられ、財政管理及びその他行政運

営に関し、すぐれた見識を有し、監査委員として適任者であります。

なお、任期は4年であります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休議いたします。

(午前10時11分)

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時12分)

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第4、議案第3号 天栄村特定個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第3号 天栄村特定個人情報保護条例の制定について。

天栄村特定個人情報保護条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村特定個人情報保護条例。

目次。

第1章 総則（第1条・第2条）。

第2章 特定個人情報の取扱い（第3条～第10条）。

第3章 開示、訂正及び利用停止。

第1節 開示（第11条～第22条）。

第2節 訂正（第23条～第29条）。

第3節 利用停止（第30条～第35条）。

第4節 不服申立て（第36条～第38条）。

第4章 雑則（第39条～第42条）。

附則。

第1章 総則。

（目的）

第1条 この条例は、村における特定個人情報の適正な収集、保管、利用及び提供を確保し、並びに村が保有する保有特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずることにより、個人の権利利益を保護し、特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一号 実施機関 天栄村個人情報保護条例（平成9年天栄村条例33号）第2条第1項に規定する実施機関。

二号 本人 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第6項に規定する本人。

三号 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報。

四号 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（文書、図面及び電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。）

五号 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイル。

六号 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報。

## 第2章 特定個人情報の取扱い。

(特定個人情報の収集等の制限)

第3条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならないものとする。

(特定個人情報の保有の制限等)

第4条 実施機関は、特定個人情報を保有するに当たっては、番号法又は条例の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限るとともに、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

第2項 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下、「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を保有してはならない。

第3項 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の特定個人情報を取得するときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなくてはならない。

一号 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二号 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三号 利用目的を本人に明示することにより、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四号 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第6条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有特定個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第7条 実施機関は、保有特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第2項 前項の規定は、特定個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の業務)

第8条 特定個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は特定個人情報の取扱いの委託を受けた者の当該受託に係る業務に従事している者若しくは従事

していた者は、その業務に関して知り得た特定個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

第2項 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。ただし、当該実施機関が保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

(特定個人情報の提供の制限)

第10条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないものとする。

第3章 開示、訂正及び利用停止。

第1節 開示。

(開示請求権)

第11条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有特定個人情報の開示を請求することができる。

第2項 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第12条 開示請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を当該開示請求に係る保有特典個人情報を保有している実施機関に提出して行わなければならない。

一号 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二号 開示請求に係る保有特定個人情報が記録されている文書の名称その他の開示請求に係る保有特定個人情報を特定するに足りる事項

第2項 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有特定個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

第3項 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認められるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有特定個人情報の開示義務）

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。

一号 開示請求者（第11条第2項の規定により代理人による開示請求がなされた場合にあっては、当該本人をいう。次号及び次条第2項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報。

二号 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

3 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることについて相当の理由がある情報

（部分開示）

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分について開示しなければならない。

第2項 開示請求に係る保有特定個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示することができる。

（保有特定個人情報の存否に関する情報）

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有特定個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有特定個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有特定個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りではない。

第2項 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有特定個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第18条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第2項 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間必要な限度において延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により

通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第19条 開示請求に係る保有特定個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から前条に定める期間内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報のうちの相当の部分について当該期間内に開示決定等をし、残りの保有特定個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条に規定する期間内に、開示請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一号 この条の規定を適用する旨及びその理由

二号 残りの保有特定個人情報について開示決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第20条 開示請求に係る保有特定個人情報に実施機関及び開示請求者以外の者（以下この条、第37条及び第38条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

第2項 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。

一号 第三者に関する情報が含まれている保有特定個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第13条第2号ロに規定する情報に該当すると認められるとき。

二号 第三者に関する情報が含まれている保有特定個人情報を第15条の規定により開示しようとするとき。

第3項 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（第36条及び第37条において「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第21条 保有特定個人情報の開示は、当該保有特定個人情報が、文書または図面に記録さ



れているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有特定個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有特定個人情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第2項 開示決定に基づき保有特定個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。

第3項 前項の規定による申出は、第17条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

(手数料等)

第22条 保有特定個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

第2項 開示請求者が、写しの交付又は送付による保有特定個人情報の開示を求めたときは、当該保有特定個人情報の写しの作成又は送付に要する費用は、規則で定めるところにより、当該開示請求者の負担とする。

第2節 訂正。

(訂正請求権)

第23条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有特定個人情報に限る。）の内容が事実でないと思料するときは、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有特定個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

第2項 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

(訂正請求の手続)

第24条 訂正請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

一号 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二号 訂正請求に係る保有特定個人情報の開示を受けた日からその他当該保有特定個人情報を特定するに足りる事項

三号 訂正請求の趣旨及び理由

第2項 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有特定個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、

訂正請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

第3項 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有特定個人情報の訂正義務)

第25条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有特定個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有特定個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第26条 実施機関は、訂正請求に係る保有特定個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第2項 実施機関は、訂正請求に係る保有特定個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第27条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第2項 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を必要な限度において延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第28条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一号 この条の規定を適用する旨及びその理由

二号 訂正決定等をする期限

(保有特定個人情報の提供先等への通知)

第29条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係

る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。) ) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止。

#### (利用停止請求権)

第30条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有特定個人情報に限るものとし、情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

一号 次のイからホまでのいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止または消去  
イ 実施機関により適法に取得されたものでないとき。

ロ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき。

ハ 第9条の規定に違反して利用されているとき。

ニ 第3条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

ホ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

二号 第10条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

第2項 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

#### (利用停止請求の手続)

第31条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

一号 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二号 利用停止請求に係る保有特定個人情報の開示を受けた日その他当該保有特定個人情報を特定するに足りる事項

三号 利用停止請求の趣旨及び理由

第2項 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

第3項 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めすることができる。

#### (保有特定個人情報の利用停止義務)

第32条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止をすることにより、当該保有特定個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第33条 実施機関は、利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第2項 実施機関は、利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第34条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第31条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第2項 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の規定する期間を必要な限度において延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第35条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項の規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一号 この条の規定を適用する旨及びその理由

二号 利用停止決定等をする期限

第4節 不服申立て

(審査会への諮問)

第36条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、天栄村個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

一号 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二号 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第38条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有特定個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

三号 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。

四号 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

（諮問をした旨の通知）

第37条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一号 不服申立人及び参加人

二号 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

三号 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合における手続等）

第38条 第20条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

一号 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

二号 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有特定個人情報の開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対する意思を表示している場合に限る。）

#### 第4章 雑則

（適用除外等）

第39条 天栄村個人情報保護条例の規定は、実施機関における特定個人情報の取扱い並びに保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、適用しない。

2 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る特定個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第40条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該保有特定個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第41条 実施機関は、実施機関における特定個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。

この条例は、番号法の施行の日（平成27年10月5日）から施行する。

提案理由を申し上げます。

平成25年5月31日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が公布され、本村におきましても同法に基づくマイナンバー制度の導入に向けて、現在準備を進めているところでございます。

この制度は、国民一人一人に固有の個人番号を付番することにより、これまで各行政機関がばらばらに管理していた税情報、あるいは福祉利用情報などの個人情報を一元的に関連づけようとするものでございます。これによりまして、行政機関は必要な個人情報を迅速かつ正確に把握できるようになり、また、国民にとりましても、何らかの行政手続を行う場合に、提出すべき書類が軽減されるなどのメリットが得られると期待をされております。

その一方、個人情報はさまざまな個人情報を引き出すキーとなる情報ですので、万が一、不適正な収集や利用が行われた場合、重大な情報漏えい等を引き起こす可能性がございました。

このため、マイナンバー法は個人番号を含む個人情報、これらを特定個人情報等を身につけて、一般的な個人情報以上の手厚い保護措置を設けるといったことで、地方公共団体に対しても、適切な取扱いに資すべき条例の整備を行うように求められております。

本村におきましても、この番号法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずることが求められていることから、本条例を新たに制定するものでございます。

以上、ご審議の上、ご議決を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質問、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第5、議案第4号 天栄村役場支所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、兼子弘幸君。

〔湯本支所長 兼子弘幸君登壇〕

○湯本支所長（兼子弘幸君） 議案第4号 天栄村役場支所設置条例の一部を改正する条例について。

天栄村役場支所設置条例（昭和39年天栄村条例第16号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村役場支所設置条例の一部を改正する条例。

天栄村役場支所設置条例（昭和39年天栄村条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1番地の2」を「3番地」に改める。

第2条の次に次の9条を加える。

（使用の許可）

第3条 支所を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、村長の許可を受けなければならない。

第2項 村長は、前項の許可に当たり管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

（使用の制限）

第4条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

第一号 公共を害するおそれがあると認めるとき。

第二号 施設又は設備等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

第三号 営利を目的とする行為を行うおそれがあると認めるとき。

第四号 その他村長が使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

第一号 前条各号のいずれかに該当するときは。

第二号 この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は村長の指示に従わないとき。

第三号 災害その他の事故により、施設の使用ができなくなったとき。

第四号 公益上やむを得ない事情が生じたとき。

(原状回復)

第6条 使用者は、支所の使用を終了したときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。

第2項 前条の規定により使用の許可を取り消され、又は、使用が停止されたときも同様とする。

(目的外使用の禁止)

第7条 第3条の許可を受けた使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

第2項 村長は、前項に定める使用料について、次表に掲げる使用料の全部又は一部を免除し、減額することができる。

使用区分。減免額。

村及び教育委員会が主催・共催若しくは後援するとき。

村及び教育委員会が認めた団体が使用するとき。

村立学校が教育課程に基づき使用するとき。

全額。

その他公益上必要と認めるとき。

2分の1。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、



その全部又は一部を還付することができる。

(賠償)

第10条 使用者は、施設又は設備等を毀損し、又は滅失したときは、村長の指示するところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の定めるもののほか、支所の管理運営に関し必要な事項は別に定める。附則の次に次の別表を加える。

別表(第8条関係)

使用料。

区分。使用料。暖冷房料。

室名。時間。1時間当たり。

研修室。300円。200円。

会議室1。200円。200円。

会議室2。200円。200円。

備考。

使用する時間が使用する区分に定める時間に満たないときは、これを使用区分に定める使用時間に切り上げて計算する。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、昨年度より進めてまいりました防災センター整備事業が完成しましたことから、施設管理運営のため、支所設置条例の中に必要な条文を加えるものです。

議案説明書、4ページをごらんください。

新旧対照表により説明させていただきます。

第2条、支所の移転に伴いまして地番の変更を行うものです。

第3条から第10条までにつきましては、施設の貸し出しのため使用の許可、使用の制限、使用許可の取消し等、原状回復、目的外使用の禁止、使用料、使用料の還付、賠償について、また、第11条委任を加えるものです。

以上でございます。ご審議の上、議決を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長(小山克彦君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第6、議案第5号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第5号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年天栄村条例第5号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年天栄村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条の2中「第5条」を削る。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

説明資料の7ページをお開き願います。

この議案につきましては、給与制度の総合的な見直しのため、一般職については先般、条例の改正を行ったところでございます。今回、再任用職員に対する住居手当を支給するため

に今回の条文を改正するものでございます。

なお、現時点におきましては、本村においてはその再任用に該当する職員はいないところでございます。

以上です。よろしくお審議願います。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第7、議案第6号 天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例  
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第6号 天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例に  
ついて。

天栄村手数料徴収条例（平成12年天栄村条例第7号）の一部を別紙のとおり改正するもの  
とする。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例。

第1条 天栄村手数料徴収条例（平成12年天栄村条例第7号）の一部を次のように改正す

る。

第2条の表中第17の項の次に次の一項を加える。

18 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条に規定する通知カードの再交付手数料（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他再交付がやむを得ないものと村長が認める場合を除く。）

1件につき500円。

第2条 天栄村手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中第17の項を次のように改める。

17 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他再交付がやむを得ないものと村長が認める場合を除く。）

一件につき800円。

第2条の表第18の項中「（平成25年法律第27号）」を削る。

附則。

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が本年10月5日に施行され、住民票を有する全ての方にマイナンバーをお知らせするための紙製の通知カードが郵送され、ICチップ、顔写真付きの個人番号カードを希望する方には、その申請により、来年1月1日からカードが交付される予定であります。

これらのカードの交付費用は、初回は全額国の負担ではありますが、再交付については、個人負担となるため、本条例にカードの再交付手数料を新たに規定するとともに、現在の住民基本台帳カードの新規交付が本年12月末をもって廃止されることから、住民基本台帳カードの交付手数料に関する規定を削除するものであります。

議案説明資料の8ページ、新旧対照表によりご説明申し上げます。

通知カードと個人番号カードの施行日が異なることから、2段階での改正となります。

まず、通知カードの再交付手数料につきましては、条例第2条の表の18番目に、1件につき500円とする規定を追加し、本年10月5日からの施行とするものであります。

次、個人番号カードの再交付手数料及び住民基本台帳カードの交付手数料の廃止につきましては、現行表の17番目の住民基本台帳カードの交付手数料1件につき500円としている規定を、個人番号カードの再交付手数料1件につき800円とする規定に改めまして、平成28年

1月1日からの施行とするものであります。

なお、これら手数料の金額につきましては、総務省から示されている基準額のとおり設定をしております。

以上であります。ご審議の上、議決賜われますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休議いたします。

11時15分まで休議いたします。

(午前11時03分)

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時15分)

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第8、議案第7号 天栄村公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、内山晴路君。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） それでは、35ページをごらんください。

議案第7号 天栄村公民館条例の一部を改正する条例について。

天栄村公民館条例（昭和39年天栄村条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村公民館条例の一部改正する条例。

天栄村公民館条例（昭和39年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第207号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第4条中「社会教育」を削る。

第6条から第9条までを削る。

第10条第1項中「社会教育」を削り、同条を第6条とし、第11条を第7条とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由につきましてご説明申し上げます。

説明資料をごらんください。

このたび、支所が整備されたことに伴いまして、天栄村公民館条例第6条から第9条において規定しております公民館の使用の承認、使用承認の取消し、使用の制限、使用者の賠償責任について、さきにご審議いただいております議案第4号 天栄村役場支所設置条例の一部改正におきまして規定することとなりましたので、本条文を削り、条例の繰り上げを行い、改正するものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小山克彦君） 日程第9、議案第8号 天栄村公民館使用料徴収条例を廃止する条例  
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、内山晴路君。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

- 生涯学習課長（内山晴路君） 議案第8号 天栄村公民館使用料徴収条例を廃止する条例に  
ついて。

天栄村公民館使用料徴収条例（昭和39年天栄村条例第23号）を別紙のとおり廃止するもの  
とする。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村公民館使用料徴収条例を廃止する条例。

天栄村公民館使用料徴収条例（昭和39年天栄村条例第23号）は、廃止する。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由につきましてご説明申し上げます。

天栄村公民館使用料徴収条例で規定をしておりました使用料の内容につきまして、一体的  
な施設として天栄村役場支所設置条例において規定することとしたため、廃止するものであ  
ります。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

- 議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第9号～議案第23号の一括上程

○議長（小山克彦君） 日程第10、議案第9号 平成26年度天栄村一般会計決算認定について、日程第11、議案第10号 平成26年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について、日程第12、議案第11号 平成26年度牧本財産区特別会計決算認定について、日程第13、議案第12号 平成26年度大里財産区特別会計決算認定について、日程第14、議案第13号 平成26年度湯本財産区特別会計決算認定について、日程第15、議案第14号 平成26年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について、日程第16、議案第15号 平成26年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について、日程第17、議案第16号 平成26年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について、日程第18、議案第17号 平成26年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について、日程第19、議案第18号 平成26年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について、日程第20、議案第19号 平成26年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について、日程第21、議案第20号 平成26年度天栄村介護保険特別会計決算認定について、日程第22、議案第21号 平成26年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について、日程第23、議案第22号 平成26年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第24、議案第23号 平成26年度天栄村水道事業会計決算認定について、以上15議案を一括議題といたします。

ここで、決算書の提案理由の説明に入るに先立ち、代表監査委員より、平成26年度決算審査意見書について報告を求めます。

代表監査委員、須賀章君。

[代表監査委員 須賀 章君登壇]

○代表監査委員（須賀 章君） 決算審査意見書について申し上げます。

平成26年度天栄村一般会計決算及び特別会計決算並びに定額運用基金の運用状況の審査意見。

#### 第1 審査の概要

##### 1 審査の対象

- (1) 平成26年度天栄村一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成26年度天栄村国民健康保険特別会計歳入歳出決算



- (3) 平成26年度牧本財産区特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成26年度大里財産区特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成26年度湯本財産区特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成26年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成26年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成26年度天栄村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成26年度天栄村二岐専用水道特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成26年度天栄村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成26年度天栄村簡易排水処理施設特別会計歳入歳出決算
- (12) 平成26年度天栄村介護保険特別会計歳入歳出決算
- (13) 平成26年度天栄村風力発電事業特別会計歳入歳出決算
- (14) 平成26年度天栄村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (15) 各会計に係る歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書
- (16) 財産に関する調書
- (17) 定額運用基金の運用状況を示す書類

## 2 審査の期間

平成27年8月5日から平成27年8月6日、平成27年8月10日の3日間

## 3 審査の手続

この審査に当たっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に行われているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿と証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

なお、次ページ以降についてはごらんになっていただきたいと思います。

8ページをお願いしたいと思います。

## 2 審査の意見

### (1) 一般会計

財源構造については、前述のとおり、財源力指数は前年度と横ばいとなっているが、財政の健全性の範囲であり、経常収支比率並びに公債費比率・起債制限比率にあつては、やや上昇の傾向が見られるが、健全性を維持していると認められる。

歳入の根幹をなす村税は、全体の収納率で0.6%上昇、総収納額では約1,638万円の増となっている。この主な要因は、景気の回復による住民所得向上や滞納処分による徴収率向上などによるものであるが、収入未済額は1億2,178万1,304円と依然として多額である。負担の公平性の観点からも、地方税法に基づく厳正なる滞納処分や徴収不納者に対する不納欠損処分などにより、さらなる徴収率の向上並びに収入未済額の縮減を図るとともに、課税客体的に把握し、適正公平な課税に努められたい。

近年の少子高齢化の進展はとどまるところを知らず、村内には30代から50代にあつては、独身者が400名を超え、80歳以上の高齢者が660名を超えている。

若者向け少子化対策としての結婚支援事業の推進や熟年未婚者に向けた対策、さらには、要介護生活を未然に防止するための生きがい対策など、住民福祉政策の充実を図ること。

いろいろな施策の実施には住民生活の安定が不可欠であるが、今般、イノシシ、シカ、クマなど野生生物の人里への出没が激増傾向にあり、農作物被害が拡大している。また、人的被害も危惧される中、生活安全の見地からも有害鳥獣被害の防除対策を積極的に進める必要がある。

国では地方創生事業を積極的に推進しているが、地方の活性化に対し、効果が浸透するにはいまだ遠い状況下にあるとともに、東京電力福島原子力発電所事故による風評被害払拭には課題が多く残っている。

さらにはT P Pの交渉も大詰めとなっているが、先行きが懸念されるなど、こういった状況下にあつて、村の行財政運営はますます厳しさを増すものと思料されることから、限られた財源を有効活用するとともに、予算執行に当たっては財務規則を遵守し、適正に執行されたい。

## (2) 各特別会計

各特別会計は、特定の事業を行うため、または特定の歳入をもって特定の歳出に充てるため、国民健康保険特別会計など13の特別会計を設置して、その経理の明確性を図っているところである。

各特別会計とも、各種事業の執行は、全体的には良好なものとなっているので、今後も従来に増し歳入歳出両面にわたって財政運営に工夫を凝らし、各種事業の推進になお一層努められたい。

次に、定額基金の審査意見でございます。

審査意見。

地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況は、関係帳簿等を審査した結果、その運用状況は適正である。

次に、水道事業会計の審査の意見を申し上げます。

平成26年度天栄村水道事業会計決算審査意見

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

- 1 平成26年度天栄村水道事業会計決算書
- 2 平成26年度天栄村水道事業会計決算附属書類

### 2 審査の期間

平成27年8月5日から6日、平成27年8月10日の3日間

### 3 審査の手続

この審査に当たっては、村長から提出された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表について、関係法令に準拠して調整されている。経営状況及び財政状態は健全、さらに、予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類の照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認められるその他の審査手続を実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿と証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

なお、決算概要及び審査意見は次のとおりである。

8ページをお開きください。

## 第3 審査意見

本水道事業会計は独立採算が原則であり、健全財政に向けての事業経営努力は認めるものの、さらなる収入率の向上等、財源措置を検討し、繰入金の減に努めていただきたい。

また、過年度繰越水道料金の収納は年々図られているが、所在不明者など徴収が困難なものについては、不納欠損等の手続を含め、今後とも、なお根気強く未収金の回収に努力されたい。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 大変ご苦労さまでした。

平成26年度決算審査意見書の報告が終わりました。

---

## ◎延会の宣告

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

日程の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。  
ご苦労さまでした。

(午前11時35分)

9 月 定 例 村 議 会

( 第 3 号 )

## 平成27年9月天栄村議会定例会

### 議事日程（第3号）

平成27年9月10日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 9号 平成26年度天栄村一般会計決算認定について
- 日程第 2 議案第10号 平成26年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 3 議案第11号 平成26年度牧本財産区特別会計決算認定について
- 日程第 4 議案第12号 平成26年度大里財産区特別会計決算認定について
- 日程第 5 議案第13号 平成26年度湯本財産区特別会計決算認定について
- 日程第 6 議案第14号 平成26年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について
- 日程第 7 議案第15号 平成26年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について
- 日程第 8 議案第16号 平成26年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第 9 議案第17号 平成26年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について
- 日程第10 議案第18号 平成26年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について
- 日程第11 議案第19号 平成26年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について
- 日程第12 議案第20号 平成26年度天栄村介護保険特別会計決算認定について
- 日程第13 議案第21号 平成26年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について
- 日程第14 議案第22号 平成26年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第23号 平成26年度天栄村水道事業会計決算認定について
- 日程第16 議案第24号 平成27年度天栄村一般会計補正予算について

---

本日の会議に付した事件

日程第15まで

---

出席議員（10名）

1番	大須賀	溪 仁 君	2番	服 部	晃 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	廣 瀬	和 吉 君
5番	揚 妻	一 男 君	6番	渡 部	勉 君
7番	熊 田	喜 八 君	8番	須 藤	政 孝 君

9番 後藤 修 君 10番 小山 克彦 君  
欠席議員 (なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	増 子 清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	伊 藤 栄 一 君
税 務 課 長	森 廣 志 君	住 民 福 祉 課 長	揚 妻 浩 之 君
参 事 兼 参 産 業 振 興 課 長	吉 成 邦 市 君	参 事 兼 地 域 整 備 課 長	佐 藤 市 郎 君
参 事 兼 会 管 理 者	小 山 志 津 夫 君	天 保 育 所 長	山 本 サ ト 子 君
学 校 教 育 課 長	清 淨 精 司 君	生 涯 学 習 課 長	内 山 晴 路 君

---

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 参 事 務 局 長	蕪 木 利 弘	書 記	星 千 尋
書 記	森 和 昭		

---

### ◎開議の宣告

○議長（小山克彦君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

湯本支所長兼子弘幸君より、湯本地区に大雨警報並びに土砂災害警戒警報が発令されているため、その警戒に当たるため欠席の届け出がありました。

（午前10時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

---

### ◎議案第9号～議案第23号の説明

○議長（小山克彦君） 日程第1、議案第9号 平成26年度天栄村一般会計決算認定についてから日程第15、議案第23号 平成26年度天栄村水道事業会計決算認定についてまで一括議題となっておりますので、先日に引き続き議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） おはようございます。

議案第9号 平成26年度天栄村一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、歳入、1款村税、1項村民税、1目個人分、予算現額1億7,807万5,000円、調定額1億9,473万1,483円、収入済額1億8,456万1,348円、不納欠損額11万9,814円、収入未済額1,005万321円。この収入未済につきましては、下にございます現年度課税分で870万ほど、滞納繰越分で130万ほどの収入未済が発生をしております。

2目法人分、予算現額3,527万3,000円、調定額3,675万2,000円、収入済額3,670万2,000円、収入未済額5万円で、これは1社分の収入未済がございます。

2項固定資産税、1目固定資産税、予算現額4億560万円、調定額5億3,475万682円、収入済額4億2,514万5,428円、不納欠損額113万8,798円、収入未済額1億846万6,456円。これにつきましては、現年度分で172名、583件の収入未済、それから滞納繰越分では延べ人数で654名、件数にして2,327件の収入未済がございます。



2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、予算現額1,378万3,000円、調定額、収入済額いずれも同額でございます。

3項軽自動車税、1目軽自動車税、予算現額1,531万4,000円、調定額1,541万2,570円、収入済額1,539万3,341円、収入未済額1万9,229円。現年分で5名の方、5件、滞繰分で1名の方、1件の収入未済でございます。

4項村たばこ税、1目村たばこ税、予算現額3,685万2,000円、調定額、収入済額いずれも3,666万7,974円でございます。

5項入湯税、1目入湯税、予算現額543万1,000円、調定額903万8,398円、収入済額584万3,100円、収入未済額319万5,298円。現年分で4社、54件、滞納繰越分で4社、延べて237件の滞納繰越分でございます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、予算現額2,453万4,000円、調定額、収入済額いずれも2,414万6,000円でございます。

2項自動車重量譲与税、次のページをお開き願います。1目自動車重量譲与税、予算現額5,460万円、調定額、収入済額いずれも5,649万4,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、予算現額95万3,000円、調定額、収入済額いずれも95万2,000円でございます。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、予算現額134万1,000円、調定額、収入済額いずれも265万5,000円でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、予算現額160万円、調定額、収入済額いずれも139万9,000円で、収入未済はございません。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、予算現額6,381万円、調定額、収入済額いずれも6,381万円、収入未済額ゼロでございます。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、予算現額1,078万5,000円、調定額、収入済額いずれも1,144万9,172円、収入未済額ゼロでございます。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、予算現額1,083万8,000円、調定額、収入済額いずれも1,085万9,000円、収入未済額ゼロでございます。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、予算現額987万7,000円、調定額、収入済額いずれも987万7,000円。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、予算現額177万1,000円、調定額、収入済額いずれも177万1,000円でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、予算現額17億6,454万4,000円、調定額、収入済額いずれも17億9,014万2,000円でございます。この予算現額と調定、収入済額の差2,559万8,000円ございますが、この差につきましては2つ目の特別交付税、これが予算に対して決算が上回ったものでございます。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、予算現額84万6,000円、調定額、収入済額いずれも91万7,000円、収入未済額ゼロでございます。これは3月確定分の増によるものでございます。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、予算現額624万1,000円、調定額、収入済額いずれも625万3,000円、収入未済額ゼロでございます。

2目農業費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロの存目計上でございます。

3目総務費分担金、予算現額1,000円の存目計上でございます。

4目教育費分担金、予算現額6万1,000円、調定額、収入済額いずれも3万600円の収入未済額ゼロ円でございます。

2項負担金、1目総務費負担金、予算現額453万4,000円、調定額、収入済額いずれも458万9,718円でございます。

2目民生費負担金、予算現額959万4,000円、調定額、収入済額いずれも838万2,644円でございます。

3目教育費負担金、予算現額394万3,000円、調定額、収入済額いずれも385万5,650円でございます。

4目農業費負担金、予算現額465万円、調定額、収入済額同じく465万円の収入未済額ゼロでございます。

5目衛生費負担金、予算現額3万3,000円、調定額、収入済額いずれも3万3,676円、収入未済額ゼロでございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、予算現額221万1,000円、調定額223万1,364円、収入済額221万3,364円、収入未済額1万8,000円でございます。この1万8,000円につきましては、2節の学生寮使用料におきまして収入未済があるものでございます。

次のページをお開き願います。

2目民生使用料、予算現額4万1,000円、調定額3万7,800円、収入済額3万4,450円、収入未済額3,350円でございます。未納者1件があったところでございます。

3目農林水産使用料、予算現額146万1,000円、調定額、収入済額同じく143万2,545円、収入未済額ゼロでございます。

4目土木使用料、予算現額1,207万6,000円、調定額1,204万9,002円、収入済額1,013万

9,002円、収入未済額191万円でございます。これにつきましては、1節の住宅使用料、この中の住宅使用料で、4件で2万4,000円の収入未済、それから過年度の村営住宅使用料、これは12件で8万6,000円の収入未済、それから定住促進住宅使用料、これは23件で92万円、それから過年度定住促進住宅使用料、これは22件で88万円のいずれも収入未済があったところでございます。

5目教育使用料、予算現額176万8,000円、調定額、収入済額同じく192万335円でございます。

次のページをお開き願います。

6目衛生使用料、予算現額13万2,000円、調定額、収入済額いずれもゼロ円でございます。

2項手数料、1目総務手数料、予算現額312万7,000円、調定額、収入済額同じく340万7,070円、収入未済額ゼロ円でございます。

2目民生手数料、予算現額26万円、調定額25万4,551円、収入済額25万3,635円、916円のホームヘルパーの派遣手数料の収入未済でございます。

3目衛生手数料、予算現額55万6,000円、調定額、収入済額同じく50万3,050円、収入未済額ゼロ円でございます。

4目農林水産手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ円の存目計上でございます。

5目商工手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ円の存目計上でございます。

6目土木手数料、予算現額5万5,000円、調定額、収入済額5万5,300円、収入未済額ゼロ円でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、予算現額1億605万1,000円、調定額、収入済額同じく1億605万2,220円、収入未済額ゼロ円でございます。

2目衛生費国庫負担金、予算現額11万3,000円、調定額、収入済額同じく17万6,040円。

3目土木費国庫負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ円の存目計上でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、予算現額9,985万6,000円、調定額9,985万6,000円、収入済額5,397万3,000円、収入未済額4,588万3,000円。これは2節の総務費負担金の中に地方創生分を計上しておりましたが、これが全て繰り越しというふうなことで計上になったところでございます。

2目民生費国庫補助金、予算現額1億4,462万6,000円、調定額1億3,273万6,000円、収入済額1億2,921万5,000円、収入未済額352万1,000円。これは次のページの5節の中の社会保障・税番号の中で繰り越しが発生したことによる収入未済が出たところでございます。

3目衛生費国庫補助金、予算現額82万4,000円、調定額、収入済額同じく82万4,000円、収

入未済額ゼロ円でございます。

4目農林水産業費国庫補助金、予算現額2,679万8,000円、調定額、収入済額同じく2,538万3,764円、収入未済額ゼロ円でございます。

5目土木費国庫補助金、予算現額9,285万2,000円、調定額9,885万8,000円、収入済額8,353万4,000円、収入未済額1,532万4,000円。これにつきましては、1節の中で社会資本整備総合交付金の繰り越し分があるため、収入未済が発生したところでございます。

6目教育費国庫補助金、予算現額1億4,682万4,000円、調定額、収入済額同じく1億4,681万8,000円、収入未済額ゼロ円でございます。

7目消防費国庫補助金、予算現額727万7,000円、調定額、収入済額同じく727万7,000円、収入未済額ゼロ円でございます。

3項委託金、次のページをお開き願います。1目総務費委託金、予算現額17万6,000円、調定額、収入済額同じく18万3,000円、収入未済額ゼロ円でございます。

2目民生費委託金、予算現額260万1,000円、調定額、収入済額同じく276万9,791円、収入未済額ゼロ円でございます。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金、予算現額6,807万5,000円、調定額、収入済額同じく6,457万7,894円、収入未済額ゼロ円でございます。

2目衛生費負担金、予算現額5万6,000円、調定額、収入済額同じく4万3,653円、収入未済額ゼロ円でございます。

3目土木費県負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ円の存目計上でございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金、予算現額18万5,000円、調定額、収入済額同じく18万5,000円、収入未済額ゼロ円でございます。

2目民生費県補助金、予算現額4,491万2,000円、調定額、収入済額同じく4,352万4,378円、収入未済額ゼロ円でございます。

3目衛生費県補助金、予算現額31億3,133万6,000円、調定額29億1,353万5,431円、収入済額22億82万8,876円、収入未済額7億1,270万6,555円。これにつきましては、4節の除染対策事業交付金の中で繰り越しが発生したため、収入未済となったところでございます。

4目農林水産業費県補助金、予算現額2億3,945万円、調定額、収入済額同じく2億3,941万7,851円、収入未済額ゼロ円でございます。

次のページ、下に入ります。

5目商工費県補助金、予算現額72万1,000円、調定額、収入済額同じく93万5,000円、収入未済額ゼロ円でございます。

6目消防費県補助金、予算現額1,000円の、調定額、収入済額いずれもゼロ円でございます。

す。

7目教育費県補助金、予算現額1,000円の調定額、収入済額ゼロ円の存目計上でございます。

8目災害復旧費県補助金、予算現額1,000円の調定額、収入済額ゼロ円の存目計上でございます。

9目労働費県補助金、予算現額5,487万8,000円、調定額、収入済額同じく5,432万5,563円、収入未済額ゼロ円でございます。

10目土木費県補助金、予算現額568万1,000円、調定額、収入済額同じく568万5,000円、収入未済額ゼロ円でございます。

3項委託金、1項総務費委託金、予算現額2,900万4,000円、調定額、収入済額同じく2,895万4,771円、収入未済額ゼロ円でございます。

2目農林水産業費委託金、予算現額387万2,000円、調定額、収入済額同じく387万5,000円、収入未済額ゼロ円でございます。

3目土木費委託金、予算現額373万5,000円、調定額、収入済額同じく496万7,717円、収入未済額ゼロ円でございます。

4目教育費委託金、予算現額951万8,000円、調定額、収入済額同じく995万5,907円、収入未済額ゼロ円でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額1,300万円、調定額、収入済額同じく1,306万4,022円、収入未済額ゼロ円でございます。

2目利子及び配当金、予算現額79万7,000円、調定額、収入済額同じく62万8,035円。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、予算現額55万5,000円、調定額、収入済額同じく55万5,247円、収入未済額ゼロ円でございます。

2目物品売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ円でございます。

3目生産物売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額同じくゼロ円でございます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、予算現額108万4,000円、調定額、収入済額同じく224万3,441円、収入未済額ゼロ円でございます。これにつきましては一般寄附金、これが5件ほどでございます。それから、がんばれ天栄応援寄附金につきましては10件でございます。こども未来寄附金については4件の寄附金がございました。

2目教育費寄附金、予算現額1,000円の調定額、収入済額ゼロ円の存目計上でございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目湯本財産区特別会計繰入金、予算現額146万3,000円、調定額、収入済額同じく146万3,694円、収入未済額ゼロ円でございます。

2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、予算現額1,867万9,000円、調定額、収入済額同じく1,867万9,000円、収入未済額ゼロ円でございます。

3目風力発電事業特別会計繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ円でございます。

4目国保（事業勘定）特別会計繰入金、予算現額3万2,000円、調定額、収入済額同じく3万1,964円、収入未済額ゼロ円でございます。

5目後期高齢者医療特別会計繰入金、予算現額4万9,000円、調定額、収入済額同じく4万9,570円、収入未済額ゼロ円でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額6,100万円、調定額、収入済額同じく6,100万円、収入未済額ゼロ円でございます。

2目人材育成基金繰入金、予算現額150万円、調定額、収入済額同じく120万円、収入未済額ゼロ円でございます。

3目減債基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ円でございます。

4目地域福祉基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ円でございます。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、予算現額295万5,000円、調定額、収入済額同じく295万7,103円。これにつきましては、平成25年度の積み立て分を26年度において取り崩した金額でございます。

6目東日本大震災復興基金繰入金、予算現額1億6,967万1,000円、調定額、収入済額同じく1億6,967万1,032円、収入未済額ゼロ円でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額4億8,105万8,000円、調定額、収入済額同じく4億8,105万8,542円、収入未済額ゼロ円でございます。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、予算現額40万円、調定額、収入済額同じく63万9,972円、収入未済額ゼロ円でございます。

2目加算金、予算現額1,000円の調定額、収入済額ゼロ円でございます。

3目過料、予算現額1,000円の調定額、収入済額ゼロ円でございます。

2項村預金利子、1目村預金利子、予算現額17万3,000円、調定額、収入済額同じく17万9,365円、収入未済額ゼロ円でございます。

3項貸付金元利収入、1項貸付金元利収入、予算現額1,000円の調定額、収入済額ゼロ円でございます。

4項雑入、次のページをお開き願います。1目弁償金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ円でございます。

2目雑入、予算現額2,154万5,000円、調定額1,940万610円、収入済額1,933万3,810円、収入未済額6万6,800円でございます。これにつきましては、過年度分の学生寮、食費、それから通学バスの協力費の収入未済があったところでございます。

次のページをお開き願います。

3目過年度収入、予算現額2,964万1,000円、調定額、収入済額同じく2,990万5,137円、収入未済額ゼロ円でございます。

22款村債、1項村債、1目総務債、予算現額5億9,692万8,000円、調定額、収入済額同じく3億5,362万8,000円、収入未済額ゼロ円でございます。

2目土木債、予算現額ゼロ円の調定額、収入済額ゼロ円でございます。

歳入合計、予算現額83億654万円、調定額80億1,256万5,698円、収入済額71億1,009万2,161円、不納欠損額125万8,612円、収入未済額9億121万4,925円でございます。

続きまして、歳出でございます。

順次、歳出につきましては、所管課長より説明をさせていただきます。説明に当たりましては、それぞれの節の欄中、支出額がゼロあるいは不用額が10万円以上、あるいは特徴的な支出があるものを重点的にご説明させていただきたいと思っております。

歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、予算現額7,451万5,000円、支出済額7,414万5,356円、不用額36万9,644円でございますが、この不用額はそれぞれの節で見えていきますと、おおむね予算額どおりの執行となったところでございます。

次のページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額2億8,327万4,000円、支出済額2億4,051万699円、翌年度繰越額の繰越明許費で3,888万4,000円。これにつきましては、19節の中の沖内集会所の補助金、それから、JAすかがわ岩瀬のガソリンスタンドの整備費2,740万円がいずれも翌年度繰り越しとなったところで計上したところでございます。

それから、不用額387万9,301円でございます。節で申し上げますと、3節の職員手当等の中の不用額で175万590円が不用額というふうな発生でございますが、これは下から2番目の一般職退職手当組合負担金の最終的な額の確定によりまして220万ほどの不用額が生じたところ、全体的な3節の不用額が生じたところでございます。それから4節の共済費、これにつきましては、下から3番目の公務災害補償基金負担金も、最終的な額の確定により不用額が生じたところでございます。

次のページをお開き願います。

10節の公債費、これも最終的な額の確定により不用額が生じたところでございます。それから、11節の需用費、これは下から2番目の例規集の追録代の額の確定により不用額が生じたところでございます。それから、12節の役務費、これは郵便料、これも最終的な額の確定によるものでございます。それから、13節の委託料16万9,767円の不用額ですが、これは上から2番目の職員健康診断の委託料の最終的な額の確定により不用額が生じたところでございます。それから、15節の工事は防犯灯の設置工事29万9,160円、これにつきましては、10カ所ほどLEDの新設というふうなことで執行したところでございます。それから、19節の

負担金、補助金及び交付金の不用額14万3,930円については、それぞれの細々節の金額の積み上げによって不用額が10万以上となったところがございます。

それから、次のページをお開きいただいて、この19節の中では下から2番目、集会施設整備事業補助金736万3,000円ほど執行いたしました。これは飯豊集会所の事業でございます。

2目文書広報費、予算現額329万1,000円、支出済額328万9,571円、不用額1,429円のほぼ予算額どおりの執行でございますが、9節の旅費がゼロというのはその該当となる出張がなかったことによるものでございます。

3目財政管理費、予算現額98万7,000円、支出済額80万3,575円、不用額18万3,425円。おおむね予算額どおりの執行となったところがございます。

4目会計管理費、予算現額57万3,000円、支出済額49万1,414円、不用額8万1,586円。おおむね予算額どおりの執行となったところがございます。

5目財産管理費、予算現額3億3,857万5,000円、支出済額2億5,154万9,115円、繰越明許で8,544万2,000円でございますが、これは15節の中で役場周辺防災機能強化工事請負費、これが一部前払い以外は繰り越しとなったことによってここに計上したものでございます。それから、不用額158万3,885円、この中で需用費の中で不用額が59万8,909円の不用額が生じましたが、これは上から3番目、灯油代の最終的な額の確定により不用額が生じたところがございます。

次のページをお開き願います。

13節委託料の中で不用額が19万4,000円ほど生じましたが、これは真ん中辺にございます登記委託料の最終的な額の確定により不用額が生じたところがございます。15節工事請負費、これは先ほども申し上げましたように、役場周辺防災機能強化工事の前払い金がこの26年度決算になったところがございます。それから、17節で役場用地購入費、これはこの事業に伴う用地購入でございます。それから、19節の負担金の中で水道事業会計負担金1,982万160円も、これも役場周辺防災機能強化に関連した水道事業に対する負担金でございます。不用額が59万3,000円ほど生じたのは、最終的な請け差、額の確定によって不用額が生じたところがございます。それから、25節の中で積立金がございます。これにつきましては、それぞれががんばれ天栄応援基金、それからこども未来基金、東日本大震災復興基金、いずれも26年度分の積み立てを行ったところがございます。

6目企画費、予算現額6,121万5,000円、支出済額6,086万6,852円、不用額348万148円。これにつきましては、次のページの15節の中でイントラネットの光ケーブル、ここで請け差が生じるため不用額が大きくなったところがございます。それ以外の節については、おおむね予算額どおりの執行でございます。

主な事業としましては13節の委託料、この中で下のほうにございます天栄村デマンド交通



の運行事業の委託料、これは実証実験として昨年の10月から12月にかけてのおつかいタクシーなりの経費でございます。

次のページをお開き願います。

19節の中で地域活力交付金137万5,000円ほどございます。これは事業の初年度というふうなことで、7つの行政区に取り組んでいただきまして、お祭りとかスポーツ大会等の事業に当たっていただいたところでございます。

続きまして、7目、所長に成りかわってご説明をいたします。支所及び出張所費、予算現額3億6,499万7,000円、支出済額1億7,683万7,615円、繰越明許費1億8,800万8,000円。これは湯本の防災センター、次のページの15節にございます防災センター整備工事請負の中で、26年度決算はこれは前払い金というようなことで決算をいたしました。それ以外のものについては繰り越しというふうなことで、ここで計上したところでございます。それから、不用額15万1,384円でございますが、それぞれの節を見ていきますと、おおむね予算額どおりの執行となったところでございます。

続きまして、8目交通安全対策費、予算現額140万円、支出済額134万3,167円、不用額5万6,833円。おおむね予算額どおりの執行となったところでございます。

9目地方創生費、予算現額5,284万9,000円。これにつきましては繰越明許で5,284万9,000円というようなことで、全額を今年度、27年度のほうに繰り越しというようなことで、支出済額が生じなかったところでございます。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） 60ページでございます。

2項徴税费、1目税務総務費、予算現額7,553万3,000円、支出済額7,499万2,481円、不用額54万519円でございます。不用額につきましては、3節の職員手当等で時間外勤務手当が見込みより少なかったために43万6,464円の不用額が生じております。そのほかにつきましては、ほぼ予算通りに執行いたしました。

次のページをお開きください。

2目賦課徴収費、予算現額1,145万9,000円、支出済額1,137万5,217円、不用額8万3,783円。各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

次に、3目緊急雇用創出費でございます。予算現額702万円、支出済額702万円で、不用額ゼロで、予算どおり執行いたしました。県の緊急雇用創出基金事業を活用して被災家屋等の現況調査を委託し、実施したものであります。新規雇用者は延べ6名、期間は6カ月間でございました。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、予算現

額2,958万1,000円、支出済額2,940万9,251円、不用額17万1,749円。各節おおむね予算どおりの執行でございました。

65ページ、13節委託料の中段ほど、住民基本台帳システム改修委託料でございますが、マイナンバーに伴うシステム改修の委託料で新規事業でございました。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 4項選挙費、1目選挙管理委員会費、予算現額63万1,000円、支出済額53万5,217円、不用額9万5,783円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2目選挙啓発費、予算現額2万6,000円、支出済額5,960円、不用額2万40円。この中で旅費が支出ゼロということでございましたが、該当となる研修旅費がなかったことによるものでございます。

3目福島県知事選挙費、予算現額768万7,000円、支出済額767万8,576円、不用額8,424円。ほぼ予算額どおりの執行でございます。

4目天栄村農業委員会委員選挙費、予算現額9万8,000円、支出済額9万2,422円、不用額5,578円。この中で3節、7節、9節、12節が支出ゼロというふうなことでございましたが、選挙が執行しなかったため支出がなかったことによるものでございます。

次のページをお開き願います。

5目衆議院議員総選挙費、予算現額804万円、支出済額803万1,444円、不用額8,556円。ほぼ予算額どおりの執行でございます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、予算現額2万7,000円、支出済額2万6,400円、不用額600円。ほぼ予算額どおりの執行でございます。

2目総務統計費、予算現額195万8,000円、支出済額173万2,711円、不用額22万5,289円でございますが、この中では1節の報酬で16万8,610円ほどの不用額が生じておりますが、この上の方の農林業センサスの調査員が、対象となった農家数の減少に伴って最終的な不用額が生じたところでございます。

3目商工統計費、予算現額6万1,000円、支出済額4万9,412円、不用額1万1,588円で、ほぼ予算額どおりの執行でございます。

6項監査委員費、1目監査委員費、予算現額56万6,000円、支出済額52万8,384円、不用額3万7,616円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、予算現額5,968万2,000円、支出済額5,865万8,037円、不用額102万3,963円。まず1節の報酬ですが、これは民生委員の推薦会、それから災害義援金の配分委員会の報酬を計上しておりましたが、それぞれ開催がなかったため執行額がゼロでございました。それから、職員手当の不用額に

つきましては、主に時間外勤務手当が見込みを下回ったものでございます。同じく需用費の不用額につきましては、車輛修繕費が必要、枠が生じなかったというものでございました。

次のページをお願いいたします。

2目老人福祉費、予算現額1億4,386万6,000円、支出済額1億4,186万8,497円、繰越明許費131万8,000円、不用額は67万9,503円。13節委託料の繰越明許費131万8,000円でございますが、これは介護保険システムのマイナンバーへの改修を翌年度に繰り越しているものでございます。同じく委託料の中段、高齢者保健福祉計画、介護保険計画業務委託料につきましては、平成27年度から3年間の計画策定を委託したものでございました。一番下の不動産鑑定評価業務委託料につきましては、天栄ホーム用地の不動産鑑定を実施したものでございます。15節の工事請負費、デイサービスセンターの修繕につきましては、和式トイレを洋式トイレに改修した工事等でございます。扶助費の不用額につきましては、一番下の老人ホーム入所措置費が、対象人数が少なかったということによりまして不用となったものでございます。その上の寝たきり老人等介護激励手当につきましては、月額を8,000円として支給してまいりました。

次のページをお願いいたします。

3目老人福祉施設費、予算現額627万円、支出済額597万8,992円、不用額29万1,008円。需用費の不用額につきましては、主に灯油代が見込みを下回ったというものでございました。あとは、そのほかにつきましては、おおむね予算どおり執行でございます。

4目福祉医療費、予算現額9,141万3,000円、支出済額9,046万7,583円、繰越明許費94万円、不用額5,417円。13節委託料の繰越明許につきましては、マイナンバーに伴うシステム改修を繰り越したものでございます。各節予算どおりの執行であります。

5目障害対策費、予算現額1億590万6,000円、支出済額1億318万1,311円、繰越明許費117万8,000円、不用額154万6,689円。

次のページをお願いいたします。

13節委託料の繰り越しにつきましては、これもマイナンバーに伴うシステム改修を繰り越したものでございます。それから、20節扶助費の不用額につきましては、一番下の障害者自立支援給付費、これが見込みを下回ったためということでございました。

6目、放射能対策費、予算現額569万5,000円、支出済額556万552円、不用額13万4,448円。道の駅における放射性物質測定に係る経費でございます。おおむね予算どおりの執行であります。

7目臨時福祉給付金給付事業費、予算現額1,523万8,000円、支出済額1,508万6,214円、不用額15万1,786円。消費税の増税に伴う低所得者に対する給付金を給付したものでございます。給付額につきましては、次のページでございます。19節の1,163万5,000円でございます。

内訳につきましては、基本分の1万円が957名分、915万円、それから、年金等の受給者に対する加算分5,000円ですが、これが497名の248万5,000円ということになりました。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、予算現額2億947万7,000円、支出済額1億9,889万6,523円、不用額1,058万477円。まず、7節賃金の不用額でございますが、わんぱく広場の保育士、3名雇用しておりますが、その出勤日数の調整による不用でございます。それから、13節委託料につきましては、これは25年度から26年度へ繰り越して実施をいたしました一番上の子ども・子育て支援管理システム構築委託料の請負差額が不用となったものでございます。それから、15節の工事請負費でございますが、遊具更新工事につきましては、子ども元気復活交付金を活用いたしまして平成25年度から繰り越して実施をいたしました。箇所数につきましては、保育所2カ所、公園18カ所、遊具の基数は延べ53基の更新となったものでございます。不用額につきましては、この工事の請負差額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

20節扶助費の不用額につきましては、主にこども医療費が見込みを下回ったものでございます。

○議長（小山克彦君） ただいま説明の途中でありますが、休憩のため11時まで休憩します。  
(午前10時48分)

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。  
(午前11時00分)

---

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 2目児童福祉施設費、予算現額420万1,000円、支出済額411万4,213円、不用額8万6,787円。これは湯本保育所に要する経費でございますが、給料、それから職員手当、共済費、報償費、旅費、それから負担金、補助金及び交付金、これらがいずれも支出ゼロでございますが、これは対象となる児童がいなかったことによるもので、そのほかについてはおおむね予算額どおりの執行となったところでございます。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 3目児童措置費、予算現額9,543万9,000円、支出済額9,390万1,789円、繰越明許費152万9,000円、不用額8,211円。児童手当に要する経費でございますが、おおむね予算どおりの執行であります。13節委託料の繰越明許費につきましては、マイナンバーに伴うシステム改修を繰り越したものでございます。

〔天栄保育所長 山本サト子君登壇〕

○天栄保育所長（山本サト子君） 4目保育所施設費、予算現額6,277万8,000円、支出済額

6,224万8,406円、不用額52万9,594円。

次のページをごらんください。

不用額の主な理由ですが、11節の需用費の中で消耗器材及び灯油代が見込みより少なかったためであります。その他の節については、おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをごらんください。

5目放射能対策費、予算現額15万円、支出済額14万9,583円、不用額417円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 6目子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、予算現額875万7,000円、支出済額875万3,308円、不用額3,692円。消費税の増税に伴う子育て世帯への影響を緩和するために、児童手当の対象となる子供1人当たり1万円を支給したものでございます。支給総額は19節のとおり662名分、662万円でございます。

3項国民年金費、1目国民年金費、予算現額995万1,000円、支出済額908万8,798円、繰越明許費80万円、不用額6万2,202円。おおむね予算どおりの執行であります。

次のページをお願いいたします。

13節委託料の繰り越しにつきましては、マイナンバーに伴うシステム改修を繰り越したものでございます。

4項災害救助費、1目災害救助費、予算現額374万円、支出済額24万円、不用額350万円。19節につきましては、被災者用住宅借り上げ家賃補助として1世帯に補助をしております。21節の貸付金につきましては、貸し付けなしのため、執行額ゼロでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、予算現額4,407万9,000円、支出済額4,225万4,549円、繰越明許費173万4,000円、不用額9万451円。おおむね予算どおりの執行でございます。13節の繰越明許費につきましては、マイナンバーに伴うシステム改修の繰り越しでございます。

次のページをお願いいたします。

2目予防費、予算現額2,054万8,000円、支出済額1,971万3,461円、不用額83万4,539円。このうち委託料でございますが、委託料の不用額、それから、19節の不用額につきましては、いずれも予防接種の接種人数が見込みを下回ったものでございます。それから、19節の一番下の不妊治療費助成事業交付金につきましては、県の補助事業にかさ上げを村でしている事業でございますが、1件の活用がございました。

3目環境衛生費、予算現額1億1,640万円、支出済額1億1,243万2,755円、繰越明許費231万2,000円、不用額165万5,245円。

次のページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、国保システムのマイナンバー改修費を繰り越したものでございます。18節の備品購入費は赤十字救護車輛、それから軽トラック、それぞれ1台を更新したものでございます。繰出金の不用額につきましては、出産一時金分の繰り出しが見込みを下回ったものでございます。

4目健康増進事業費、予算現額1,259万3,000円、支出済額1,231万9,782円、不用額27万3,218円。13節の委託料につきましては、健康診査の委託料につきまして、施設健診の受診者が見込みを下回ったため不用が生じたものでございます。そのほかにつきましては各節予算どおりでございます。

次のページをお願いいたします。

5目保健センター施設費、予算現額1,857万9,000円、支出済額1,796万8,288円、不用額61万712円。需用費の不用額につきましては、保健センターの灯油代が見込みを下回ったためでございます。そのほか、各節おおむね予算どおりの執行でございます。

6目墓地公園施設費、予算現額74万8,000円、支出済額72万1,189円、不用額2万6,811円。各節おおむね予算どおりの執行でございます。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 7目放射能対策費、予算現額31億5,196万5,000円、支出済額22億2,026万113円、繰越明許費8億3,850万円、不用額9,320万4,887円。この繰越明許でございますが、除染、それから仮置き場について翌年度に繰り越したものでございます。それから不用額の中で、まず3節の職員手当等では、期末手当に不用額が生じたことによるものでございます。

次のページをお開き願います。

13節委託料の中で、まずは7,500万ほどの不用額が生じましたが、これは25年度から26年度に繰り越しをしました仮置き場の設置工事、それから地区除染の委託、それぞれにおいて繰り越し分の額の確定により不用額が生じたものでございます。それから15節、この繰り越しにつきましても、仮置き場の繰り越し分が27年度に繰り越し分を計上したものでございます。それから、不用額が1,593万9,000円ほど生じましたが、これも25年度から26年度に対する繰越金に不用額が生じたためでございます。それから、備品購入の事務用品の571万9,377円でございますが、これはGISによる航空写真の購入でございます。それから、19節で不用額が39万9,000円生じましたが、これは公立岩瀬病院の内部被曝検査の額の確定による不用でございます。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 2項清掃費、1目ごみ処理費、予算現額5,249万円、支出済額5,242万2,027円、不用額6万7,973円。おおむね予算どおりの執行でございます。

97ページ、13節委託料の一番下、災害廃棄物運搬処理委託料につきましては、去る今年の2月から3月の大雪に伴う災害で発生しました廃棄物の処理費用でございます。

2目し尿処理費、予算現額1,431万2,000円、支出済額1,431万2,000円、不用額ゼロ。

以上であります。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 3目合併処理浄化槽設置整備事業費、予算現額61万1,000円、支出済額60万3,200円、不用額7,800円。これにつきましては、19節合併処理浄化槽設置事業補助金でございます。これ、2件ほど申し込みがございました。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

3項上水道費、1目上水道施設費、予算現額4,416万1,000円、支出済額4,416万1,000円でございます。これにつきましては、水道事業会計の繰出金でございます。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算現額1万3,000円、支出済額1万300円、不用額2,700円。ほぼ予算どおりの執行となっております。

6款農林水産業費、1項農業費、次のページをごらんください。1目農業委員会費、予算現額867万5,000円、支出済額854万8,934円、不用額12万6,066円。こちらにつきましては、部分でございますが、12の役務費が支出済額がゼロになっております。こちらにつきましては、農地中間管理機構への郵送料というか、役務の部分が発生しなかったため支出がありませんでした。それ以外につきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

2目農業総務費、予算現額4,543万7,000円、支出済額4,535万5,246円、不用額8万1,754円。こちらにつきましては人件費でございます、ほぼ予算どおりの執行となっております。

3目農業振興費、予算現額1億8,594万6,000円、支出済額1億8,414万2,959円、不用額180万3,041円。

次のページをごらんください。主なものをご説明申し上げます。

需用費でございますが、こちらの中でガソリン代です、こちらのほうが緑の分権の部分と農業集落支援委員の部分で約7万円が不用額となっております。あと、電気料でございますが、緑の分権の部分としまして8万円が減額となっております。あと、消耗品でございますが、消耗品のほうで緑の分権で10万3,000円ということで不用額が出ております。役務費でございますが、役務費のほうは電話料のところでございますが、充電器の回線使用料が5万2,000円、事業費の確定で減となっております。あと、PR事業の広告委託料、あと、宅配便の部分で約4万円が不用となっております。15節の工事請負費でございますが、道の駅季の里天栄の急速充電機設置工事に636万1,000円ということで、新たに急速充電機のほうを設

置しております。19負担金、補助及び交付金でございますが、こちらのほうで一番上の天栄ブランド購入補助金のほうで約13万円の不用が出ております。

ページをめくっていただきまして、下から4番目の部分でございますが、農業パイプハウス設置事業でございますが、こちらのほうは予定していた部分よりも少なく7棟の対象者ということで、94万8,000円が減額となっております。あと、大雪災害特別対策事業費補助金でございますが、これは平成26年2月の大雪の部分でございますが、56棟が対象ということで全壊、撤去、再建ということで6,415万3,586円で、その次のふくしま米産地戦略事業補助金でございますが、こちらにつきましては、天栄米栽培研究会のほうでPR事業ということで200万円の支出をしております。そのほかについてはほぼ予算どおりの執行となっております。

4目畜産業費、予算現額49万9,000円、支出済額49万9,000円、不用額ゼロ。こちらにつきましてはほぼ予算どおりの執行となっております、天栄村畜産振興組合の補助金のほうで46万7,000円となっております。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 5目農業施設費、予算現額2億3,138万2,000円、支出済額2億2,716万4,567円、不用額421万7,433円でございます。

次のページをお願いいたします。

これにつきまして、主な不用額でございますが、15節、324万円ほどの不用額が生じておりますが、これにつきましては農業基盤整備促進事業の工事請負費の請け差によるものでございます。19節でございます。90万1,650円ほど不用額が生じておりますが、これにつきましては、行政区協働の里づくり交付金を見込んでおりましたが、5地区の要望のみでございましたので、その不用額が生じたものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 6目水利施設管理費、予算現額1,766万7,000円、支出済額1,747万8,627円、不用額18万8,373円。こちらの部分につきましてはダムの管理費となっております。

次のページをごらんください。

13節の委託料、県単調査設計事業委託料ということで、現在ダムの整備に関します設計委託を行っております。そのほかにつきましてはほぼ予算どおりの執行となっております。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） 7目国土調査費、予算現額2,492万1,000円、支出済額2,472万5,968円、不用額19万5,032円で、ほぼ予算どおりの執行でございます。



〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 8目水田農業構造改革対策費、予算現額873万8,000円、支出済額869万2,300円、不用額4万5,700円。こちらにつきましては、19負担金、補助及び交付金の中で種子購入の補助金が今回新たに行っております。それ以外につきましては、水田利活用の助成金として233万7,000円が支出されております。

9目地域農政特別対策推進活動費、予算現額24万6,000円、支出済額24万5,694円、不用額306円。こちらにつきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） 10目開発センター費、予算現額50万8,000円、支出済額48万998円、不用額2万7,002円。ほぼ予算どおりの執行となっております。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 11目羽鳥湖高原交流促進センター費、予算現額440万8,000円、支出済額436万9,935円、不用額3万8,065円でございます。ほぼ予算どおりの執行となっております。

12目緊急雇用創出費、予算現額159万7,000円、支出済額157万354円、不用額2万6,646円。こちらにつきましては臨時雇用の人件費となっております。

13目放射能対策費、予算現額1億4,144万3,000円、支出済額1億3,982万5,533円、不用額161万7,467円。この中で、19の負担金、補助及び交付金の中でございますが、営農再開支援事業補助金としましてカリウムの散布の補助をしております。その下のゼオライト散布支援助成金ということで、平成26年度にゼオライトの散布を行った23年間の部分の支援金を支出しております。こちらの部分で約160万円の確定による不用額が生じております。そのほかについては予算どおりの執行でございます。

2項林業費、1目林業総務費、予算現額4,710万5,000円、支出済額4,660万8,193円、不用額49万6,807円。こちらにつきましては、不用額の主なものでございますが、次のページをお開きいただきまして、19節の下から3番目に電気柵の購入費の補助金でございますが、43件ございまして、こちらのほうで不用額として31万9,000円のほうが残っております。その下の森林整備加速化・林業再生基金事業補助金、こちらにつきましては地元製材所で間伐材利用の機械整備を行った部分としまして1,500万円が支出されております。それ以外につきましては、ほぼ予算どおりの計上となっております。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 2目林業振興費、予算現額823万4,000円、支出済額801万869円、不用額22万3,131円でございます。3節の職員手当等でございます。これが見込みより少なかったことによる14万5,207円の不用が生じたものでございます。そのほかに

つきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 3目放射能対策費、予算現額5万円、支出済額1万7,500円、不用額3万2,500円。こちらにつきましては安全なきのこ原木等供給事業でございまして、こちらで1万7,500円の支出となっております。

3項水産業費、1目水産業総務費、予算現額70万4,000円、支出済額56万9,859円、不用額13万4,141円。こちらの不用額でございしますが、19負担金の中で羽鳥湖わかさぎ漁業復興対策事業補助金、こちらのほうの部分で13万4,000円、ワカサギの卵の数の確保が予定より少なかったということで13万4,000円の不用が出ております。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、予算現額21万2,000円、支出済額9万5,129円、不用額11万6,871円。こちらにつきましての不用額のものでございしますが、研修費の中で研修が2名の予算だったんでございしますが、1名ということで、11万4,000円が不用となっております。それ以外につきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

2目商工業振興費、予算現額934万8,000円、支出済額927万1,793円、不用額7万6,207円。こちらにつきましては、18の備品購入費でございしますが、オープンショーケース冷凍機ということで、季の里天栄のほうにオープンショーケースの冷凍庫のほうを導入しております。19負担金、補助及び交付金のほうでございしますが、住宅用太陽光発電システム、こちらにつきましては10件が対象となりまして117万円の支出となっております。それ以外につきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

3目観光費、予算現額1,713万2,000円、支出済額1,623万7,392円、不用額89万4,608円。

次のページをごらんください。

こちらの主なものでございしますが、不用額の主なもので11節の需用費、こちらで消耗器材が約24万円、会議用食糧費が7万円、パンフレット印刷等の部分で8万円ということで、いずれも予算よりも少なくできたということで41万6,000円の不用となっております。委託料でございしますが、こちらのほうでは一番下、ごみ収集の委託料が約2万3,000円が減額となっております。そのほかにマスコットのデザイン料というのがここに当初はございしますが、マスコットデザイン料が不用となったことで15万円の減額となっております。それが主なものでございします。一番最後の後継者対策事業委託料につきましては、婚活パーティー等の委託料ということで149万7,360円を支出しております。

119ページの19節でございしますが、羽鳥湖高原ウオーク負担金、こちらにつきましては200万の計上でございましたが、夏のウオークが中止になったことで約30万円の減額となっております。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

4目地域開発費、予算現額263万8,000円、支出済額243万2,968円、不用額20万5,032円。

こちらにつきましては、需用費の中に灯油代がございますが、灯油代が約8万円あったんですが、こちらのほうが薪ストーブを導入したことによりまして、灯油代がかからないということで不用額が生じているものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

5目緊急雇用創出費、予算現額1,348万3,000円、支出済額1,348万3,000円、不用額ゼロ。こちらにつきましては、緊急雇用で現在5名の雇用を行っております。商工会のほうで3名、観光協会のほうで2名ということでございます。

次のページでございます。

6目放射能対策費、予算現額1,380万円、支出済額1,380万円。こちらにつきましては、放射能対策費としまして、風評被害対策でプレミアム商品券の発行、元気祭と、ようこそキャンペーン宿泊費の補助とサポーター制度の補助ということで、トータルで予算の執行をしております。

以上でございます。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、予算現額1,317万6,000円、支出済額1,298万4,430円、不用額19万1,570円でございます。これにつきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

続きまして、次のページをお願いいたします。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、予算現額1億6,813万1,000円、支出済額1億4,204万1,986円、繰越明許費2,130万円、不用額478万9,014円でございます。これにつきましては、主な理由でございますが、11節需用費でございます、軽油代及び車輛修繕費でございます。除雪車の稼働日数と修繕がなかったということでの残金でございます。13節委託料でございます。314万7,240円ほど不用額生じておりますが、大きな理由としまして橋梁点検・補修設計業務委託料の請け差によるものでございます。また、除雪委託料でございます、稼働日数が見込みより少なかったというようなことによる残でございます。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

2目道路新設改良費、予算現額2億7,968万7,000円、支出済額2億1,517万6,032円、繰越明許費3,263万円、不用額3,188万968円でございます。

次のページをお願いいたします。

大きな理由としまして、3節の職員手当等でございます、27万160円ほど不用額生じました。これにつきましては、見込みを下回ったものでございます。続きまして、15節工事請負費でございます。不用額が3,153万6,800円ほど生じました。これにつきましては、橋梁補修工事請負費の残金としまして930万円ほど生じました。また、芝草・鎌房線工事におきまし

て第1ヘアピンカーブの改良工事を計画しておりましたが、見込みの概算額が1億円ほど伸びるというような概算が出ましたので、今回工事を見送らせてもらったものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

3目緊急雇用創出費、予算現額1,658万6,000円、支出済額1,653万5,482円、不用額5万518円でございます。これにつきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

3項河川費、1目河川費、予算現額227万5,000円、支出済額226万5,392円、不用額9,608円でございます。これにつきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

4項住宅費、1目住宅管理費、予算現額146万3,000円、支出済額140万6,542円、不用額5万6,458円でございます。これにつきましても、ほぼ予算どおりの執行となっております。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長(伊藤栄一君) 9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、予算現額1億2,276万7,000円、支出済額1億2,276万7,000円、不用額ゼロ円の、これは広域消防組合に対する分担金でございます。

2目非常備消防費、予算現額2,311万6,000円、支出済額2,261万4,415円、不用額50万1,585円でございます。

次のページをお開き願います。

3節の職員手当等の中の団員出動手当、これが最終的な不用額が生じたところでございます。それ以外につきましては、ほぼ予算どおりの執行となったところでございます。

3目消防施設費、予算現額2,805万6,000円、支出済額2,799万3,600円、不用額6万2,400円でございます。この中で工事請負費の消防施設工事でございますが、これは乾燥用ポール、ポール乾燥用でございます、これを6基ほど設置したと。それから備品の中の消防ポンプ自動車でございますが、これは2分団第1班の消防ポンプ自動車の更新でございます。

次のページをお開き願います。

4目水防費、予算現額2,000円、支出済額ゼロ、不用額2,000円でございます。これは水防に要する支出がなかったことによるものでございます。

5目防災行政無線管理費、予算現額7,330万7,000円、支出済額7,310万5,793円、不用額20万1,207円でございます。これについては、ほぼ予算どおりの執行となったところでございます。15節の中で防災行政無線の子局等の設置工事で6,642万でございますが、これは新たに16局ほど設置をしたというふうなことでございます。

[学校教育課長 清浄精司君登壇]

○学校教育課長(清浄精司君) 10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、予算現額119万4,000円、支出済額115万5,465円、不用額3万8,535円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2目事務局費、予算現額9,808万3,000円、支出済額9,728万4,954円、不用額79万8,046円。  
次のページをごらんください。

不用額の主なものでございますが、3節職員手当等におきまして、扶養手当等が見込みを下回ったことによる不用額が出ております。また、11節需用費におきまして、こちらは次のページになりますが、施設修繕費について請け差が出た分、こちらで不用額が出ております。

主な事業でございますが、19節の下2つになります、特色ある学校づくり推進事業補助金として57万円、小中学校に補助をしてそれぞれ特色ある事業を行っております。また一人暮らし高校生生活支援金として6名に補助を行いました。この2つが26年度からの新たな事業となっております。そのほかは、ほぼ予算どおりの執行でございます。

3目緊急雇用創出費、予算現額1,348万2,000円、支出済額1,321万476円、不用額27万1,524円。

次のページをお願いいたします。

こちらは特別支援教育支援員6名と学校生活支援員3名の雇用を緊急雇用により行っております。この中で賃金、こちらが勤務日数が見込みより少なくなったために不用額が出ております。

4目放射能対策費、予算現額94万1,000円、支出済額92万4,870円、不用額1万6,130円。  
こちらは子供の健康を守る安全安心対策支援事業委託費によりますスキー教室、また学校給食センターの給食のモニタリングを行っております。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2項小学校費、1目学校管理費、予算現額8,787万7,000円、支出済額7,389万6,740円、不用額1,398万260円。不用額の主なものでございますが、需用費におきまして灯油代、水道料が見込みより使用が少なかったための不用額が出ております。

次のページをごらんください。

14節使用料及び賃借料につきましては、自動車借上料、こちらは見込みより少なくなったため不用額が出ております。また、工事請負費でございますが、こちらは小学校4校の遊具更新工事を行っております。こちらも繰り越し事業のため、請け差差額が出たものを減額補正できなかったためにここで不用額が出ております。そのほかは、予算どおりの執行となっております。

2目教育振興費、予算現額1,343万1,000円、支出済額1,257万2,195円、不用額85万8,805円。不用額の主なものでございますが、需用費におきまして消耗器材の使用が見込みより少なかったこと、また緊急を要する修繕が少なかったことによる不用額となっております。あと備品購入費におきまして、こちらは教材備品の購入請け差による不用額でございます。そのほかは、予算どおりの執行となっております。

3項中学校費、1目学校管理費、予算現額2,460万9,000円、支出済額2,357万3,861円、不

用額103万5,139円。

次のページをお願いいたします。

こちら、不用額でございますが、11節需用費におきまして77万ほど不用額がございますが、これにつきましては灯油代、あと電気料の使用が見込みより少なかったものでございます。また、施設修繕費につきまして、こちらにも請け差が出たものでございます。そのほかにつきましては、予算どおりの執行となっております。

次のページをお願いいたします。142ページです。

2目教育振興費、予算現額1,193万円、支出済額1,168万9,267円、不用額24万733円。こちらの不用額としましては、備品購入費が10万円ほどありますが、こちらにも教材備品の購入差額による不用額でございます。そのほかは、予算どおりの執行となっております。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、予算現額7,707万2,000円、支出済額7,373万2,207円、不用額333万9,793円。こちらで不用額の主なものでございますが、賃金におきまして66万2,000円、こちらは勤務日数が見込みよりも少なかったものでございます。需用費におきましては灯油代、こちらの使用が見込みよりも少なかったものでございます。

次のページをごらんください。

あと、施設修繕費につきまして緊急を要する修繕が少なかったものでございます。あと工事請負費、こちらは幼稚園の遊具の更新を実施しております。その請け差分として221万円ほど不用額が出ております。また、19節負担金、補助及び交付金につきまして10万円ほど不用額が出ておりますが、こちらはバス通園の補助金で通園補助金が見込みよりも少なかったことによるものでございます。

[生涯学習課長 内山晴路君登壇]

- 生涯学習課長（内山晴路君） 5項社会教育費、1目社会教育総務費、予算現額4,472万1,000円、支出済額4,451万9,238円、不用額20万1,762円。主な事業としましては、放課後子ども教室など、あと成人式等になります。各節から不用残がございますが、その集計で不用が残っております。

次のページをごらんください。

2目生涯学習費、予算現額474万4,000円、支出済額468万9,625円、不用額5万4,375円。こちらのほうは、主な事業としましては文化祭、各種講座などの実施費用となっております。各節ともほぼ予算どおりの執行となっております。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

- 参事兼総務課長（伊藤栄一君） 3目湯本公民館費、予算現額1,554万6,000円、支出済額1,549万1,263円、不用額5万4,737円。これらにつきましては、いずれも予算どおりの執行となっております。

[生涯学習課長 内山晴路君登壇]

○生涯学習課長（内山晴路君） 4目文化財保護費、予算現額31万1,000円、支出済額30万5,852円、不用額5,148円。文化財保護のための費用でございます。ほぼ予算どおり執行しております。

5目伝統文化施設費、予算現額531万8,000円、支出済額521万7,697円、不用額10万303円でございます。各節ともほぼ予算どおり執行しております。内容としましては、文化伝承館の管理運営が主な内容となっております。

次のページをごらんください。

6目生涯学習センター費、予算現額1,176万円、支出済額1,148万5,536円、不用額27万4,464円。主なものとしましては、生涯学習センターの維持管理と、このたび備品購入のほうで机、椅子、陳列棚、本棚等を購入しております。13節の委託料に16万ほど不用額が生じております。こちらにつきましては、予算より図書の設定数が少なかったために生じたものでございます。それ以外につきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、予算現額1,065万3,000円、支出済額1,057万5,966円、不用額7万7,034円。ほぼ予算どおりの執行であります。主なものとしましてはマラソン大会、あとはふくしま駅伝等の事業でございます。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 2目湯本保健体育費、予算現額84万6,000円、支出済額78万3,973円、不用額6万2,027円。ほぼ予算額どおりの執行でございます。

[学校教育課長 清浄精司君登壇]

○学校教育課長（清浄精司君） 3目学校給食センター費、予算現額4,597万4,000円、支出済額4,543万6,242円、不用額53万7,758円。

次のページをごらんください。

15節工事請負費のほうで調理室の空調設備工事、5台を入れております。不用額の主なものでございますが、11節需用費におきましてLPガス、電気料、水道料、光熱水費の使用が見込みより少なかったものでございます。また、12節役務費におきまして、各種検査手数料でございますが、ノロウイルスで陽性となった場合、2次検査、3次検査と進むわけでございますが、最初の検査で陽性とならなかったためここでの支出はございません。ほぼ予算どおりの執行となっております。

[生涯学習課長 内山晴路君登壇]

○生涯学習課長（内山晴路君） 4目天栄体育施設費、予算現額3億818万3,000円、支出済額3億788万7,394円、不用額29万5,606円。主なものとしましては、15節工事請負費でございますが、25年からの繰り越しによります屋内スポーツ運動場の整備工事請負費が入っており

ます。あと、同じく15節の中の東トイレ出入口ドア及びパネルヒーターでございますが、こちらのほうは屋内スポーツ運動場を冬期間利用する方と、あと運動施設等を利用する方の冬期の利用に関して、利用していただくための工事として実施しております。そのほか同じく管理棟のエアコン設置、こちらの管理棟の高圧気中開閉器更新工事としまして受電源盤の工事を行っております。そのほか15節に不用額のほうは15万ほどございますが、これらにつきましては請け差により生じたものでございます。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円。これにつきましては、災害がなかったことによるものでございます。

2目公共土木施設災害復旧費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円、不用額1,000円でございます。これにつきましても、災害が発生しなかったことによるものでございます。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） 3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。こちらも災害がなく支出がなかったものでございます。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） 2目社会教育施設災害復旧費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。こちらにつきましても災害がなかったものですから、支出がなかったものでございます。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 12款公債費、1項公債費、1目元金、予算現額3億4,139万7,000円、支出済額3億4,139万5,132円、不用額1,868円。これにつきましては、ほぼ予算額どおりの執行でございます。

2目利子、予算現額4,734万3,000円、支出済額4,734万2,245円、不用額755円。これにつきましても、ほぼ予算どおりの執行でございます。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円の存目計上でございます。

2目建物取得費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ円の存目計上でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額495万5,000円、支出済額ゼロ円、不用額495万5,000円。

歳出合計、予算現額83億654万円、支出済額68億4,037万4,998円、繰越明許費12億6,742万4,000円、不用額1億9,874万1,002円。



次のページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

区分、金額。

1、歳入総額71億1,009万2,161円、2、歳出総額68億4,037万4,998円、3、歳入歳出差引額2億6,971万7,163円、4、翌年度に繰り越しすべき財源、(2)繰越明許費繰越額で1億4,739万6,000円、5、実質収支額1億2,232万1,163円。

以上をもちまして、平成26年度天栄村一般会計歳入歳出の決算についての説明を終わらせていただきます。

○議長（小山克彦君） ただいま説明の途中でありますが、昼食のため午後1時30分まで休みます。

(午前 11時58分)

---

○議長（小山克彦君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

---

[住民福祉課長 揚妻浩之君登壇]

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 172ページをお願いいたします。

議案第10号 平成26年度天栄村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明を申し上げます。

事業勘定。歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、予算現額1億4,801万5,000円、調定額1億9,051万5,967円、収入済額1億5,124万8,337円、不納欠損額8万9,500円、収入未済額3,917万8,130円。収入未済額につきましては、1節から3節の現年課税分で87世帯、4節から6節の滞納繰越分で82世帯でございます。それから、不納欠損につきましては、4節から6節の滞納繰越分について2世帯実施をしております。

2目退職被保険者等国民健康保険税、予算現額960万9,000円、調定額1,065万2,692円、収入済額1,056万5,588円、収入未済額8万7,104円、収入未済額は現年課税分、滞納繰越分ともに1世帯でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、予算現額5万円、調定額、収入済額ともに5万8,100円。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、予算現額1億1,937万円、調定額、収入済額ともに1億2,302万9,961円。

2目高額医療費共同事業負担金、予算現額469万3,000円、調定額、収入済額ともに469万

3,599円。

3目特定健康診査等負担金、予算現額90万1,000円、調定額、収入済額ともに90万1,000円。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、予算現額4,731万3,000円、調定額、収入済額ともに4,601万7,000円。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、予算現額3,611万5,000円、調定額、収入済額ともに5,097万8,507円。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、予算現額9,291万3,000円、調定額、収入済額ともに9,291万3,925円。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、予算現額469万3,000円、調定額、収入済額ともに469万3,599円。

2目特定健康診査等負担金、予算現額90万1,000円、調定額、収入済額ともに90万1,000円。

2項県補助金、1目都道府県財政調整交付金、予算現額4,700万1,000円、調定額、収入済額ともに4,749万4,065円。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、予算現額1,034万5,000円、調定額、収入済額ともに1,034万5,721円。

2目保険財政共同安定化事業交付金、予算現額6,062万2,000円、調定額、収入済額ともに6,062万2,184円。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、予算現額4万9,000円、調定額、収入済額ともに6万906円。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額4,205万8,000円、調定額、収入済額ともに4,092万6,334円。

2項基金繰入金、1目国保基金繰入金、予算現額2,000万1,000円、調定額、収入済額ともに2,000万円。

10款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費交付金繰越金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目その他繰越金、予算現額8,950万6,000円、調定額、収入済額ともに8,950万6,818円、前年度繰越金であります。

11款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、予算現額10万円、調定額、収入済額ともに6万3,150円。

2目退職被保険者等延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3目一般被保険者加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目退職被保険者等加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 項村預金利子、1 目村預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに811円。

3 項雑入、1 目滞納処分費、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 目一般被保険者第三者納付金、予算現額11万1,000円、調定額、収入済額ともに11万1,308円。

3 目退職被保険者等第三者納付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4 目一般被保険者返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5 目退職被保険者等返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

6 目雑入、予算現額96万7,000円、調定額、収入済額ともに97万4,700円。

歳入合計、予算現額 7 億3,534万3,000円、調定額 7 億9,546万1,347円、収入済額 7 億5,610万6,613円、不納欠損額 8 万9,500円、収入未済額3,926万5,234円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額431万円、支出済額411万1,540円、不用額19万8,460円、おおむね予算どおりの執行となっております。

2 目連合会負担金、予算現額61万6,000円、支出済額61万5,600円。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費、予算現額132万9,000円、支出済額128万8,552円。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費、予算現額 9 万9,000円、支出済額 6 万5,321円。このうち 9 節旅費につきましては、旅費を伴う出張がなかったため、執行がゼロでございます。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費、予算現額 9 万8,000円、支出済額 6 万4,800円、不用額 3 万3,200円。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、予算現額 3 億5,182万5,000円、支出済額 3 億3,358万330円、不用額2,124万4,670円、給付費が見込みを下回ったものでございます。

2 目退職被保険者等療養給付費、予算現額4,431万7,000円、支出済額3,804万9,576円、不用額626万7,424円、見込みを下回ったためでございます。

3 目一般被保険者療養費、予算現額385万5,000円、支出済額320万8,921円、不用額64万6,079円、こちらも見込みを下回ったものでございます。

4 目退職被保険者等療養費、予算現額25万7,000円、支出済額 6 万4,120円、不用額19万2,880円、見込みを下回ったものでございます。

5 目審査支払手数料、予算現額125万8,000円、支出済額120万6,005円、不用額 5 万1,995円。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、予算現額4,176万円、支出済額3,734万3,935円、不用額441万6,065円、見込みを下回ったものでございます。

2 目退職被保険者等高額療養費、予算現額783万9,000円、支出済額677万6,657円、不用額

106万2,343円、見込みを下回ったものでございます

3目一般被保険者高額介護合算療養費、予算現額5万円、支出済額ゼロ、不用額5万円、該当者なしであります。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円、該当者なしであります。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円、該当者なしであります。

2目退職被保険者等移送費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円、該当者なしであります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、予算現額420万、支出済額294万円、不用額126万円、出産育児一時金でございますが、出産件数が3件見込みを下回ったものでございます。

2目支払手数料、予算現額3,000円、支出済額1,050円、不用額1,950円。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、予算現額60万円、支出済額45万円、不用額15万円、3件見込みを下回ったものでございます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、予算現額8,595万9,000円、支出済額8,595万8,543円、不用額457円。

2目後期高齢者関係事務費拠出金、予算現額8,000円、支出済額6,345円、不用額1,655円。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、予算現額6万円、支出済額5万9,235円、不用額765円。

2目前期高齢者関係事務費拠出金、予算現額8,000円、支出済額6,345円、不用額1,655円。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、予算現額、支出済額、不用額ともにゼロであります。

2目老人保健事務費拠出金、予算現額5,000円、支出済額3,494円、不用額1,506円。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、予算現額4,703万3,000円、支出済額4,703万2,241円、不用額759円。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金、予算現額1,877万5,000円、支出済額1,877万4,399円、不用額601円。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、予算現額6,756万3,000円、支出済額6,756万2,766円、不用額234円。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、予算現額645万3,000円、支出済額560万3,498円、不用額84万9,502円。13節の委託料につきまして、特定健康診査委託料の受診件数が見込みを下回ったため不用が生じたものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、予算現額188万6,000円、支出済額181万6,963円、不用額6万9,037円。

2目疾病予防費、予算現額486万円、支出済額485万7,992円、不用額2,008円、人間ドックの委託料であります。113名分でございました。

9款基金積立金、1項基金積立金、1目国保基金積立金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、予算現額180万円、支出済額175万3,960円、不用額4万6,040円。

2目退職被保険者等保険税還付金、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

3目償還金、予算現額1,129万8,000円、支出済額1,129万6,140円、不用額1,860円、過年度分の精算返納金であります。

4目小切手支払未済償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

5目一般被保険者還付加算金、予算現額4万円、支出済額2万9,800円、不用額1万200円。

6目退職被保険者等還付加算金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

2項延滞金、1目延滞金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3項繰出金、1目一般会計繰出金、予算現額3万3,000円、支出済額3万1,964円、不用額1,036円。

2目診療施設勘定繰出金、予算現額1,307万6,000円、支出済額1,193万4,000円、不用額114万2,000円。

11款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額1,402万6,000円、支出済額ゼロ、不用額1,402万6,000円。

歳出合計7億3,534万3,000円、支出済額6億8,349万4,092円、不用額5,184万8,908円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額7億5,610万6,613円、歳出総額6億8,349万4,092円、歳入歳出差引額7,261万2,521円、実質収支額、同額であります。

次のページをお願いいたします。

診療施設勘定でございます。

歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、予算現額493万円、調定額、収入済額ともに485万3,468円。

2目社会保険診療報酬収入、予算現額219万9,000円、調定額、収入済額ともに226万7,059円。

3目後期高齢者診療報酬収入、予算現額1,975万3,000円、調定額、収入済額ともに1,874

万8,983円。

4目一部負担金収入、予算現額402万9,000円、調定額、収入済額ともに401万8,420円。

5目その他の診療報酬収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、予算現額23万6,000円、調定額、収入済額ともに23万8,378円、自費診療代でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、予算現額13万2,000円、調定額、収入済額ともに10万6,000円、診断書代ほかでございます。

3款寄付金、1項寄付金、1目寄付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額373万3,000円、調定額、収入済額ともに372万624円。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、予算現額1,307万6,000円、調定額、収入済額ともに1,193万4,000円。

3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、予算現額1万5,000円、調定額、収入済額ともに1万5,000円。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額63万円、調定額、収入済額ともに63万462円。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額68万4,000円、調定額、収入済額ともに70万4,320円。

歳入合計、予算現額4,941万9,000円、調定額、収入済額ともに4,723万6,714円でございます。

続いて歳出でございます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、予算現額3,214万8,000円、支出済額3,142万3,276円、不用額72万4,724円。8節報償費につきましては、代診医師の報償費、謝礼をとっておりましたが、そういった診療がなかったため、支出もゼロでございます。それから、11節の需用費の不用額につきましては、主に灯油代が見込みを下回ったためでございます。その他につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

2項研究研修費、1目研究研修費、予算現額10万4,000円、支出済額5万7,787円、不用額4万6,213円。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、予算現額101万円、支出済額85万8,776円、不用額15万1,224円。11節需用費につきましては、機械器具の修繕がなかったため、執行額ゼロでございます。

2目医療用消耗器材費、予算現額30万4,000円、支出済額22万8,138円。

3目医薬品衛生材料費、予算現額1,444万5,000円、支出済額1,365万6,433円、不用額78万8,567円、薬剤購入費の不用額でございます。

4目委託料、予算現額34万8,000円、支出済額29万5,820円、不用額5万2,180円。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額106万円、支出済額ゼロ、不用額106万円。  
歳出合計、予算現額4,941万9,000円、支出済額4,652万230円、不用額289万8,770円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額4,723万6,714円、歳出総額4,652万230円、歳入歳出差引額71万6,484円、実質収支額、同額であります。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 210ページをお開き願います。

議案第11号 平成26年度牧本財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

2項県委託金、1目県委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1,000円で収入未済額ゼロでございます。

2目利子及び配当金、予算現額4,000円、調定額、収入済額ともに4,976円、基金利子でございます。

3款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額184万6,000円、調定額、収入済額ともに184万6,486円。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに10万2,000円、東京電力からの伐採補償料でございます。

歳入合計、予算現額185万6,000円、調定額、収入済額ともに195万4,462円、収入未済額ゼロ円でございます。

次のページをお開き願います。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額178万2,000円、支出済額

174万4,056円、不用額3万7,944円でございます。

2目財産管理費、予算現額6万4,000円、支出済額3万8,000円、不用額2万6,000円でございますが、この中で旅費及び需用費については、これらに係る支出がなかったところでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額1万円、支出済額ゼロ円、不用額1万円。  
歳出合計185万6,000円、支出済額178万2,056円、不用額7万3,944円。

次のページをお開き願います。

実質収支に関する調査でございます。

歳入総額195万4,462円、歳出総額178万2,056円、歳入歳出差引額17万2,406円、実質収支額、同じでございます。

次、220ページをお開き願います。

議案第12号 平成26年度大里財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額1万円、調定額、収入済額ともに1万円でございます。

2目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1,306円、基金利子でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額3万9,000円、調定額、収入済額ともに3万9,771円でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額20万9,000円、調定額、収入済額ともに20万9,000円でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

歳入合計、予算現額26万1,000円、調定額、収入済額ともに26万77円、収入未済額ゼロ円でございます。

次のページをお開き願います。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額21万3,000円、支出済額19万4,386円、不用額1万8,614円でございます。

2目財産管理費、予算現額3万8,000円、支出済額2万8,000円、不用額1万円でございます。需用費については、これに要する支出がなかったということでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額1万円、支出済額ゼロ円、不用額1万円。  
歳出合計、予算現額26万1,000円、支出済額22万2,386円、不用額3万8,614円。



次のページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

歳入総額26万77円、歳出総額22万2,386円、歳入歳出差引額3万7,691円、実質収支額、同額でございます。

次、230ページをお開き願います。

議案第13号 平成26年度湯本財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに3,720円でございます。

2目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに6円でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

2目生産物売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。

2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額166万2,000円、調定額、収入済額ともに166万2,000円でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額4万8,000円、調定額、収入済額ともに4万8,117円でございます。

歳入合計、予算現額171万8,000円、調定額、収入済額ともに171万3,843円、収入未済額ゼロ円でございます。

次のページをお開き願います。

歳出、1款総務費、1目一般管理費、予算現額19万5,000円、支出済額19万2,056円、不用額2,944円でございます。

2款事業費、1項財産造成費、1目造林振興費、予算現額3万7,000円、支出済額2万8,000円、不用額9,000円、旅費の支出ゼロは、これに要する支出がなかったところでございます。

3款諸支出金、1項繰出金、1目繰出金、予算現額146万4,000円、支出済額146万3,694円。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額2万2,000円、支出済額ゼロ円、不用額2万2,000円。

歳出合計、予算現額171万8,000円、支出済額168万3,750円、不用額3万4,250円。

次のページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額171万3,843円、歳出総額168万3,750円、歳入歳出差引額3万93円、実質収支額、同額でございます。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 続きまして、議案第14号 平成26年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

240ページをお開きください。

平成26年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目商工費補助金、1,000円の存目計上でございます。

2款財産収入、1項財産売払収入、1目土地売払収入、予算現額1,000円の存目計上でございます。

2項財産運用収入、1目財産運用収入、予算現額2,199万8,000円、調定額2,203万6,287円、収入済額2,203万6,287円でございます。こちらは、大山工業団地の貸し付けの収入になっております。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1,000円の存目計上となっております。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額144万4,000円、144万269円、収入済額も同額でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円の存目計上となっております。

歳入合計、予算現額2,344万6,000円、調定額、収入済額とも2,348万556円となっております。

次のページ、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額2,232万6,000円、支出済額2,075万8,891円、不用額156万7,109円、こちらにつきましては、15款の工事請負費でございますが、こちら支出済額ゼロということになっておりまして、立地企業が3月までの予定でありましたが、27年度に延びて、進入路の取付工事が延びてしまったということで、不用額が131万6,000円出ております。それ以外につきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額112万円、支出済額ゼロ、不用額112万円となっております。

歳出合計、予算現額2,344万6,000円、支出済額2,075万8,891円、不用額268万7,109円。

次のページをごらんください。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額2,348万556円、2、歳出総額2,075万8,891円、3、歳入歳出差引額272万1,665円、実質収支額も同額でございます。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第15号 平成26年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

250ページをお願いいたします。

平成26年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をもってご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目加入分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともゼロ円でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額1,006万9,000円、調定額1,324万6,041円、収入済額993万1,887円、不納欠損額12万9,360円、収入未済額318万4,794円でございます。不納欠損額につきましては3件ほどございました。収入未済額につきましては、現年分で18件ございまして50万4,020円でございます。過年度施設使用料につきましては268万770円ございまして、12戸ございました。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、予算現額3万3,000円、調定額、収入済額とも3万219円でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、予算現額600万円、調定額、収入済額とも同額でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額357万3,000円、調定額、収入済額とも357万3,850円でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額とも5万7,750円ございました。

歳入合計、予算現額1,967万7,000円、調定額2,290万7,860円、収入済額1,959万3,706円、不納欠損額12万9,360円、収入未済額318万4,794円です。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額1,810万4,000円、支出済額1,553万6,223円、不用額256万7,777円でございます。主な理由でございます。11節需用費でございます。緊急の修繕等がなかったことによる費用の残でございます。12節役務費でございます。26万8,951円の不用額が生じております。これにつきましては、し尿・汚泥汲取り料が見込みより少なかったということでございます。13節委託料でございます。不用額12万

2,015円でございます。これは委託料の請け差によるものでございます。15節工事請負費で  
ございます、72万6,000円の不用が生じております。これにつきましては、維持工事の請け  
差によるものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額157万3,000円、支出済額ゼロ円、不用額  
157万3,000円。

歳出合計、予算現額1,967万7,000円、支出済額1,553万6,223円、不用額414万777円でご  
さいます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額1,959万3,706円、2、歳出総額1,553万6,223円、3、歳入歳出差引額405万  
7,483円、実質収支額は同額でございます。

続きまして、議案第16号 平成26年度天栄村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定  
についてご説明を申し上げます。

260ページをお願いいたします。

平成26年度天栄村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書でご説明を申し上  
げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目農林水産使用料、予算現額6,432万1,000  
円、調定額7,543万5,892円、収入済額6,219万6,665円、不納欠損額22万4,550円、収入未済  
額1,301万4,677円でございます。これにつきましては、1節排水施設使用料の現年度分でご  
さいます。これにつきましては72戸の未納がございまして、226万440円でございます。過  
年度施設使用料の収入未済額でございますが1,075万4,237円でございます。63戸ございま  
す。不納欠損額につきましては、5戸ほどございました。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農林水産業費国庫補助金、予算現額1,000円、調  
定額、収入済額ともゼロ円でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目農林水産業費県補助金、予算現額1,000円、調定額、  
収入済額ともゼロ円でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額1億3,807万6,000円でご  
さいます。調定額1億3,807万6,000円、収入済額も同額でございます。一般会計繰入金でご  
さいます。

2目大山地区排水処理施設事業特別会計繰入金、予算現額91万8,000円、調定額、収入済  
額とも91万8,000円でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額244万7,000円、調定額、収入済額とも  
244万7,479円でございます。

6 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目工事負担金、予算現額279万円、調定額、収入済額とも278万9,000円でございます。県道改良に伴う負担金でございました。

7 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額とも38万1,150円でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項加入金、1 目加入金、予算現額1,000円、調定額60万円、収入済額も同額でございます。

8 款村債、1 項村債、1 目土木債、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともゼロ円でございます。

歳入合計、予算現額 2 億855万7,000円、調定額 2 億2,064万7,521円、収入済額 2 億740万8,294円、不納欠損額22万4,550円、収入未済額1,301万4,677円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額 1 億109万7,000円、支出済額 9,536万7,899円、不用額572万9,101円でございます。主な不用額でございますが、11節需用費でございます。157万3,906円ほど不用額が生じておりますが、これにつきましては、緊急時の修繕費用がなかったために不用が生じたものでございます。12節役務費でございます。223万4,368円ほど不用が生じておりますが、これにつきましては、し尿・汚泥汲取り料が見込みより少なかったことによるものでございます。13節委託料、60万9,632円ほど不用額が生じておりますが、これにつきましても緊急時の水質検査がなかったというようなことでの不用額でございます。15節工事請負費でございます。46万6,680円ほど不用が生じておりますが、これにつきましては維持工事費の請け差によるものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

次のページをお願いいたします。

2 款事業費、1 項農業集落排水事業費、1 目農業集落排水事業費、予算現額 1 億601万3,000円でございます。支出済額 1 億601万325円、不用額2,675円でございます。これにつきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額144万7,000円、支出済額ゼロ円、不用額 144万7,000円でございます。

歳出合計、予算現額 2 億855万7,000円、支出済額 2 億137万8,224円、不用額717万8,776円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額 2億740万8,294円、2、歳出総額 2億137万8,224円、3、歳入歳出差引額 603万70円でございます。5、実質収支額603万70円でございます。

議案第17号 平成26年度天栄村二岐専用水道特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

274ページをお願いいたします。

平成26年度天栄村二岐専用水道特別会計歳入歳出決算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともゼロ円でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額101万5,000円、調定額106万5,272円、収入済額98万7,350円、収入未済額7万7,922円でございます。1節現年度使用料でございますが、収入未済額で1万9,140円ほどございますが、2戸の未納者でございます。2節過年度使用料5万8,782円の収入未済額がございましたが、これも同じく2戸でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともゼロ円でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額240万1,000円、調定額、収入済額とも240万1,563円でございます。前年度繰越金でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額とも1万9,802円でございます。

歳入合計、予算現額341万9,000円、調定額348万6,637円、収入済額340万8,715円、収入未済額7万7,922円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、予算現額300万1,000円、支出済額147万7,041円、不用額152万3,959円、これにつきましては、主な不用額でございますが、11節需用費でございます。緊急の滅菌用次亜塩素の使用が少なかったということの残でございます。13節委託料でございます。不用額32万530円につきましては、水質検査の委託料が見込みを下回ったというようなことでございます。15節工事請負費でございます。不用額76万6,800円でございますが、これにつきましては、配水池施設整備の請負工事費の請け差によるものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額41万8,000円、支出済額ゼロ円、不用額41万8,000円。

歳出合計、341万9,000円、支出済額147万7,041円、不用額194万1,959円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額340万8,715円、2、歳出総額147万7,041円、3、歳入歳出差引額193万1,674円、実質収支額193万1,674円で行いました。

○議長（小山克彦君） ただいま説明の途中でありますが、2時40分まで休議いたします。

（午後 2時27分）

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時40分）

---

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第18号 平成26年度天栄村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

284ページをお開きください。

平成26年度天栄村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともゼロ円で行います。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額710万1,000円、調定額706万523円、収入済額619万5,200円、不納欠損額35万5,643円、収入未済額50万9,680円、これにつきましては、1節現年使用料が収入未済額22万4,470円行います。これにつきましては、6戸の収入未済で行います。2節過年度使用料、28万4,910円の収入未済額が行いました。これも同数の6戸で行います。不納欠損額につきましては、2戸の35万5,643円で行います。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目保健衛生費補助金、予算現額2,785万2,000円、調定額、収入済額とも2,785万2,000円。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額6,776万3,000円、調定額6,776万3,000円、収入済額も同額で行います。一般会計の繰入金で行います。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額276万6,000円、調定額、収入済額とも276万6,692円で行います。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額とも6万7,735円で行います。

歳入合計、予算現額1億548万4,000円、調定額1億550万9,950円。収入済額1億464万

4,627円、不納欠損額35万5,643円、収入未済額50万9,680円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、予算現額831万8,000円、収入済額640万6,743円、不用額191万1,257円。不用額の主な理由でございます。11節需用費でございます。42万3,145円ほど不用が生じておりますが、緊急の薬品の使用がなかったということによる不用額でございます。13節委託料でございます。49万2,471円ほど不用額が生じておりますが、緊急の水質検査がなかったということによる不用額でございます。15節工事請負費でございます。88万5,560円ほど不用額が生じておりますが、緊急の修理がなかったということの不用額でございます。そのほかにつきましては、予算どおりの執行となっております。

2 款事業費、1 項簡易水道事業費、1 目簡易水道事業費、予算現額9,512万2,000円、支出済額9,253万2,240円、不用額258万9,760円。主な不用額でございます。15節工事請負費でございます。258万3,760円ほど生じておりますが、これにつきましては、簡易水道施設工事の請け差によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予算費、予算現額204万4,000円、支出済額ゼロ円、不用額204万4,000円。

歳出合計、予算現額1億548万4,000円、支出済額9,893万8,983円、不用額654万5,017円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額1億464万4,627円、2、歳出総額9,893万8,983円、3、歳入歳出差引額570万5,644円、実質収支額も同額でございます。

続きまして、議案第19号 平成26年度天栄村簡易排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

296ページをお願いいたします。

平成26年度天栄村簡易排水処理施設特別会計歳入歳出決算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目施設使用料、予算現額66万1,000円、調定額、収入済額とも66万2,580円、現年度使用料及び過年度使用料については収入未済額はございません。

2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額2万7,000円、調定額、収入済額とも2万7,289円でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額250万5,000円、調定額、



収入済額とも250万5,000円。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額とも1万1,550円です。

歳入合計、予算現額319万4,000円、調定額、収入済額とも320万6,419円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額318万9,000円、支出済額312万3,214円、不用額6万5,786円でございます。これにつきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額5,000円、支出済額ゼロ円、不用額5,000円。

歳出合計、予算現額319万4,000円、支出済額312万3,214円、不用額7万786円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額320万6,419円、2、歳出総額312万3,210円、歳入歳出差引額8万3,205円、実質収支額8万3,205円でございます。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 306ページをお願いいたします。

議案第20号 平成26年度天栄村介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、予算現額7,985万円、調定額8,558万9,550円、収入済額8,310万3,090円、不納欠損額6万4,600円、収入未済額242万1,860円。収入未済額につきましては、現年度分が18名分、滞納繰越分は29名分でございます。不納欠損につきましては、滞納繰越分3名分について実施をしております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目督促手数料、予算現額8,000円、調定額、収入済額ともに1万1,440円。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、予算現額9,880万2,000円、調定額、収入済額とも1億236万79円。

2項国庫補助金、1目調整交付金、予算現額5,065万5,000円、調定額、収入済額とも4,955万8,000円。

2目地域支援事業交付金（介護予防事業）、予算現額90万6,000円、調定額、収入済額とも103万5,000円。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、予算現額441万7,000円、調定額、

収入済額とも406万4,945円。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、予算現額1億6,347万1,000円。調定額、収入済額とも1億6,558万6,000円。

2目地域支援事業支援交付金、予算現額105万1,000円、調定額、収入済額とも120万円。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、予算現額8,442万円、調定額、収入済額ともに9,122万1,000円。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）、予算現額45万3,000円、調定額、収入済額とも51万7,500円。

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、予算現額220万8,000円、調定額、収入済額とも203万2,472円。

3項財政安定化基金支出金、1目交付金、予算現額、調定額、収入済額ともにゼロ。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目利子及び配当金、予算現額1万8,000円、調定額、収入済額ともに1万4,940円。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目物品売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、予算現額8,549万4,000円、調定額、収入済額ともに8,549万4,000円。

2目地域支援事業繰入金（介護予算事業）、予算現額45万3,000円、調定額、収入済額ともに45万3,000円。

3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）、予算現額220万8,000円、調定額、収入済額ともに220万8,000円。

4目その他一般会計繰入金、予算現額801万円、調定額、収入済額ともに801万円。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、予算現額1,880万3,000円、調定額、収入済額ともに1,880万3,000円。

2目介護財政安定化基金繰入金、予算現額109万6,000円、調定額、収入済額ともに109万6,385円。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額2,481万2,000円、調定額、収入済額ともに2,481万2,406円。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ。

2目第1号被保険者加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ。

3目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともゼロ。

2項預金利子、1目預金利子、予算現額1,000円。調定額、収入済額ゼロ。

3項雑入、1目滞納処分費、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ。

2目第三者納付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ。

3目返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ。

4目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ。

歳入合計、予算現額6億2,714万7,000円、調定額6億4,406万7,717円、収入済額6億4,158万1,257円、不納欠損額6万4,600円、収入未済額242万1,860円。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額256万5,000円、支出済額244万8,173円、おおむね予算どおりの執行であります。

2項徴収費、1目賦課徴収費、予算現額15万7,000円、支出済額14万9,424円。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、予算現額253万7,000円、支出済額249万1,026円、不用額4万5,974円。

2目認定調査等費、予算現額271万7,000円、支出済額266万8,900円、不用額4万8,100円、おおむね予算どおりの執行であります。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、予算現額3万4,000円、支出済額3万3,911円、不用額89円。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、予算現額1億9,355万9,000円、支出済額1億9,129万5,320円、不用額226万3,680円、見込みを下回ったものでございます。

2目特例居宅介護サービス給付費、予算現額5,000円、支出済額ゼロ、不用額5,000円、該当者なしであります。

3目地域密着型介護サービス給付費、予算現額520万8,000円、支出済額509万6,052円、不用額11万1,948円、見込みを下回ったものでございます。

4目特例地域密着型介護サービス給付費、予算現額5,000円、支出済額ゼロ、不用額5,000円、該当者なしであります。

5目施設介護サービス給付費、予算現額2億9,386万1,000円、支出済額2億9,080万7,136円、不用額305万3,864円、見込みを下回ったものであります。

6目特例施設介護サービス給付費、予算現額5,000円、支出済額ゼロ、不用額5,000円、該当者なしであります。

7目居宅介護福祉用具購入費、予算現額89万8,000円、支出済額76万3,873円、不用額13万4,127円。

8目居宅介護住宅改修費、予算現額192万円、支出済額178万8,199円、不用額13万1,801円。

9目居宅介護サービス計画給付費、予算現額2,520万円、支出済額2,500万398円、不用額19万9,602円。

10目特例居宅介護サービス計画給付費、予算現額5,000円、支出済額ゼロ、不用額5,000円。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、予算現額937万3,000円、支出済額935万1,855円、不用額2万1,145円。

2目特例介護予防サービス給付費、予算現額5,000円、支出済額ゼロ、不用額5,000円、該当者なしであります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費、予算現額5,000円、支出済額ゼロ、不用額5,000円、該当者なしであります。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費、予算現額5,000円、支出済額ゼロ、不用額5,000円、該当者なしであります。

5目介護予防福祉用具購入額、予算現額32万円、支出済額14万858円、不用額17万9,142円。

6目介護予防住宅改修費、予算現額73万8,000円、支出済額60万5,409円、不用額13万2,591円。

7目介護予防サービス計画給付費、予算現額172万2,000円、支出済額127万3,300円、不用額44万8,700円、見込みを下回ったものであります。

8目特例介護予防サービス計画給付費、予算現額5,000円、支出済額ゼロ、不用額5,000円、該当者なしであります。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、予算現額44万2,000円、支出済額43万1,591円、不用額1万409円。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、予算現額1,283万円、支出済額1,276万6,890円、不用額6万3,110円。

2目高額介護予防サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、予算現額139万円、支出済額138万9,237円、不用額763円。

2目高額医療合算介護予防サービス等費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、予算現額98万4,000円、支出済額91万8,000円、不用額6万6,000円、紙おむつ給付金の事業でございます。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、予算現額3,168万円、支出済額3,115万8,566円、不用額52万1,434円、見込みを下回ったものでございます。

2目特例特定入所者介護サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3目特定入所者支援サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

4目特例特定入所者支援サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、予算現額1,504万2,000円、支出済額1,503万8,557円、不用額3,443円。

5款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費、予算現額150万5,000円、支出済額146万3,871円、不用額4万1,129円。

2目介護予防一般高齢者施策事業費、予算現額228万2,000円、支出済額227万6,633円、不用額5,367円。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目介護予防ケアマネジメント事業費、予算現額641万5,000円、支出済額641万5,000円、不用額ゼロ。

2目総合相談事業費、予算現額461万5,000円、支出済額461万5,000円、不用額ゼロ。

3目権利擁護事業費、予算現額5万3,000円、支出済額5万3,000円、不用額ゼロ。

4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

5目任意事業費、予算現額6万1,000円、支出済額3万6,126円、不用額2万4,874円。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、予算現額878万9,000円、支出済額878万7,456円、不用額1,544円。

2目第1号被保険者保険料還付金、予算現額3,000円、支出済額ゼロ、不用額3,000円。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額20万円、支出済額ゼロ、不用額20万円。

歳出合計、予算現額6億2,714万7,000円、支出済額6億1,926万3,761円、不用額783万3,239円。

実質収支に関する調書。

歳入総額6億4,158万1,257円、歳出総額6億1,926万3,761円、歳入歳出差引額2,231万7,496円、実質収支額、同額であります。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 議案第21号 平成26年度天栄村風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

336ページをお開きください。

平成26年度天栄村風力発電事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款国庫支出金、1項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、予算現額1,000円、歳入、調定額、収入済額ともゼロです。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、予算現額 2 万7,000円、調定額 3 万7,722円、収入済額 3 万7,722円。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額1,598万7,000円、調定額1,598万7,824円、収入済額1,598万7,824円。

4 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額9,087万5,000円、調定額9,488万6,240円、収入済額9,488万6,240円、こちらにつきましては、余剰電力の売却収入でございます。

歳入合計、予算現額 1 億689万円、調定額 1 億1,091万1,786円、収入済額 1 億1,091万1,786円。

次のページをごらんください。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額9,926万円、支出済額 8,706万7,707円、不用額1,219万2,293円。こちらにつきましては、需用費の中で修繕費があるわけですが、遠隔監視盤の修繕が予定より少なかったため、138万8,000円の不用が出ております。13節委託料でございますが、風力発電の電気設備保守点検委託料です。こちらにつきましては、風力の故障が少なかったために300万円の不用額が生じております。同じく15節の工事請負費、こちらにつきましては、風力発電の施設維持管理工事請負費でございますが、落雷等の事故がなかったため687万9,540円の不用額が出ております。備品購入費につきましても、落雷の事故がなかったため、支出がございませんでした。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額763万円、支出済額ゼロ、不用額763万円。歳出合計、予算現額 1 億689万円、支出済額8,706万7,707円、不用額1,982万2,293円。

次ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 1 億1,091万1,786円、2、歳出総額8,706万7,707円、3、歳入歳出差引額 2,384万4,079円、5、実質収支額2,384万4,079円でございます。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 346ページをお願いいたします。

議案第22号 平成26年度天栄村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入、1 款医療保険料、1 項医療保険料、1 目特別徴収保険料、予算現額2,153万円、調定額、収入済額ともに2,142万9,200円。

2 目普通徴収保険料、予算現額513万2,000円、調定額、収入済額とも492万3,500円。

2 款手数料、1 項手数料、1 目証明手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ。

2 目督促手数料、予算現額3,000円、調定額、収入済額とも2,100円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金、予算現額115万1,000円、調定額、

収入済額とも115万1,000円。

2目保険基盤安定繰入金、予算現額1,853万9,000円、調定額、収入済額とも1,853万9,113円。

3目広域連合分賦金、予算現額20万8,000円、調定額、収入済額ともに20万8,064円。

4目保健事業費繰入金、予算現額21万9,000円、調定額、収入済額とも21万9,724円。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額4万9,000円、調定額、収入済額とも4万9,570円。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、予算現額71万5,000円、調定額、収入済額とも71万5,734円。

3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算現額5万円、調定額、収入済額とも3万1,500円。

2目還付加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4項預金利子、1目預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5項雑入、1目雑入、予算現額24万1,000円、調定額、収入済額ともに24万円。

歳入合計、予算現額4,784万2,000円、調定額、収入済額ともに4,750万9,505円、収入未済額ゼロ。

歳出であります。1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費、予算現額18万9,000円、支出済額17万5,556円、不用額1万3,444円、おおむね予算どおりの執行であります。

2目徴収費、予算現額96万2,000円、支出済額95万8,971円、不用額3,029円、おおむね予算どおりの執行であります。

2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額4,520万2,000円、支出済額4,492万9,113円、不用額27万2,887円、事務費分の納付金が減額となったため不用となったものであります。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、予算現額135万4,000円、支出済額135万2,922円、不用額1,078円。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算現額5万円、支出済額3万1,500円、不用額1万8,500円。

2目還付加算金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、予算現額5万円、支出済額4万9,570円、不用額430円。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額3万4,000円、支出済額ゼロ、不用額3

万4,000円。

歳出合計、予算現額4,784万2,000円、支出済額4,749万7,632円、不用額34万4,368円。

実質収支に関する調書。

歳入総額4,750万9,505円、歳出総額4,749万7,632円、歳入歳出差引額1万1,873円、実質収支額、同額であります。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 別冊でございます。

議案第23号 平成26年度天栄村水道事業会計決算認定についてご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

平成26年度天栄村水道事業損益計算書についてご説明を申し上げます。

1、営業収益、給水収益8,770万6,495円、受託工事収益95万400円、その他営業収益9万364円、合計8,874万7,259円。

2、営業費用、原水及び浄水費339万3,544円、配水及び給水費1,015万7,896円、受託工事費88万円、総係費2,394万276円、減価償却費7,795万6,444円、資産減耗費398万1,602円、その他営業費用8万2,976円、合計1億2,039万2,738円、営業損失3,164万5,479円。

3、営業外収益、受取利息及び配当金4万9,243円、他会計補助金4,416万1,000円、雑収益6万4,107円、長期前受金戻入2,189万5,653円、合計6,617万3円。

4、営業外費用、支払利息及び企業債取扱費2,810万7,553円、雑支出102万3,810円、合計2,913万1,363円。

営業外利益3,703万8,640円。

5、特別損失、過年度損益修正損22万7,685円、経常利益、当年度純利益につきましては516万5,476円でございます。前年度繰越利益剰余金ゼロ円、その他未処分利益剰余金変動額2億2,139万7,933円、当年度未処分利益剰余金516万5,476円。

平成26年度天栄村水道事業貸借対照表についてご説明を申し上げます。

資産の部、1、固定資産、有形固定資産、イの土地からトの建設仮勘定までの合計でございます。有形固定資産合計21億8,819万1,376円。無形固定資産、電話加入権38万3,300円、無形固定資産合計38万3,300円、固定資産合計21億8,857万4,676円。

流動資産、現金預金2億1,863万125円。未収金3,581万5,853円、貸倒引当金△324万7,000円。未収金合計3,256万8,853円。貯蔵品15万7,760円。流動資産合計2億5,135万6,738円。

資産合計24億3,993万1,414円でございます。

次のページをお願いいたします。

負債の部、流動負債、未払金、営業未払金506万6,442円、営業外未払金3,977万1,960円、未払金合計4,483万8,402円。企業債、建設改良費等の財源に充てるための企業債7,824万



8,036円、企業債合計7,824万8,036円。引当金、賞与引当金85万4,090円、法定福利費引当金15万1,746円、引当金合計100万5,836円。流動負債合計1億2,409万2,274円。

固定負債、企業債、建設改良費等の財源に充てるための企業債9億6,548万4,170円、固定負債合計9億6,548万4,170円。

繰延収益、長期前受金、国庫補助金1億7,736万943円、他会計補助金1,480万円、その他長期前受金7億6,012万2,126円、繰延収益合計9億5,228万3,069円。

長期前受金収益化累計額、国庫補助金、△7,184万8,329円、他会計補助金、△772万5,600円、その他長期前受金、△2億3,008万8,293円、長期前受金収益化累計額、△3億966万2,222円、合計6億4,262万847円。

負債合計17億3,219万7,291円でございます。

資産の部、資本金、自己資本金、固有資本金2,551万1,489円、出資金2億4,823万261円、組入資本金4,607万3,608円、自己資本金合計3億1,981万5,358円。

資本金合計3億1,981万5,358円。

7、剰余金、資本剰余金、国庫補助金7,596万6,200円、他会計負担金ゼロ円、その他資本剰余金2,591万3,929円、資本剰余金合計1億188万129円。

利益剰余金、減債積立金5,247万5,227円、建設改良積立金700万円、当年度未処分利益剰余金2億2,656万3,409円、当年度純利益516万5,476円、利益剰余金合計2億8,603万8,636円、剰余金合計3億8,791万8,765円。

資本合計7億773万4,123円。

負債・資本合計24億3,993万1,414円でございます。

次のページをお願いいたします。

平成26年度天栄村水道事業剰余金計算書をご説明申し上げます。

資本金の当年度末残高でございます。自己資本金3億1,981万5,358円、借入資本金はゼロ円でございます。

次に、剰余金のうち資本剰余金でございます。国庫補助金7,596万6,200円、他会計補助金ゼロ円、その他資本剰余金2,591万3,929円。資本剰余金合計1億188万129円でございます。

次に、利益剰余金でございます。

減債積立金5,247万5,227円、建設改良積立金700万円、未処分利益剰余金2億2,656万3,409円、利益剰余金合計2億8,603万8,636円、資本金合計7億773万4,123円。

平成26年度天栄村水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

未処分利益剰余金516万5,476円が出ておりますので、減債積立金の積み立てをする案でございます。

18ページをお願いいたします。

平成26年度天栄村水道事業収益費用明細書でご説明を申し上げます。

収入、1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、予算現額9,294万1,000円、決算額9,435万990円、増減額140万9,990円、これにつきましては、予算より見込みが少なかったということでございます。

2 目受託工事収益、予算現額96万2,000円、決算額95万400円、増減額 1 万1,600円の減でございます。

3 目その他営業収益、予算現額 8 万1,000円、決算額 9 万364円、9,364円の増でございます。

4 目負担金、予算現額2,000円、決算額ゼロ円、2,000円の減でございます。存目の計上でございます。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金、予算現額 6 万円、決算額 4 万9,243円、増減額 1 万757円の減でございます。

2 目他会計補助金、予算現額4,416万1,000円、決算額も同額の4,416万1,000円でございます。

3 目雑収益、予算現額 2 万円、決算額 6 万4,107円、4 万4,107円の増でございます。

4 目消費税還付金、予算現額1,000円、決算額ゼロ円、1,000円の減でございます。

5 目長期前受金戻入、予算現額2,610万4,000円、決算額2,189万5,653円、420万8,347円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

支出、1 款水道事業費、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、予算現額516万1,000円、決算額365万6,397円、不用額150万4,603円でございます。主な理由でございますが、4 節の委託料に53万3,312円ほど不用額が発生しておりますが、これにつきましては、緊急の水質検査がなかったということでございます。5 節修繕費でございます。85万5,480円ほど不用額が生じておりますが、漏水修理等の工事がなかったことによる不用でございます。

2 目配水及び給水費、予算現額1,333万9,000円、決算額1,089万9,899円、不用額243万9,101円、これにつきましては、6 節の修繕費でございます。211万9,940円ほど不用が生じておりますが、緊急の漏水修理等がなかったことによる残でございます。

3 目受託工事費、予算現額96万4,000円、決算額95万400円、不用額 1 万3,600円でございます。ほぼ予算どおりの執行となっております。

4 目総係費、予算現額2,491万3,000円、決算額2,443万6,883円、不用額47万6,117円でございます。主な不用額でございますが、次のページ、修繕費でございます。これにつきまして1 万7,315円の不用額が生じておりますが、修繕見込みを下回ったものでございます。ほぼ予算どおりの執行となっております。

5目減価償却費、予算現額8,528万5,000円、決算額7,795万6,444円、不用額732万8,556円、これにつきましては、減価償却費が当初の見込みを下回ったものでございます。

6目資産減耗費、予算現額399万円、決算額398万1,602円、不用額8,398円でございます。ほぼ予算どおりの執行となりました。

7目その他営業費用、予算現額9万円、決算額8万8,491円、不用額1,509円、ほぼ予算どおりの執行となっております。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、予算現額3,001万8,000円、決算額2,997万9,407円、不用額3万8,593円、これらにつきましても、ほぼ予算どおりの執行となっております。

2目雑支出、予算現額97万1,000円、決算額95万454円、不用額2万546円、ほぼ予算どおりの執行となっております。

3目消費税、予算現額93万円、決算額92万1,400円、不用額8,600円、これにつきましてもほぼ予算どおりの執行となっております。

3項特別損失、予算現額23万2,000円、決算額22万7,685円、不用額4,315円、これにつきましても、ほぼ予算どおりの執行となっております。

4項予備費、1目予備費、予算現額34万円、決算額ゼロ円、不用額34万円でございます。次のページをお願いいたします。

平成26年度天栄村水道事業資本的収入及び支出明細書についてご説明を申し上げます。

収入、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、予算現額3,000万円、決算額も同額でございます。

2項負担金、1目負担金、予算現額2,218万3,000円、決算額2,133万6,160円、84万6,840円の減でございます。

3項補償費、1目補償費、予算現額1,168万4,000円、決算額1,307万2,800円、138万8,800円の増でございます。

4項国庫補助金、1目国庫補助金、予算現額、決算額につきましてゼロ円でございます。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、予算現額9,479万1,000円、決算額8,625万960円、不用額854万40円、これにつきましては1節の工事請負費の請け差によるものでございます。

2目固定資産購入費、予算現額516万9,000円、決算額511万9,930円、不用額4万9,070円、ほぼ予算どおりの執行となっております。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、予算現額7,532万9,000円、決算額7,532万8,237円、不用額763円でございます。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりました。

ただいま議案審議の途中であります。3時55分まで休議いたします。

（午後 3時44分）

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時55分）

---

### ◎議案第9号の質疑

○議長（小山克彦君） これより、各会計決算ごとに質疑、討論、採決を行います。

日程第1、議案第9号 平成26年度天栄村一般会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 19ページの4目土木使用料の住宅使用料です。191万の未納者、収入未済額となっておりますが、未納者は何名なんですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

未納者が何名かというご質問でございます。

村営住宅使用料でございます。2戸の未納でございます。金額にして2万4,000円でございます。同じく住宅使用料の過年度分でございます。同じく2戸の未納でございます。8万6,000円ほどございます。

次に、定住促進住宅使用料でございます。5戸の未納がございます。未収金額が92万円でございます。同じく過年度使用料でございます。2戸の未納でございます。88万円ほどございます。合計191万円でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると定住促進住宅のほうが2名の方で、過年度と合わせると92万の88万ということですか。そっちのほうが多いんですね。その人は今いるんですか、どこかに行ったとか。どのようにしてこれから督促、集金するような考えは、どのような方法でやるのかどうか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

現年度及び過年度を滞納している方でございますが、この方は現在住んでいらっしゃいま

す。保証人に対してもこういう状況ですということで、納めてくださいというようなことで督促、指導はしておりますが、なかなか保証人も生活が厳しいというようなことで納入が滞っているところがございます。今後とも督促には参るつもりでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） これ村だからね。民間だったらもうすぐ出てくださいということになっちゃうんです。村だから、去年の分もこうやって、何とかということをやっているような状態だとは思いますが、やはりそれはきちんと、幾らかでも、少しずつでも、月4万ですよね。やはりこういうことを未納の人はきちっと、保証人にも言っているという、話し合いはしてあるみたいなんですけれども、そういうのはなかなか難しいとは思いますが、もうちょっと収入のほう増額していただきたいと、こう思います。

あと49ページの15節の工事請負費、防犯灯設置工事請負費の29万9,160円となっておりますが、これは課長の説明では10カ所のLEDということだとは思ったんですが、LEDの10カ所に取りつけた場所。それと、それは現在の防犯灯ありますね、使っている既存の電柱に、そこに取りつけるんだか取りつけたんだか、あるいは新しく増設して取りつけたんだか。それをお願いします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

49ページの防犯灯設置工事の29万9,160円、先ほども10カ所というような説明をさせていただきましたが、その内容については、行政区単位で申し上げますと、児渡が2カ所、大里中部が4カ所、南沢2カ所、行政区でいえば大里南部が2カ所、春日山2カ所、合わせまして10カ所というふうなことで、いずれもこれは行政区要望に基づいた中での現状を見て実施したというふうなことでございます。

そのLEDの中身について、防犯灯の今までの蛍光灯をLEDの機器に直すというふうなところが主でございます。新たに柱から建てるというとまた大きな金額になってきますので、10基で約30万、1基3万ということはほとんどが機器の交換ですので、柱のほうはこの中には含まれていないところでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） わかりました。

そうすると、大体3万くらいで1カ所できるということでわかったんですけれども、あとは多分私、一般質問をしたときに、ことしやっぱり予算10個のうち、まだ6カ所くらい予算が残っていると聞いたはずなんですけど、それは、これから行政区単位で区長からそういう要望があれば、年度内にできるということなんでしょうか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

今年度の事業の中で、先般の一般質問でもお答えしましたように、現在4カ所ほどの具体的な設置場所が決まっていると。残り6カ所程度については、まだ具体的な場所については未定だというふうなご説明をさせていただきました。

今議員おっしゃるように、あくまでも行政区単位の要望に基づいて実施しておりますので、要望があり、なおかつ現地に赴き、その必要があると認められた場合には、その中で対応させていただきたいと考えております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） わかりました。

あと、57ページの19節の負担金、補助及び交付金の中の地域活力交付金137万5,000円となっておりますが、これはどこの行政区、何カ所で使ったのでしょうか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

先ほどの説明でも、この地域活力交付金については7行政区が実施したというふうな説明をさせていただきました。具体的にその行政区名を申し上げます。今坂、児渡、太多郎、大山、飯豊、湯本、大里東部、以上7つの行政区でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると7行政区だから、何か昨年も大山で20万ほどこの活力交付金をして、祭りに20万ほどなんていう話があったんですけども、20万ではないんですか。137万5,000円の各7行政区ということになると20万では足りないですよ、十何万ですか。そこら辺は行政区ごとに一律何万という同じ金額なんではないでしょうか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

この交付金は、限度額が20万円というふうなことの定めの中でやっております。20万をフルに、これは20万以上の事業になって、そしてなおかつ、それ全てが対象と認められれば20万が交付金となっただけなんですけれども、その20万として事業を行ったのは今の7つの行政区の中で4つの行政区でございまして、残りの行政区については、それぞれの20万未満の事業費の中で、ほとんどがこの交付金の中で実施してきたということでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） わかりました。

あと1点だけ質問したいと思います。

73ページの13節委託料、これ、高齢者いきがい活動支援通所事業委託料150万となっておりますが、委託会社のバス、あと村のバスを使っているんだか。それと何名の運転士か、まずそれをお聞きします。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

この事業は湯ったりミニデイサービス事業の委託料でございまして、一般会計で150万円、それから介護特会で150万円、合計300万円という事業で実施しております。

バスは、社会福祉協議会のバスを使用しております。委託料につきましては、社会福祉協議会に全額委託をしているという状況でございます。運転士は1名でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 高齢者いきがい活動とは、結構いろいろ水中ウォーキングとかもいきいきサロンでやっていると思うんですが、そうすると湯ったりミニデイだけの150万ということで、3カ所というのは何名くらいおりますか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

101名でございました。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 前は700円とかと聞いたんですが、去年あたりから1回につき1,000円でしたか。あとお昼とか食べられるとか、そういうことで101名の方の参加ということで、地域の方も結構楽しみにして喜んでおりますので、これはぜひもう一度参加者が出られるように。あるいは地域のやっぱり旅館の方とか大変で、収入も入ることだし、いいなと私も感じているところでございますので、これからも続けてもらいたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） ちょっと何個かありますので。

最初に、113ページの19節負担金、補助及び交付金というところの森林整備加速化・林業再生基金事業補助金1,500万というのが載っていますが、これはどんな事業なんですか。去年も出てきたので、ちょっとこの内容を説明いただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

こちらにつきましては、間伐材等の加工流通に関する機械の整備を行う部分でございます、かんなどか、そういったのこぎりを入れております。地元の製材所1カ所がこの事業に取り組んでおりまして、1,500万の事業費でそういった機械の整備を今回行った部分でございます。補助は県のほうからの補助でっております。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） 今の件は了解しました。

次に、125ページ、工事請負費15節、この中の芝草鎌房線工事請負費928万8,000円、これは何かちょっと先ほどの説明ですと、この工事が1億何千万実際にはかかるので、どうするかというのがちょっと聞こえたんですが、設計もこれ実際にはしているんですね。その結果、そういうふうなことになったんだか、詳しくその辺を教えてください。それから、今後の見通しについてどうするのか教えてください。たしか、この件については、あの周辺の観光業者たちが陳情という形で役場に上げていて、この件は恐らく本人たちもやるものだというふうに、たしか了解している件ではなかったかと思います。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

当初ヘアピンカーブの改修工事ということで、概算事業費で1億8,000万ぐらいの予算で計画したところでございます。その後、実際に工事に入ろうとしたところ、残土捨て場を工事場所の隣の空き地といいますか、残地がございましたので、そこに当初運ぶ予定でございました。ところが、その運ぶ予定地が使用できなくなりましたので、残土処理場所を今度空き地外の村の土地か地域外に持ち出さなくてはならなくなりました。その積算をしますと、運搬費だけで四、五千万上がるような形になります。

これを計画した時点で、25年のときに計画をしたんですが、それから事業費で工事費が高騰しておりまして、工事資材等含めて30%以上の増額となる見込みとなったところでございます。また財源のほうで、起債を借りて実施する予定でございましたが、起債のほうも充当が難しいというようなことがございましたので、今回工事に入りたかったんですが、ちょっと検討した結果、もう少し今回の工事は見送るということになったところでございます。

その後、今度どうするんだということでございますが、今年度の予算におきまして、当初予算で4,000万ほど計上させていただいております。それで融雪剤をまく機械を2機設置して対応しようと考えております。その辺のことにつきましては、スキー場並びに周辺の観光



は、平和郷とかには実情は話してご理解をいただいているところでございます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） かなりあの周辺の人たちは、私も商売で向こうのほうに行っていたものですから、何人にもそんな話を頼まれた経緯がありまして、熱望していた事業だけにどうしたのかなというふうな、実は思いなんです、村長、この後どんなことを考えておられるでしょうか。何か融雪剤をまいてそれであれというだけではちょっと、やはり冬場の特にスキー客とかのペンションに行く人なんかも含めて、長期的に見て、あそこはどうしても坂が、私が言うまでもない、皆知っていることだと思うんですが、かなりきついの、長期的視野に立っているいろんなことをやっぱり模索すべきかと思うんですが、どう考えますか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

芝鎌線、ここは本当に観光にとっては大変重要な道路でございまして、冬期間、皆さん本当に大変な苦勞をしながらというようなことで、私も改良して、改善できる部分であればやりましょうという話をさせていただきました。

その中で、いろいろと進めていく中で、今ほど地域整備課長からお話がありましたように、2カ所の急カーブのところを改良しましょうと、当初は1億8,000万でできるというようなことだったのでゴーサインを出して進めてきたんですが、すぐ近くにある空き地、そこに残土を捨ててオーケーですよというようなことだったんですが、その土地を太陽光、ソーラー発電のために売却してしまったんです。

急遽、そんなことが起きてしまって、それが2億、今度は四、五億かかるような、今度2カ所のそのカーブをやる中で。それと、そこに今度5億も6億もかけるのであれば、前に計画していた、村で土地を買ったその改良工事、そこをやるのには10億ぐらいかかるというような話も聞いていたものですから、そこについて今、防衛なりいろんなところと協議をした中で、5億かけてやるよりも、じゃ、こっちで10億でできるのであればというようなことで、県のほうにも副村長と、代行というようなやり方もあるというようなことで、そういう計画の今見直しをしながら、余りにも村の財政負担がこれでは大きくなってしまおうというようなことだもの、当面の今計画見直しをしている間、全く構わないわけにもいかないものですから、その急なカーブのところ2カ所に融雪剤を設置して、この場をしのぎながら、その方法、どういった補助とか使いながら進める方法を今検討しているところなものですから、ご理解をいただければと思うんですが。何通りかのやり方、そういう形で、全くやらないのではなくて、いい方法で村に余り財政負担がなくてできる方法というようなことで、今模索しているところなものですから、ある程度先が見えてきましたらば、また議員の皆様

には報告しながら一緒に進めてまいればと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） 今、村長の言われることはわかりました。今、ただちらっと言った言葉に、村がかつて取得した土地、道、それは私もよく承知しています。これを県代行という形でもし、何かみたいなことを今村長が言われましたけれども、県代行ということは県道という形になりますよね。仮に県代行という形でやったとすると。そうではないんですか。

○議長（小山克彦君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） 私のほうからお答え申し上げますが、県代行事業と申しますのは、いわゆる市町村道をかかわって県が事業をするというようなシステムでございます。これもいろいろありまして、過疎指定の町村であれば過疎代行、それから山村振興、これ今、天栄村は指定になっていますが、そういった中でも代行事業があるというようなこともありまして、そういった中で一つの可能性をちょっと探していこうというようなことで、県のほうと今進めているところでございます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） 私は今、県代行という話でちょっと心配したのは、前にたしかそういうことが、県代行であの道路をつくって、それで現在の白河羽鳥線のあの湖の脇を通っている、あれはもう県が関知しないと。あれを県道にするみたいな話があったんですね。何かそんなことを聞いた気がするんです。ですから、もしかしてそんなことになると、湖のほとりをやらなくて、あれを県道に昇格させてなんていうことになるんだったら、そんなことはもう聞くべきではないと思ったものですから、今その話を確認したわけです。そんな取引はしないと思いますので、いずれにしてもその辺、長期的な視野に立って、金が大変かかる事業かとは思いますが、ぜひ進めてほしいと思います。

もう一つ。159ページの13節の委託料の中で、屋内スポーツ運動広場管理業務委託料712万8,000円とあります。この委託料というのは毎年この屋内運動広場と、今度新しく新設したものだと思うんですが、毎年これだけかかっていくということなんですか、お聞きします。

○議長（小山克彦君） 生涯学習課長、内山晴路君。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） お答えいたします。

屋内スポーツ運動場の管理業務委託料というふうなことでご質問ですが、こちらにつきましては、屋内スポーツ運動場の整備の際に工事のほうの管理業務をお願いしたということで、

そちらのほうの委託料になってまいります。ですので、これからの管理委託料の発生はございません。

○6番（渡部 勉君） わかりました。

以上で質問終わります。

---

#### ◎延会の宣告

○議長（小山克彦君） ただいま議案審議の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

（午後 4時26分）

9 月 定 例 村 議 会

( 第 4 号 )

## 平成27年9月天栄村議会定例会

### 議事日程（第4号）

平成27年9月11日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 9号 平成26年度天栄村一般会計決算認定について
- 日程第 2 議案第10号 平成26年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 3 議案第11号 平成26年度牧本財産区特別会計決算認定について
- 日程第 4 議案第12号 平成26年度大里財産区特別会計決算認定について
- 日程第 5 議案第13号 平成26年度湯本財産区特別会計決算認定について
- 日程第 6 議案第14号 平成26年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について
- 日程第 7 議案第15号 平成26年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について
- 日程第 8 議案第16号 平成26年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第 9 議案第17号 平成26年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について
- 日程第10 議案第18号 平成26年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について
- 日程第11 議案第19号 平成26年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について
- 日程第12 議案第20号 平成26年度天栄村介護保険特別会計決算認定について
- 日程第13 議案第21号 平成26年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について
- 日程第14 議案第22号 平成26年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第23号 平成26年度天栄村水道事業会計決算認定について
- 日程第16 議案第24号 平成27年度天栄村一般会計補正予算について
- 日程第17 議案第25号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第18 議案第26号 平成27年度牧本財産区特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第27号 平成27年度大里財産区特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第28号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について
- 日程第21 議案第29号 平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第30号 平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第23 議案第31号 平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について

- 日程第24 議案第32号 平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について  
 日程第25 議案第33号 平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について  
 日程第26 議案第34号 平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算について  
 日程第27 議案第35号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について  
 日程第28 議案第36号 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について  
 日程第29 議案第37号 平成27年度天栄村水道事業会計補正予算について  
 日程第30 陳情審査報告  
 日程第31 閉会中の継続審査申出  
 日程第32 議案第38号 工事請負契約の一部変更について  
 日程第33 発議案第1号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	大須賀	溪仁君	2番	服部	晃君
3番	大浦	トキ子君	4番	廣瀬	和吉君
5番	揚妻	一男君	6番	渡部	勉君
7番	熊田	喜八君	8番	須藤	政孝君
9番	後藤	修君	10番	小山	克彦君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田	勝幸君	副村長	森	茂君
教育長	増子	清一君	参事兼 総務課長	伊藤	栄一君
税務課長	森	廣志君	住民福祉 課長	揚妻	浩之君
参事兼 産業振興 課長	吉成	邦市君	参事兼 地域整備 課長	佐藤	市郎君
参事兼 会計管 理者	小山	志津夫君	湯支所 本長	兼子	弘幸君

天 栄 山 本 サ ト 子 君 学 校 教 育 課 長 清 浄 精 司 君  
保 育 所 長  
生 涯 学 習 課 長 内 山 晴 路 君

---

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 蕪 木 利 弘 書 記 星 千 尋  
事 務 局 長  
書 記 森 和 昭

---

### ◎開議の宣告

- 議長（小山克彦君） おはようございます。  
ただいまより本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は10名であります。  
よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

---

### ◎議事日程の報告

- 議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。
- 

### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

- 議長（小山克彦君） 日程第1、議案第9号 平成26年度天栄村一般会計決算認定についてを昨日に引き続き議題といたします。

引き続き質疑を許します。

質疑はありませんか。

7番、熊田喜八君。

- 7番（熊田喜八君） 2点ほど質問。

最初は、95ページの13節の地区除染事業委託料1億2,544万1,720円です。

これに対して、除染のときにどういうふうに戻すのか、それとも、結局言いたいことは、家庭菜園をやっているよね、家庭菜園をやっている方が、菜園のところに、黒ボクとか菜園のそういう土を盛ってもらえるんですかと言ったら、私のところの場合は、結局、山砂を敷くということだったんです。ところが、山砂じゃなくて山砂利みたいなものを持ってきたんです。その辺は、どのぐらいの予算でやっているんだか。現状に戻せない、その予算はどのぐらい組んであるのか、それ、最初お聞きします。

- 議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

- 参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

除染の砂利とか山砂、黒ボク、そういったものにつきましては、設計の中でそういった定めがあるんですが、一番は、そういった土地所有する方の意向を最大限に反映して、例えば、家庭菜園でやっている場所については、この土地は除染しないでもらいたいということであれば、それはその意向を優先してそこは除くとか、あるいは、あとは砂利がいいんだか、あ



るいは山砂がいいんだか、その辺も事前の所有者の意向を最大限に反映して、設計の中でできるだけのことをやらせていただくような、今、仕組みになっています。

[「予算はどのぐらい」の声あり]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） それは予算というか、今幾らというような具体的な金額をお示しするのは、具体的に何のことをおっしゃっているのか、ちょっとわからないんですけども、除染委託というのは、1地区何億というふうな大きな設計の中でやっておりますので、その中の設計の中で反映できるだけのことを、できるだけのことをやらさせていただきますということでございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 私の聞きたいのは、予算がなくて、例えば、黒ボクを持って行って、菜園のところに持って行って、それは予算がなくて、その山砂を入れるということなんだけれども、山砂じゃなかったんです。だから、予算がなくて、黒ボクでなくて山砂になっているんだと。それが、だから予算がなくてできないんだか、その辺を聞きたかった。

例えば、大山団地の場合は100坪だわね、うちね。建坪が大体50坪ぐらいあると、50坪はないとしても、25坪か30坪ぐらいの菜園があるところがいっぱいある。それは、現状に戻すだけの予算がなくてできないのか、予算が足りないのか、そこを聞いているんです。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えをいたします。

除染については、原則表土を薄く剥いで、そして山砂を敷くというふうな、そういった施工の中でやらさせていただきます。今、議員がおっしゃる予算がないからできないのかということじゃなくて、設計の中で、そういった原状に回復するというふうなことでございますので、その中で、できるだけのことをやらさせていただきますということでございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） だから、私の言っているのは、現状に戻せないだけの予算がとっていないのかと聞いている。だから、平米幾らでやって、そこには、例えば黒ボクとか菜園のときも、そこは残すというんだったら除染やる必要ないわけでしょう。残すんだったら除染やる必要ないでしょう、そうでしょう。うちの庭のところ、そこに黒ボク持ってこないんだらば、それは話し合いでそこは残す。私はそういうことを聞いているんじゃないです。残すんだらば除染なんかやる必要ないでしょう、最初からそういうところは残すというんだらば。それを持っていった場合、また原状に戻すだけの予算がとっていないんですかと聞いている。

だから、平米幾らでやっているんだか、坪幾らでやっているんだか。そのためには、ここ

は予算のために、結局そこは黒ボクはもう入れられないから、山砂で勘弁してください。  
予算の都合上とかそういう話は聞いていないですよ、私は。その辺を予算がないからできないのか、その辺を聞いているんですから。平米幾らでやっているんだかということです。

○議長（小山克彦君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

村内の除染につきましては、いわゆる、戻す土砂というんですか、とりあえず土砂をかき上げて、戻す土砂については山砂を使うというようなことを指定しておりますので、ですから今、議員がおっしゃるような山砂の中には、いわゆる石まじりの山砂というんですか、それがたまたま入っちゃったのかなと思われま。ですから、業者のほうも指導しながら、そういう最大粒径が何ミリ以下のものを使えとか、そういう指導をしてみたいと思います。

ですから、村内一円、山砂を使用しているというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） そうすると、例えば、今の副村長の話だと、山砂を使用するようになっているということなんですか。そうすると、例えば、黒ボクでも山砂を入れるようになっている。それは全域統一してあるということ。ということは、その予算しかとっていないということなんですか。そうすると、例えば1坪にすると、どのぐらいの単価で出しているんですか、除染会社に、1坪の除染を。

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

（午前10時08分）

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時11分）

---

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えをいたします。

今の山砂の坪の平均でございますが、現場によって厚さがまちまちでございますので、おおむね平均的な厚さというふうなことで、今設計のほうから推計いたしますと、坪単価が約2,700円というふうな坪単価でございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番(熊田喜八君) 坪単価2,700円。そうすると、随分高い山砂になるんじゃない。平米2,700円という山砂ありますか、坪。

いいです。私の言いたいのは、とにかく、結局、大山団地の場合、菜園をやっている人がいっぱいいるんですよ。そうすると、その菜園のところを、そこはやらなくてもいいというんだっただらば、除染やる必要ないじゃないですか。というのは、言っている意味がおかしいでしょうと言ったの。やるんだっただらば、やっぱり、もとの原状に近いような、山砂でも菜園のできるような土を持ってくるのが、村のほうでそういう対応するのが当たり前じゃないの。そこに山砂じゃなくて山砂利を敷かれてしまったんでは、たまったもんじゃないでしょう。こんな石がごろごろ入っているんですよ。私は石だけとってもらったけれども、そのあれでも、これはもう決まったことだから、今さら騒いでも無理だということですか。答弁ください。

○議長(小山克彦君) 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長(伊藤栄一君) お答えをいたします。

今、議員がおっしゃる碎石の中に大きな塊があったというふうなことでございますので、その施工については我々もしっかり受けとめて、業者のほうにふるいにかけるなり何なりして、そういった大きな塊があるということのないような、そういった指導を今後徹底させていきたいと思っております。

○議長(小山克彦君) 7番、熊田喜八君。

○7番(熊田喜八君) 課長、山砂というのは砂じゃないから。山砂というのは、本当の砂みたいな感じでふわふわしているやつです。今、敷いているやつは山砂じゃないです。山を崩したときに出た土、あれ、砂じゃないです、山を崩したときに出た土、あの土です。だから、石がいっぱい入っているんです。山砂というのはあるんです、また別に。全然違う、あれは山砂じゃないです。後で確認してみてください。あれは山砂じゃないですから。山砂と言ったから私は山砂かと思って敷いてもらったら、敷いた後に山砂、あれは山を碎石したのか、崩したところの、それを細かくして持ってきた土。山砂というのは、前、大信のところのでっかい山があったけれども、あそこに山砂ありましたけれども、あの山砂というのは全然違います、山砂の質が違います。

これ以上質問しても村のほうで対応できないという。だから、東北電力に請求すればよろしいんですかとその人に聞きましたけれども、課長。これ、東北電力に説明しても仕方がないでしょう。これ、終わります。

あと、渡部議員さんが質問しました125ページ、15節の芝草・鎌房線の工事請負928万8,000円。これの経営というのはどういうふうになっているんですか。経営というのは、結

局は地元の方々から陳情があつて、何年の何月に予算組んでどうなったのか。その辺を最初詳しく説明をお願いします。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

地元の……

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

（午前10時17分）

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時22分）

---

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 大変申しわけございませんでした。

お答えをいたします。

平成25年でございます。羽鳥湖高原活性化協議会より、スキー場に行く芝草・鎌房線のヘアピンカーブが3カ所ほどきついカーブがございますので、それを改良してほしいというような要望がございました。最初に25年に、第1ヘアピンカーブの改良というようなことで予算を計上したわけでございます。その作業、繰り越し等をしながら実施をすることで進めておりましたが、昨日の渡部議員さんにお話をしたとおり、実行する段階で、残土置き場の使用ができないというようなことがわかりまして、残土処理地を見つけ、大体の目星をつけて、そこまでの距離が約8キロから10キロ程度になるものですから、そこまでの残土処理が、日に四、五千万かかってしまうというようなことでございます。

今度、残土処理をする場所なんですけど、羽鳥湖の湖面に近いものですから、その盛り土をするためには、また農政局、あと県立自然公園内でございますので、その辺の協議もございます。それにまた時間を要するおそれもございます。そのようなことから、今回見送ったものでございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） これ、設計もしたんでしょう。設計に500万とか600万かかっているんじゃないの。設計したときに、なぜ平和郷に対して、その残土捨て場の仮契約とか何かしておかなかったんですか。なぜしなかったんだか、その理由を聞かせてください。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

活性化協議会の会長が平和郷の社長というようなことでもございましたので、平和郷であったために、当然、土地もそういう形で、残土を捨ててもいいよというようなことでもございましたので、信用申し上げて、特にそのようなことはしなかったわけでもございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 信用したとかしないの問題ではないでしょう、これは。平和郷さんというのは、どういう会社だか知っていますか。今の大規模開発するとき、あそこの入り口700メートル、あれを約款書で天栄村に寄贈するというので、大規模開発を許可したんです、県のほうは。それで、今度はでき上がったら、あそこの700メートルの道路を村に寄贈しなくて、スキー場とか太平洋とか、あそこ使用料を払ったやつ、そういうことわからないんですか、村のほうは。そういう会社ですよ、平和郷さんというのはそういう会社です。

だから、設計の段階で何で仮置き場のところを仮契約しておかなかったんですか。あれ300万円で売ったらいいですよ、その仮置き場に貸すと言ったところをソーラーに。余りにも村のほう信用じゃなくて、ちゃんと手続きしていなかったということじゃないの。だから、こんな不始末が起きたんじゃないの。じゃ、設計料の500万円はどうなるんですか、これは。平和郷に請求するんですか。答弁してください。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えを申し上げます。

今、委託設計をお願いしたというようなことは、こちらで1億8,000万と申しあげましたのは、あくまでも概算、このカーブについてはこのぐらゐの事業費になるんじゃないかというようなことで、詳しい設計まではしておりません。委託設計したのは、第1へアピンカーブのみの設計でございまして、委託料はそちらのみの支払いとなっております。

〔「幾らなの」の声あり〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 失礼しました。556万2,000円でございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 村長、この550万というのはどうなるんですか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今ほど地域整備課長から説明がありましたように、当初、ここの急カーブのところ、1カ所目ですよ、1億8,000万でやれるというようなことでもございましたので、2カ所やっても

3億6,000万、それであれば、この改良はしましようというようなことで、私もそこで判断をさせていただきました。ただ、その後、その残土処分にかかる費用、そのほか原材料、そして人件費等々もかさんだ部分とか、そのほかも出てきまして、費用が2億や3億では上がらないと。

〔「そういうこと聞いてないです」の声あり〕

○村長（添田勝幸君） はい。まあ聞いてください。

というような状況の中で、今後どういうふうな方向性を持ってやっていくのかと。その今その判断、今後の方向性について検討したいというようなことで、この検討している間、どういうふうな形で、じゃ持っていくのかと。そこできのうもお答えしたように、融雪剤の設置しながら、何とかその道路の安全確保につなげていきたいというようなことで、もう一度その方法、方向、予算づけ、そういったものも検討に入りたいと。

〔「議長、そういうこと聞いてないです。私は550万どうなるんですかと聞いているんです」の声あり〕

○議長（小山克彦君） ちょっと今、答弁だけしてもらって。

○村長（添田勝幸君） ということで、じゃ550万がどうなるのかと。これは、村でお支払いしました。それはあくまでも設計をしていただいたので、それは支払いしましたので、その後について工事をやるかやらないか。これは村側ですから、これは村のほうで、今後どういった補助とか何かの使い道、そういうものを模索しながら進めてまいりたいというようなことで、きのうも答弁申し上げたとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 私の聞いているのは、この550万はどうなるんですかと聞いているの。ただ、無駄になったんじゃないんですかということを知っているんです、違うんですか。結局だめになったんでしょう。そうすると、この設計の550万というのはどうなったんですか。その550万はまだ利用できるんですか、今後。結局は、また新たにやるということは、この550万の設計料というのは、完全に無駄になった捨て金じゃないんですか。私はそこを聞いているんです。この550万はどうなったんですかと聞いている。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

その設計をした中で工事をやれば、別にその設計というのは生きてくるわけですが、余りにも村の持ち出しが多くなっていると、単費で出す費用が出てくると。それについてどういった補助、助成、それがあつかと、その検討に入ったというようなところで。あくまでもその設計がなければ、どれだけの費用がかかるかと、それは村で把握できませんの

で、それについてはご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 先ほども言いましたように、平和郷という会社はどのような会社だかというのを、村長さんもよく知らなかったみたいですね。この10何年前に、平和郷と私も相当戦いました。県にも行って本人にも会って。村のほうでは、もう15年過ぎているから、その当時の契約した約款書のやつはないということなんです、県に言ったら、それはあるはずだというんです。それはいいです。

私の言いたいのは、村が余りにも対応がお粗末過ぎたんです、これは。設計の段階で、もう平和郷さんもその中に入っているんだから、信用する、しないんじゃないんです。村の行事というのは、ちゃんとそのときには仮契約書なり、その土地を売買できないような方法をとらなかったから、こういう不始末が起きたんじゃないですか。それを今度は300万でその土地が売れたわけですから、平和郷は自分が陳情しておいて、その土地を売っちゃったんです。その陳情の中に平和郷も入っているんです。怒っていた人が私に、私の名前を出してもいいと言ったけれども、別に出しはしませんけれども、余りにもお粗末過ぎるんじゃないですかと。陳情していた人たちは、平和郷以外の人らは、まだわからないんです、そのことを。これが、結局は平和郷の残土捨てるところが、結局はだめになったからといって、その陳情した方々に説明したんですか、していないんですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

そこまで説明はしてございません。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） あくまでも私たちは、執行部の機関だから厳しく言いますけれども、こういうことをきちんとやらないと、今後こういうことはないようにしてください。例えば、工事とかする場合には、幾らその地主であっても、人間なんかは、例えば、陳情している中の人土地を売っているんですから、これ、その要望の中に。だから、その人たちも入っているから、大丈夫だろうなんてことは思わないでくださいよ。そのときには、もう残土捨て場のときには、ちゃんと仮契約なりとっておかないと。これで言っても仕方がないから。今後こういうことのないようにしてください。

あと、その平和郷以外の方々は、全然このことはまだ耳に入っていない。その方は、もうできるものだと思っていますから、道路は。頓挫したなんてまだわかっていないから。平和郷が土地を売ったというの知らない人もいますから、まだ、その陳情の中に。その説明会もちゃんとして、その人らに理解ももらってください、相当怒っています。そういう考え

ありますか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、その散布機、まだ道路の改良がなかなか厳しいというふうなお話は、スキー場、関係者の方々に、ただ、どういうふうな方向でやるという、そこまでの説明はしていませんが、融雪剤の散布機は設置しますよというふうなことで、そこはお話しさせていただきました。

ただ、今後の方向性については、きのうもお話ししたとおり、前に求めた土地、そこを改良するには約10億ぐらいかかると。ここの急カーブのところ2カ所直していくのには、6億になるのか7億になるのか、すごいやっぱり費用かかるものですから、そういう費用とどちらがいいのか、そこの検討をしながら今後方向性を決めて、その地域の方々には説明はしっかりと申し上げたいと思っていますので、これは雪が降る前には説明会を開いて、丁寧な説明を申し上げたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） そういうことなので、今後そういうことのないように。あと、地域の要望した方々にも、恐らくこんな残土の捨て場も見つけるのも大変だと。キロも4キロ、5キロかかると、結局、建設材も加算するというので、これからのいろいろな方法を考えるということでよく説明して理解をもらって、そして住民の方たちにも一日も早く、あそこは本当に天栄村とすれば観光のゴルフ場、スキー場、まあメドウ、恐らく太平洋側にも今、やっぱり道路がよければ観光客も来ると思います。だから、その辺は真剣に、あと二重三重にくどいようすけれども、今後こういうことのないようにお願いいたします。

以上、私の質問終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

暫時休議いたします。

（午前10時38分）

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時38分）

---

○議長（小山克彦君） 総務課長より、先ほどの答弁の中で訂正があるということでございますので、総務課長の発言を許します。

総務課長、伊藤栄一君。



[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 先ほどの熊田議員の除染に係る山砂の単価でございますが、坪単価2,700円というようにご説明を申し上げました。この中には原材料のほかに、剥ぎ取り、あるいはすき取りなどのそういった工賃も含まれているというふうなことでございますので、おわびして追加答弁とさせていただきます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） そうでしょう、工賃も全部入ってでしょう。俺、2,700円の山砂なんて聞いたこともない。立米だから、立米2,000円ぐらいだから。そうでしょう、村長。立米2,000円か3,000円ですよ、立米、1トン、約900何キロだけれども、それが二千何ぼですよ。後で調べるかなと思っているんです、監査で。まあ、いいです、わかりました。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 103ページの19節の負担金・補助金の国営矢吹地区送管負担金2,656万5,900何ぼ、これ前にも説明あったかと思うんですが、もう一度内容等詳しく説明をお願いします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

[参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇]

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

こちらの部分につきましては、国営矢吹土地改良事業の工事費の一部負担金としまして、平成7年度から平成30年度までの間に債務負担行為を組んで、年次計画で支払いをしているものでございます。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 7年から30年までということで、そうすると、このほかに個人負担というのは別に1反歩幾らとかで、個人負担はまた別なんですか、その辺を。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

[参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇]

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

個人負担分につきましては、2工区、4工区、6工区の部分として、それぞれにその償還負担金の個人分ということで現在支払いが行われておりまして、それぞれの畑、田んぼで単価が異なっております。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 個人負担は別。前、言っていたのは、この国営というのはパイロット事業で、途中でやめた工事ということで、全部最後までやらないで、もうこの辺でいいだろ

うということでやめたような工事ですね、これは。それはまた違うんだ。

そうすると、これに関連するのかわからないんですが、例えば、田ノ沢ダムでしたか、あの償還金もあると思うんです。あれはどうなっているんだか。ダムのほうは、工事そのものはしなかったんですが、農地売却やその辺で金がかかったということで、各あれで負担金というのはあると前、話を聞いたんですけれども。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 田ノ沢ダム関係の部分につきましては、工事のほうから除外をされたということでございまして、それ以外にかかった部分については、もう償還が既に終わっているというような形になっております。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。ちょっと訂正をさせていただきます。

国営矢吹土地改良事業のこの一部負担金の中に設計費の部分としては入っているというようなこととございますので、そのもともとにかかっている部分については、この中に全部含まれて、今現在償還しているという形になっております。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） そうすると、この矢吹地区の償還負担金の中には、その金額は入っているということで。それは別箇だと聞いたんですけども。それは、どのぐらいの金額で、いつまでの支払いになっているのか、この30年までか。この前聞いたのと違うような気がするな、その辺ちょっと詳しく。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

中身のその区分等については、ちょっと今、資料を持ち合わせていませんのであれですが、償還期間については、同じ30年までというような形であります。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 財政担当課長として、今のご質問に追加答弁をさせていただきます。

国営の土地改良事業の償還金を定めるに当たって、当時、今、議員がおっしゃる計画費がどのぐらいかということで金額が確定しております。その中で、その前に償還金として発生

したものに、合体して新たに償還を行うというふうなことでその協議が調っておりまして、今、産業課長が申しあげましたように、今の国営の償還金の中に当時の計画費等が含まれているというふうなことでございます。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 前に説明あったときは、それはその別で説明あったような気がしたんですけれども、じゃ、それは現在、一緒に償還しているということで間違いはないですか。はい、わかりました。

125ページの13節の委託料で、戸ノ内・丸山線の調査設計業務委託で590万何がしほど、設計委託料は終わっているんですが、場所は大体、長沼に行く道かなと思うんですけれども、その辺ちょっと詳しく。あと、今の進捗状態というのかな、これからどのような、わかればその辺詳しく。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

26年度におきまして、戸ノ内・丸山線の改良というようなことで、今、設計を終了したところでございます。場所的に言いますと、294から長沼方面に向かいまして、ちょうど日陰になるカーブ、須賀川市との境までの改良を計画しているところでございます。

今年度27年度におきまして下層路盤まで改良をして、須賀川市との取りつけを予定しております。日陰といっても、現道を西側に若干スライドをさせて勾配を緩くするというようなことでございます。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 予算的にはどうなっている。須賀川と天栄で一緒に工事やる予定なんですか。予算的にはどんな予算、県とか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

予算につきましては、防衛省の交付金を利用して実施する計画でございます。須賀川市さんは、あの境からどういう予算を使うかは聞いてはおりませんが、天栄につきましては、防衛省の予算で改良する予定でございます。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） わかりました。

では、質問終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 95ページをお願いします。

7目放射能対策費の中で14節使用料及び賃借料。土地の賃借料が938万円の決算が上がっておりますけれども、この土地の賃借料については、これ、仮置き場かと思うんですが、そうであればその説明と、それから、どの範囲までのこの賃借料なんだか。といいますのは、現在まだ工事をやっているところもございますね。それから完了したところもございます。全ての仮置き場のお金なんだか、またことし工事中、あるいはまだまだそこまで至っていないところの分は、この26年度分の決算書に上がっていないのか、その説明をお願いします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

土地の賃借料につきましては、今、議員おっしゃるように、今の仮置き場の全ての賃借分が、ここで26年度分に限っては、ここの938万円の中に含まれているということでございまして、それぞれ仮置き場であらかじめ賃貸の契約を結んで現場に入って工事というか、それぞれが1件1件仮置き場のその賃借の期間が異なるものですから、このものについては全て26年度の中で、その有効期間の契約のものが全て含まれているというふうな契約の内容になっておりまして、今後また、今ちょっと資料ないんですけれども、ここの中には、ほぼ全ての仮置き場の賃借分が含まれているというふうなものでございます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、これ、26年度でございましてけれども、27年度になっても28年度になっても金額は余り変わらないで、この金額でいくということによろしいですね。

そういたしますと、まだ国のほうでは、最終的な中間貯蔵施設の土地が決まっておられません。我が村としても、これ、あくまでも仮という名前がついており仮置き場でしょうから、行く行くはその中間貯蔵施設に持っていく。それはなかなか国のほうの見込みが立たないようございましてけれども、何年を予定して、1回聞いたと思いますが、それから地権者方にもどのように説明しているんですか。何年まで借りておきたい、借りるというような、ある程度の目標というか規定はあると思うんですが。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

仮置き場の建設については、当時から5年をめどにというようなことで進めさせておりま

す。ですから、地権者の方々にも5年間というようなことで、賃借のほうを結ばせていただいております。ただ、ご承知のとおり、今、中間貯蔵施設の進捗が、当初の見込みよりは、やはり下回っているというふうな進みぐあいの中で、当然その5年の中で仮置き場のものが、全て中間貯蔵に行くというのは、まず現実的ではない話でございますので、今後は当然この先を見据えて、あの物がここにある限りは賃借料は発生するというようになってきます。その中で、当然国に対しても、全額補助金の中で支払うようにしていくわけですから、そのような形で村も対応してまいる考えでございます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この仮置き場については、既に除染が終わりまして、仮置き場に除染の土を確保しておる場所があります。それから、まだまだそこに除染の土が持っていかないところもございますけれども、既に除染の土を持っていったところについては、どうもその住民の方から、あれほどの仮置き場の面積は必要だったのかいという声が聞かれます。私もそういうことは現地見て感じたんですが、見積もり設計の段階で、このくらいは必要だというのは当然やったと思うんですが、それが余りにも広過ぎたというような感じはないですか。今の時点での感想でよろしいですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

仮置き場の面積については、当初、机上、机の上で宅地の面積なりの数字を拾い出して、理論上の数字で何立米何トン発生するであろうというふうな、机上の中で進めさせていただきました。なおかつ、できれば除染がある程度進んだ中の数量がはっきりしたところで仮置き場が設けられれば、そんな大きな差はなかったと思います。しかしながら、やはりスピードアップというふうなことで除染の推計と、それから仮置き場の設計、用地の選定というのをほぼ同時進行で進めていくといった中での結果でございますので、我々としても国に対してそういった説明は当然していきますし、このような形になったということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 結構です。それはそれでよろしいと思います。

それから、113ページをお願いいたします。

2項1目の林業総務費の中で、19節負担金補助及び交付金の中で、天栄村の有害鳥獣捕獲隊の補助金、それからその下の被害防止対策協議会補助、それから一番下の捕獲隊育成支援金、どうもこれ、有害駆除隊のあれですが、文言的に似たような補助金のあれですから、それ一つ一つどのように違いがあるんだかないんだか、どのようになっているんだか、この点

の説明をお願いします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

19節に有害鳥獣関係の補助金は何個か出ておりますが、上のほうから中段、天栄村有害鳥獣捕獲隊補助金59万円、こちらにつきましては捕獲隊の活動に対する補助金でございます。

次に、天栄村鳥獣被害防止対策協議会補助金、こちらにつきましては国からの協議会への補助金が、同じく12万5,000円来ておりまして、その村の裏負担分で12万5,000円が入っております。こちらにつきましては、有害鳥獣の部分として機械の整備、例えば、箱罾とかくくり罾の、そういった施設の整備に充てているお金でございます。

次に、狩猟による地域環境保全対策推進事業補助金というのは、こちらにつきましては、県のほうからいただいております1頭当たりで、24頭分として67万2,000円が入っております。

その下に、電気柵購入補助金としまして、こちらに有害鳥獣防止対策に必要な電気柵の補助金が、43件分として172万1,800円が入っております。

一番下に、天栄村有害鳥獣捕獲隊育成支援事業補助金ということで、こちらに対しましては、有害鳥獣捕獲隊の狩猟税、税金のほうです、狩猟の免許税、狩猟免許税のほうの補助金として、22万3,200円を計上させていただいております。

こちらで以上になっております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） といたしますと、この3つの補助金は、全て捕獲隊の人たちに行く補助金と捉えてよろしいのですか。といたしますと、前も聞いたと思うんですが、捕獲隊の現在の人数、それから平均的なその年齢等がわかればお聞かせ願います。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 隊員の数につきましては14名でございます。平均年齢については、ちょっと平均年齢を出したことがないのであれですが、ほぼ60歳以上の方がほとんどというようなことでございますので、なお調べて、後ほどお渡ししたいと思います。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そうすると、この隊員の数は以前にも聞いたとき、やはり14名と言ったような記憶があるんですが、私、定かではございませんが、ほぼここ何年かは同じ人数で

ございますか。はい、わかりました。

質問終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで、11時10分まで暫時休議いたします。

(午前11時04分)

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時23分)

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第2、議案第10号 平成26年度天栄村国民健康特別会計決算認定  
について質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 196ページ、診療収入になっておりますが、3,114万8,000円となっ  
ておりますが、これは診療者数は何名くらいでなっているのでしょうか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

診療者数につきましては、延べ2,345人でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 昨年25年度をちょっと調べたんですが、診療収入が3,402万4,000円となっておりまして、診療者数が3,982名となっております。

それで今回は2,345人ということで、大分患者数が減っているというふうに見受けられますが、その収入が少ない、診療者数ですか、少ない、そういったこの原因というのはどういう理由なのかなと思います。去年は新しい、今度先生が4月からかわったということで、1年以上たったわけなんです。大分新しい機械も使いこなせるという先生で期待はしていたようなわけなんです。それがなんかちょっと診療者数が大分減っているということで、その原因は何かかなと思って、ちょっと私も不思議に思っていたところなんです。そういった点はどのように考えておりますか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

まず、議員からお話のありました3,982名という、昨年度の25年度の人数でございますが、いわゆる延べ人数というか、1人の患者さんが月に2回とか3回というふうにかかりますと、それは2人とか3人とかという数え方を、いわゆる診療延べ人数という数字でございます。それにつきましては、昨年度26年度は3,704人、件分ということで、大体280件ほどの減という数字になります。ですから、3,982人が2,345人に減ったということではないということで、そこはまずご理解をいただければと思います。

それから、その診療収入が、なかなか思うようにふえていかないということにつきましては、いろいろと村、それから診療所においても努力はしているところでございますけれども、全体的な被保険者、いわゆる人口が減っております。そういったこともあろうかと思っております。それから、他の診療所にかかってしまった患者さんについて、なかなかまたもとの診療所に戻ってきていただけない。移ったほうのお医者さんが、かかりつけ医になってしまっているというような状況もあろうかと思っております。

いずれにしても、収入の増加に向けまして、診療所、それから住民福祉課、それから関係医療機関、連携をとりまして増加に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） わかりました。

今後とも収入増に向けて、村のほうも頑張ってくださいたいとこのように思います。

続きまして、194ページ、これの実質収支に関する調書という中で、繰り越しが7,261万2,521円となっておりますが、これ、基金が1億1,639万6,040円、これを足すと1億8,900万



8,561円と、このような金額になっております。それで、国から県と市町村、これが共同で平成30年から運営すると、国から県に移行して、県と市町村が共同で運営と。それで、県が医療給付費について市町村にその内訳です、交付する。それから市町村が国保事業費納付金として分担金的なものを県に納付する。その県に納付する納付金が、国保税として被保険者の方が納めるということになっておりますね。6月の質問の答弁では、このような答弁でありました。その納付金の額というのは、あと2年ぐらいです、中身、どれぐらいの額、想定しておりますか、ざっとで。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

具体的な数字につきましては、まだベースとなる数字が固まっておりませんので、お答えすることはできませんが、考えられることは少なくとも今、皆さんから集めさせていただいている国民健康保険税につきましては、繰越金をここ数年ずっと充てておりまして、なるべくその総額を多くしないというような努力をしております。

この県から分担金として納めなさいというふうに通知される額につきましては、そういった村側が努力する手だてがなく、保険税としてこれだけ集めなさいというようなことでまいりますものですから、確たることは申し上げられませんが、現在、村では、納めていただいている保険税の総額よりは減るということはないだろうというふうな想定でおります。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 国保世帯が864世帯、これ、6月の質問のときの答弁なんです、国保世帯の864世帯で、1世帯2万の引き下げをした場合の1,728万ということなんです。それで、これ、28年と29年でざっと1,728万、多くて2,000万と見ますと4,000万あれば足りるんですよ、30年移行するまでに。平田村では、国保基金が3,000万ほどありますが、1,100万円を崩して、1人です、1世帯じゃなくて、1人7,000円の引き下げをしたんです。

やっぱりそういうことを見た場合、幾ら納付額、これから30年以降かかった場合に、幾らになるかわからないという、金額は想定できないということだったんですが、やはり今1億8,900万あるんですから、全部全部ということじゃないんです。1年に2,000万ぐらいずつでも引き下げをしたら、やはり、今、農家の人も米の値段安くなるとか消費税8%、こういうので大変になっていることなんです。そういうことを考えてみて、来年と再来年は少しでも引き下げをしていただきたいと、このように思います。

とにかく県内59市町村の中で村は15村あります。その中で1億以上保有している村は天栄村だけですから。そういうことを考えていただいて、来年度は引き下げに向けてしていただきたいと、このように思います。どうでしょうか、もう一度ちょっとお答えください。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

国保税につきましても、本当に安ければ安いほうがいいというのは、これはもう村としても同じ考えでございます。ですので、医療費の適正化、総額の抑制やらそういった費用の部分の抑制も図っております。それから、ここ数年続けておりますように、繰越金を全額国保税の上昇の抑制に充てるというような方法もとっております。そういったことを引き続きこの2年間は継続してまいりたいと思っております。

基金につきましても、今の時点では条例の定めによりまして、国保税の抑制には直接的には充てられないということでございますので、そこは繰り返しの答弁になりますが、何とぞご了解をいただければと思います。

また、30年度以降につきましても、先ほども申し上げましたように、どのぐらいの額が県から来るかわからないというような状況もございます。そういった中で村としましては、長期的にその国民健康保険財政を安定的に運営させていくという、そういった責務もございしますので、基金につきましても1億1,600万円ほどございますが、そういった長期的な観点から有効活用をしてみたいというふうに考えておりますので、ご了解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） わかりました。

それでは、私の質問はこれで終わりいたします。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

**◎議案第11号の質疑、討論、採決**

○議長（小山克彦君） 日程第3、議案第11号 平成26年度牧本財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

○議長（小山克彦君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

**◎議案第12号の質疑、討論、採決**

○議長（小山克彦君） 日程第4、議案第12号 平成26年度大里財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

○議長（小山克彦君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第5、議案第13号 平成26年度湯本財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

○議長（小山克彦君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第6、議案第14号 平成26年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について質疑を行います。

○議長（小山克彦君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより採決を行います。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第7、議案第15号 平成26年度天栄村大山地区排水処理施設事業  
特別会計決算認定について質疑を行います。

○議長（小山克彦君） 質疑はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより採決を行います。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第8、議案第16号 平成26年度天栄村農業集落排水事業特別会計  
決算認定について質疑を行います。

○議長（小山克彦君） 質疑はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第9、議案第17号 平成26年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について質疑を行います。

○議長（小山克彦君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第10、議案第18号 平成26年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について質疑を行います。

○議長（小山克彦君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第11、議案第19号 平成26年度天栄村簡易排水処理施設特別会計  
決算認定について質疑を行います。

○議長（小山克彦君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第12、議案第20号 平成26年度天栄村介護保険特別会計決算認定  
について質疑を行います。

○議長（小山克彦君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第13、議案第21号 平成26年度天栄村風力発電事業特別会計決算  
認定について質疑を行います。

○議長（小山克彦君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。



よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

**◎議案第22号の質疑、討論、採決**

○議長（小山克彦君） 日程第14、議案第22号 平成26年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について質疑を行います。

○議長（小山克彦君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

**◎議案第23号の質疑、討論、採決**

○議長（小山克彦君） 日程第15、議案第23号 平成26年度天栄村水道事業会計決算認定について質疑を行います。

○議長（小山克彦君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

ただいま議案審議の途中ではありますが、昼食のため1時30分まで休議いたします。

(午前 1 1 時 4 3 分)

---

○議長（小山克彦君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1 時 3 0 分)

---

### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第16、議案第24号 平成27年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 54ページをお開き願います。

議案第24号 平成27年度天栄村一般会計補正予算（第2号）。

平成27年度天栄村一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,686万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億7,135万1,000円とする。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

59ページをお開き願います。

第2表、地方債補正（変更）

起債の目的、1、臨時財政対策。補正前、限度額1億円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。補正後、限度額、1億5,163万

4,000円。起債の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。

次、60ページをお開き願います。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額25万円。これについては、減収補てんの特例交付金の増でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額7,126万円。普通交付税の確定による増でございます。

13款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生費負担金、補正額19万5,000円。天栄保育所の入所者負担金の増でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額232万4,000円。これらについては、個人番号の国庫補助でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額15万9,000円。子ども支援の交付金でございます。

2項国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、補正額3,812万4,000円。ふくしま再生加速化交付金でございます。

5目土木費国庫補助金、補正額2,532万円の減。社会資本整備総合交付金の額の確定によるものでございます。

3項委託金、2目民生費委託金、補正額24万8,000円。基礎年金のシステム改修分の増でございます。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額1,156万1,000円。この中で特に大きいのは、福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金でございます。内容については、後ほど歳出のほうでご説明申し上げます。

3目衛生費県補助金、補正額8万6,000円でございます。

4目農林水産業費県補助金、補正額1億95万9,000円。それぞれ農業費の補助金の増でございます。

10目土木費県補助金、補正額79万5,000円。空き家対策の実態調査の県補助金でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、2,000円の増でございます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額1,108万円。がんばれ天栄応援基金の増でございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、補正額366万円の減でございます。

5目後期高齢者医療特別会計繰入金、補正額8,000円の増でございます。

8目介護保険特別会計繰入金、補正額1,402万2,000円。これは過年度繰出金の額の確定によるものでございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額6,232万1,000円。前年度繰越金の額の確定によるものです。

21款諸収入、4項雑入、3目過年度収入、補正額81万5,000円。それぞれ額の確定でございます。

22款村債、1項村債、1目総務債、補正額5,163万4,000円。これは、臨時財政対策債の額の確定による増でございます。

続きまして、歳出。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額16万円。これらの中で主なものにつきましては、9節旅費でございますが、これは国道118号線の期成同盟会の要望活動の旅費の増でございます。

なお、これから2節、3節、4節、それぞれ給料関係の人件費の補正を計上しますが、人事異動に伴う当初予算との差を計上するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額431万2,000円。2節、3節、4節は、それぞれ人件費の確定でございます。なお、2節の村長の特別職給料125万円の増を計上しております。

続きまして、3目財政管理費、補正額168万円。それぞれ報償費、需用費で補正計上するものでございます。

5目財産管理費、補正額3,200万円。これは繰越金の額の確定に伴う財政調整基金の元金の積み立て分でございます。

6目企画費、補正額1,896万9,000円。13節委託の中では基幹系システムの移設業務委託。それから、14節の使用料データセンターは、データセンターのほうにデータを移行する経費でございます。それから、15節のイントラネットの光ケーブル移設、これはNTTの電柱移設に伴うIRUケーブルの移設費でございます。それから、18節の備品購入のイントラネット、これはサーバーを購入するものでございます。

7目支所及び出張所費、補正額2万7,000円。2節、3節、4節は、それぞれ人件費の増及び減でございます。それから、13節の電気工作物保守委託料は、支所の開設に伴う委託料の増でございます。

2項徴税费、1目税務総務費、補正額613万9,000円の減。2節、3節、4節につきまして、それぞれ人件費の異動に伴う減でございます。

2目賦課徴収費、補正額25万6,000円。これは前納報奨金の増でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額251万7,000円。3節、4節は

人件費の額の確定による増でございます。それから、それぞれシステム関係のほうの増を計上したところでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額615万2,000円の減。2節、3節、4節については、人件費の減でございます。それから15節の、これは公園遊具の撤去工事でございます。

2目老人福祉費、補正額2,138万9,000円の増。まず、委託料でございますが、これは用地造成実施設計、これは天栄ホームの増床分の実施設計の委託分でございます。それから、19節の地域医療の介護総合確保基金事業補助金。先ほど歳入でも触れましたが、これは認知症の高齢者グループホームの開設準備補助というふうなものでございます。それから、20節扶助、それから28節の繰出金でございます。

5目障害対策費、補正額108万円。これは精算返納金の額の確定でございます。

7目臨時福祉給付金給付事業費、補正額はゼロでございますが、それぞれの節で増及び減をするものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額36万8,000円。それぞれ旅費及び需用費で不足分を計上するものでございます。

2目児童福祉施設費、補正額388万9,000円の減。2節、3節、4節の人件費の減でございます。

4目保育所施設費、補正額790万6,000円の増。2節、3節、4節は人件費の増、それから7節は、これは臨時技能員の増でございますが、入所者増に伴う臨時技能員の増でございます。それから、それぞれ不足分を計上するものでございます。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額50万2,000円。それぞれシステム関係の増。それから、2節、3節、4節の人件費の増でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額62万5,000円。2節、3節、4節は人件費の増及び減、それから講師謝礼の増でございます。

2目予防費、補正額321万6,000円。これは予防接種の小児おたふくかぜワクチン等の予防接種の交付金の増でございます。

3目環境衛生費、補正額1,046万4,000円。この中では、28節の国保事業勘定特別会計に対する繰出金でございます。

5目保健センター施設費、補正額59万3,000円。施設の修繕、それから委託料の増でございます。

6目墓地公園施設費、補正額50万円。これは施設の修繕費でございます。

7目放射能対策費、補正額3万1,000円。これは人件費の増でございます。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額59万円。これはリサイクルハウスの移設、それから

修繕工事でございます。

3項上水道費、1目上水道施設費、これは天栄村水道事業会計に対する繰出金の増でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、補正額894万8,000円。2節、3節、4節の人件費の増でございます。

3目農業振興費、補正額2,278万3,000円。この中では15節の中、道の駅季の里、それから道の駅の羽鳥湖高原、それぞれの整備工事、あと自動ドア等の整備工事でございます。それから、19節の中山間の直接支払交付金、それから多面的機能支払交付金でございます。

5目農業施設費、補正額827万4,000円。工事でございますが、工事の中で維持工事。これは水路復旧等の工事でございます。それから繰出金の中で、簡易排水処理施設の特別会計に対する繰出金でございます。

6目水利施設管理費、補正額1万6,000円。3節、4節の人件費の増でございます。

7目国土調査費、補正額2,000円の減。2節、3節、4節の人件費の増及び減でございます。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額378万円。これは人・農地プラン作成支援業務の委託料でございます。

13目放射能対策費、補正額4,372万4,000円。これはため池詳細モニタリング調査で詳細調査を行うものでございます。それから、19節の東日本大震災の農業生産対策交付金の560万円でございます。

2項林業費、1目林業総務費、補正額1億112万4,000円。この中で、まずは需用費の修繕、湯本スキー場の圧雪車の点検整備、それから委託料の中で、これは福島森林再生事業でございますが、それぞれの委託を行うというものでございます。それから、工事の中では湯本スキー場のリフト改修工事でございます。

2目林業振興費、補正額69万3,000円。2節、3節及び4節の人件費の増でございます。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、補正額149万1,000円。これは児童遊園広場の遊具撤去、これは羽鳥にございます遊具の撤去工事でございます。

4目地域開発費、補正額130万円。それぞれ不足分を計上するものでございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額16万9,000円の減。2節、3節の人件費の減及び普通旅費の増でございます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額2,298万9,000円。まず工事でございますが、生活関連道路整備事業の工事、それから原材料で土木資材凍結防止剤、それから備品の中で除雪車を、今回2台目の購入を計画するものでございます。

2目道路新設改良費、補正額169万1,000円。2節、3節、4節の人件費の増、それから委

託にはそれぞれ委託費の増を計上します。それから工事請負については、それぞれ工事費の中で増及び減でございます。

4項住宅費、1目住宅管理費、補正額140万円。これは、児渡、小丸山にございます村営住宅の解体工事の工事請負費でございます。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額617万5,000円。まず11節ですが、これは災害備蓄用の資材を購入。それから13節でございますが、頒布用ハザードマップ作成委託料というようなことで、新たに、今現在の地域防災計画と同時並行で、ハザードマップを作成するものでございます。

3目消防施設費、補正額1,549万円。この中では、水道事業会計に対する負担金1,495万円、それから簡易水道事業に対する負担金54万円でございます。

5目防災行政無線管理費、補正額25万円。電気料の増でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額383万8,000円。3節の人件費、それから4節の人件費の増及び減でございます。それから修繕費、これは教員住宅の施設の修繕費でございます。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額22万9,000円。この中で人件費、それから施設の修繕、それから備品購入を計上するものでございます。

2目教育振興費、補正額27万8,000円。扶助費の増でございます。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額11万円の臨時職員の手当分でございます。

2目教育振興費、補正額3万9,000円。扶助費の増です。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額111万6,000円の増。2節、3節、4節の人件費の減、それから需用費で修繕、これは幼稚園のネットフェンスの設置工事でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額110万5,000円の減。2節、3節、4節の人件費の増及び減でございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額10万円。村体育協会に対する補助金の増でございます。

3目学校給食センター費、補正額48万6,000円。2節、3節、4節は人件費の増及び減、それから賃金の増でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、5,143万円の増。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） 75ページの工事請負費で道の駅。

これ、自動ドアなんだけれども、季の里と羽鳥湖の道の駅、金額が大きいから何カ所くらい、何カ所つけるんだか、どういう自動ドアをつけるんだか。自動ドアでも、戸をやってこうやるとか、センサーでなるやつ、いろいろあるわけですから。そのやつを細かく説明をお願いします。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

季の里天栄の整備工事と羽鳥湖高原の整備工事ということで、15節に792万5,000円ということで計上させていただいております。これの内訳でございますが、季の里のほうにつきましては、自動ドアの整備工事、全面の2カ所の入り口が全てというような形になります。それで、引き戸ですので、どうしても今のものを取りかえないとできないというふうなことで、あとタッチにするかセンサーにするかにつきましては、こちらについては今後、季の里のほうと利用について相談しながら決めていきたいというふうに思っております。

もう一つが羽鳥湖高原の整備のほうで自動ドアなんですけど、こちらについても、入り口については1カ所になります。なので、ただ、こちら1カ所の割には高いんですが、これは上の天窓がありまして、その天窓の部分までも交換しないとできないというふうなことでございまして、1カ所ですが334万1,000円というような計上になっております。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） そうすると、こっこの季の里天栄は、入り口というか左から入って右から出るようにすれば、レジをやっていっていけば、現在地の今までのところを入ったり出たりすれば、中の面積が少ないから、自動ドアとセンサーとなると、いつもあけっ放しで冬などは寒くて、中の面積をとるようなんだよね。やっぱりセブンイレブンとかああいうふうに袖を出して、その前につけて、余裕があればどっち側でもいいんだ。そうでなければ、はたけんぼみたいに左から入って出るの右から出ると。片側一方通行というか。そうすれば、そういうことはないと思うんだけど。とりあえず面積が、中身がないんだから、置く品物をとってしまうと。やることは最高なんだよね。今まではドアが動かなくて、2人がかりであけたときもある。これは早くやってもらわなければならなかったんだけど、予算の関係なんだろうけれど。

それはまだ決定ではないんだね。袖を出してつけるとか、そういう予算までは入っていないだろう。その割には400万もかかるのか。随分値段が高いんじゃないかと思っているんだけど。

向こうの羽鳥湖高原のほうは、余りちょっとイメージわからないけれど。どっちみちまだあれでやるかセンサーでやるかそれは決まらない。見積もりはしたんでしょう。それはどっ



ちの見積もり、両方の見積もりしてあるのか、同じかい、金額、ちょっとどうなのか。

よくやってもわからないとあれだから、そうでないと袖を出してやれば最高だと思う。今の戸をとって、そこに付けるんでは、今度は後からのあれがちょっと、あそこらいじくらないと冬は寒い、夏は今度クーラーが逃げてしまう。やっぱり考えるべきじゃないかな。

あと、これあれまで入っているのか、裏のドアは。生産者が入ってくるころのドアがあけっ放しというか、蝶番のところだめで、戸が今現在、本当に泥棒でも入られている状態だろう、鍵が閉まらないんだから。あれも直してもらわないとどうしようもない。その点どうか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 後ろのドアの改修もこの中に入っております。袖をつけるような予算とはなっておりませんので、今のドアを交換するという形になっております。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑はありませんか。

7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 68ページ、19節の個人番号カード関連事務負担金213万1,000円というのは、これはマイナンバーのことだと思うんですけども、これ、マイナンバーのことなんですけれども、村民の方々には、マイナンバーというのはどういうふうなシステムなんだかというのは、そういう啓発活動なんかは行っているんですか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

この10月5日から、マイナンバーの個人番号の通知カードというのが、皆さん全員に郵送されることとなっております。それにつきまして、今月号の広報紙で通知カードが郵送されますよということ、それから、通知カードはこんな場合に使います、ですから紛失しないようにしてくださいねというようなことを、まず広報紙を通じて啓発をしております。ホームページでも啓発をしているところです。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） これは何と何と何が対応になるんですか、対応になるのは。住民福祉課長ばかりじゃないでしょう。例えば、これ、あれも入っているでしょう、年金なんかも。その辺まで、恐らくわからない人いっぱいいるんじゃないの。その辺の、10月10日に配布されるけれども、例えば、年金の問題とかいろいろな問題が出た場合に困るので、そういう啓発活動を行っているんですかと聞いたんです。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今、利用が決定されているものでございますが、年金の資格取得、それから給付を受ける  
とき、それから雇用保険の資格取得や確認、給付、それからハローワークの事務手続、それ  
から医療保険の給付を受ける手続、それから児童手当などの福祉分野の給付を受ける際の手  
続、生活保護の給付を受ける手続など、それから税務の確定申告、それから源泉徴収など、  
そういう税務に関する事務、それから災害分野では被災者生活再建支援金の支給に関する事  
務、これが今、決まっている分野でございます。

一番身近であると考えられる年金、それから給付の手続、それらについて、必ず今度は通  
知カードというものを提示をいただいて、個人番号を記入していただく必要があります。で  
すので、なくさないでくださいというようなことを強調した広報紙の作成をして、今月配布  
をさせていただいているということでございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 悪用される場合もありますので、その辺も啓発活動に入れてください。  
これはわかります、本当に。

あと78ページ、地域開発費なんですけれども、1節地域おこし協力隊報酬となっているん  
ですけれども、これはどういうふうな活動をして何名の方がいるんだか。活動はどういう活  
動をするんだか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

地域おこし協力隊でございますが、現在は2名ということになっております。1名が6月  
から、もう1名が9月から、天栄村のほうで活動を行っております。こちらにつきましては、  
各集落というか農家さんを回ってのそういった手伝いとか、あとはイベント等、あと、そう  
いったイベントのPR、そういった部分の活動に、今現在は従事をしていただいております。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 76ページ、放射能対策ため池詳細モニタリング調査の件なんですけ  
れども、内容をもう少し聞きたいのと、あと前回の実証実験との何か関連があるのかお聞き  
します。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

ため池の詳細モニタリング調査ということでございますが、こちらにつきましては、昨年度20地区、基礎調査というものを実施しております。この基礎調査で底泥、下の泥、そちらのほうが8,000ベクレルを超えた池について詳細調査をするということで、県の補助事業のほうで今現在取り組んでおります。

この詳細調査が終わった後に、実際のため池の除染、そちらのほうにかかるということで、ただ、ため池につきましては、農繁期について、田植えから稲刈りの9月ぐらいまでは使っておりますので、それ以降、実際に実施できる時期が10月以降、冬入るまでというようなことになっておりますので、なかなか13地区も頑張ってもやらないとできないなというふうなことで思っているんですが、こちらの詳細が終わりましたら、またその中でどちらの、底泥の濃度によってどこを今度、実際の除染をかけるかというようなことで決定してまいりたいというふうに思っております。

今までの実証実験とのかかわりというのは、実証実験は実証実験でその候補を決めるための部分でございまして、今回はその候補が県で5種類決まったものですから、そちらのほうを今回この詳細調査が終わった後に、どれを使ってやるかというようなことで、またそれを利用していくというような形になります。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、62ページ、空き家実態調査事業補助金とありますが、実態調査はもう始まっているとは思いますが、いつ調査完了して、その後の予定どうなっているのかお聞きします。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

現在、委託業者を6月に発注をいたしまして、今その調査に空き家の資料をもとに、調査に入るための、今、下準備をしているところでございます。間もなく専門員が入って、年内には資料をまとめたというふうに考えております。年度内には完了したいというふうな考えでございます。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 今回の調査は、古くなって危険な空き家を調査するのか、移住定住のための空き家調査なのか、どちらなのでしょう。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今回の空き家調査でございますが、議員言われました取り壊し等の調査は考えてございません。全体的に、今、使える空き家がどの程度あるのかその数を調べて、できれば再利用、貸し付け等ができればというふうなことで進めております。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 了解しました。

以上で終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第17、議案第25号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第25号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

平成27年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,161万6,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,396万7,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,184万6,000円とする。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

90ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定。

歳入、9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,000万円。1節、2節とも法定繰り入れ分の確定に伴う増でございます。

10款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、補正額1,161万6,000円。前年度繰越金の確定による増でございます。

歳出、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額1,000万円。見込み増によるものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費、補正額900万円。同じく見込み増によるものでございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額300万円。同じく見込み増によるものでございます。

2目退職被保険者等高額療養費、補正額294万6,000円。見込み増によるものでございます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、補正額474万6,000円の減、額の確定による減でございます。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、補正額3万2,000円の減、額の確定による減でございます。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額143万8,000円。精算返納金の確定による増でございます。5目一般被保険者還付加算金、補正額1万円。加算金の増でございます。

続いて診療施設勘定。

歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額21万6,000円。前年度繰越金の確定による増でございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額1万円。職員人件費の補正でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額22万6,000円。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第18、議案第26号 平成27年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第26号 平成27年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成27年度牧本財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額65万9,000円ののうちで歳入を補正する。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

97ページをお開き願います。

歳入予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額47万7,000円の減。前年度繰越金の額の確定でございます。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額47万7,000円の増。

以上であります。よろしくご審議願います。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより採決を行います。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第19、議案第27号 平成27年度大里財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第27号 平成27年度大里財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成27年度大里財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額28万2,000円のうちで歳入を補正する。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

100ページをお開き願います。

歳入予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1万3,000円の減。前年度繰越金の額の確定でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1万3,000円の増。

以上であります。よろしくご審議願います。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより採決を行います。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第20、議案第28号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 議案第28号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ395万4,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,106万2,000円とする。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

103ページをごらんください。

歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。



歳入、2款財産収入、2項財産運用収入、1目財産運用収入、補正額133万円。こちらにつきましては、ハイテク大山工業用団地に立地されました企業の土地の貸し付け収入でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額262万1,000円。前年度の繰越金の額の確定によるものでございます。

次のページをごらんください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額395万4,000円。こちらにつきましては、13の委託料で地質調査の部分として、立地に関する地質調査として369万4,000円、工事請負費としまして進入路、あとは立地される企業さんの看板の設置工事を338万円、それと19負担金及び交付金で、団地内の水道管の布設工事を54万円をとっております。繰出金につきましては、一般会計の繰出金を366万円を減額させていただいております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第21、議案第29号 平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

- 参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第29号 平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,418万1,000円とする。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

107ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額205万7,000円。前年度の繰越金でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額205万7,000円。これにつきましては、需用費としまして修繕費に100万円ほど計上してございます。15節維持工事費でございます。これは路面等の補修を予定しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

- 議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、大浦トキ子君。

- 3番（大浦トキ子君） 歳出の修繕費100万、これはどこの修繕なのでしょう。お願いします。

- 議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

- 参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えをいたします。

大山地区の処理場が、今、地下式になっておりまして、そのフェンスがちょっと低いというようなご指摘がございましたので、フェンスを修繕するつもりでございます。

- 議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

- 3番（大浦トキ子君） フェンスの修繕はわかりました。下の15工事請負費、これの100万。先ほどノウメントウという話だったんですけども、ノウメントウと聞いたんですが私の聞き間違いかな。どこの面かお聞きしたいと思います。

- 議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

処理場の脇の管路の部分に段差がついておりますので、その路面を修理するものでございます。道路でございます、道路の路面をです。舗装でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） わかりました。ちょっと関連でよろしいですか。

基金が大体10年以上たつと、あちこち修理費がかかるということで、1億くらいは積立基金必要だというお話を、もう10年以上前からそういうことを聞いていたんですが、これから大がかりな修繕するところとか、そういうところは今のところあるでしょうか。前は何か機械、2年か3年くらい前は、機械ちょっとすり減っちゃって修繕するということで、修繕費に何千万か多分とった記憶があるんですけども、今後、ここ近いうちに、そういう直すところということは考えておりますか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今現在、基金を積み立てておりますが、その基金につきましては、将来、処理施設が老朽化してまいります。今現在、地下式の処理施設となっておりますので、地下式の機械そのものが地下の中に入っておりますので、それをできれば上屋に上げて、あと、下の部分は処理する水槽のみの、将来的にはそういうものをつくりかえなければならない時期が来るとこの予測のために、基金は積み上げていくというような考えでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） わかりました。

質問終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小山克彦君） 日程第22、議案第30号 平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

- 参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第30号 平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ513万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億846万8,000円とする。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

110ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額10万7,000円でございます。これは一般会計よりの繰り入れでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額503万円。これにつきましては、前年度の繰越金でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額570万7,000円。これにつきましては、11節の需用費でございます。施設修繕費でございますが、広戸第2地区の送信機器に不具合が生じておりますので、その補修でございます。15節工事請負費でございます。これにつきましては、県道郡山・矢吹線のマンホールの補修工事に充てるつもりでございます。27節公課費でございますが、これは消費税の増でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、57万円の減でございます。

よろしくをお願いいたします。

- 議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩のため、2時45分まで休議します。

(午後 2時28分)

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時45分)

---

### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第23、議案第31号 平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第31号 平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ294万9,000円とする。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

114ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額3万7,000円。前年度繰越金でございます。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額3万7,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第24、議案第32号 平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第32号 平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ361万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,566万7,000円とする。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

117ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、補正額54万円。これにつきましては、消火栓を1基交換をするものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額307万9,000円。前年度繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額321万円。これにつきましては、11節需用費、印刷製本費の増でございます。15節工事請負費でございますが、排水管の漏水修理工事費が不足となっておりますので、その増額と消火栓の交換工事を予定しているものであります。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額40万9,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第25、議案第33号 平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計

補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第33号 平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ596万3,000円とする。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

121ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額3万3,000円でございます。前年度繰越金でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額416万7,000円。一般会計よりの繰入金でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額420万円。11節処理施設の修繕でございます。現在の処理施設に亀裂等が発生して、わずかな漏水が見受けられるというようなことで、処理施設の修繕でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。



本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第26、議案第34号 平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第34号 平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明します。

平成27年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,201万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,733万5,000円とする。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

125ページ、事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額600万円。給付費の増に伴う増額であります。

2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額1,984万8,000円。確定による増であります。

3目地域支援事業交付金包括的支援事業（2事業）、補正額32万7,000円。過年度分確定による増であります。

4款支払基金交付金、1項支払交付金、1目介護給付費交付金、補正額1,145万5,000円。給付費の増に伴う増額であります。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、補正額700万円。給付費増に伴う増額であります。

2項県補助金、2目地域支援事業交付金包括的支援事業（2事業）、補正額16万3,000円。過年度分確定による増であります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額607万4,000円。給付費の増に伴う増額であります。

2目地域支援事業繰入金介護予防事業、補正額1万4,000円。過年度分確定による増であ

ります。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額681万6,000円の減。基金繰入金の減額であります。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,731万7,000円。前年度繰り越しの確定による増であります。

歳出、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、5目施設介護サービス給付費、補正額4,000万円。見込み増によるものでございます。

6款諸支支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、補正額798万9,000円。過年度分確定による国庫負担金等の返還の分であります。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額1,402万3,000円。過年度分確定による一般会計の繰出金であります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第27、議案第35号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 議案第35号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます

平成27年度天栄村風力発電事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,884万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,475万7,000円とする。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

131ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,884万4,000円。前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

次のページをごらんください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,084万4,000円。こちらにつきましても、需用費で51万6,000円の電気料、13の委託料で風力発電の設備保守点検委託料、こちらにつきましても、1号風車のリアクトルの点検が増加になったため359万7,000円、25の積立金で673万1,000円を補正するものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額800万円。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第28、議案第36号 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第36号 平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,773万9,000円とする。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

135ページ、事項別明細書によりご説明をいたします。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1万円。前年度繰越金の確定による増であります。

5款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額6万円。人間ドックの受託金の収入増でございます。

歳出、3款保険事業費、1項保険事業費、1目保険事業費、補正額6万円。人間ドック委託料の増であります。

4款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額9,000円。前年度確定による一般会計繰り出しの増であります。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額1,000円。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第29、議案第37号 平成27年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

[参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇]

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第37号 平成27年度天栄村水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

（総則）

第1条 平成27年度平成27年度天栄村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成27年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正額85万円。第2項営業外収益、38万円。

支出、第1款水道事業費、第1項営業費用、123万円。

次のページをお願いいたします。

（資本的収入及び支出）

第3条 平成27年度天栄村水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、第2項負担金、補正額1,464万円。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正額1,460万円。

平成27年9月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

141ページをお願いいたします。

平成27年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書でご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、2目受託工事収益、補正額85万円。これにつきましては、消火栓を新設するための負担金でございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金、補正額38万円。これにつきましては、一般会計の補助金の増でございます。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正額ゼロ円でございます。これにつきましては、委託料と修繕費の組み替えによるものでございます。

3目受託工事費、補正額85万円。これにつきましては、消火栓の設置工事でございます。

4目総係費、補正額38万円。給与手当等の増によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

収入、1款資本的収入、2項負担金、1目負担金、補正額1,464万円。これにつきましては、大山工業団地内の給水管の取り出しに2カ所を予定してございます。また、消火栓を設置するための配水管布設の負担金によるものでございます。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、補正額1,464万円でございます。これにつきましては配水管の布設工事費、それに伴う設計費でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 141ページの消火栓設置工事なんですけれども、どこの地域ですか、これ。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

飯豊の畠ケ間合の地区でございます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 畠ケ間合というのは、地域的にちょっと場所がわからないんですけれども。東側地区ですか。森豊美さん家の前の。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

場所でございますが、大槻菓子屋から入ってきて、吉田文雄さんとか、あと金子さんに入る入り口のところに設置をする予定でございます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 一緒に聞けばよかったです、いつごろ設置なんですか。早目に。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

予算を認めていただいた暁に、できるだけ早目にやれるようにしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 了解しました。

早目によろしく願います。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎陳情審査報告

○議長（小山克彦君） 日程第30、陳情審査報告を議題といたします。

受理された1件の陳情について、本定例会初日において総務常任委員会に付託となりました、受理番号第2号の審査結果について総務常任委員長からの報告を求めます。

総務常任委員長、廣瀬和吉君。

〔総務常任委員会委員長 廣瀬和吉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（廣瀬和吉君） 平成27年9月11日、天栄村議会議長、小山克彦殿。

天栄村議会総務常任委員長 廣瀬和吉。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

記。

受理番号2。付託年月日、平成27年9月8日。

件名、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情書。

審査結果、採択。

委員会の意見、現制度は、不心得な一部納税者による悪用が想定されるものであり、税負担の公平性や、地方自治体としての不利益の可能性についても注視しなければならない。外国人との婚姻等により国外の親族を扶養し、制度を必要としている納税者がいることも事実であり慎重な対応が求められるが、制度の悪用を防ぐための改善については必要であると考えため。

措置、地方自治法第99条に基づく意見書の提出。

○議長（小山克彦君） 報告が終わりましたので、これより総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本件に対する総務常任委員長からの報告は採択であります。

この委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） ご異議なきものと認めます。

よって、本件は採択とすることに決定いたしました。



---

### ◎閉会中の継続審査申出

○議長（小山克彦君） 日程第31、閉会中の継続審査申出を議題といたします。

初めに、議会運営委員長からの申し出を願います。

議会運営委員会委員長、服部晃君。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃君登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃君） 平成27年9月11日、天栄村議会議長、小山克彦殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、服部晃。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8号並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事件 （1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項並びに委員会運営に必要な調査研究のため。

2、理由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、総務常任委員会委員長から申し出願います。

総務常任委員会委員長、廣瀬和吉君。

〔総務常任委員会委員長 廣瀬和吉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（廣瀬和吉君） 平成27年9月11日、天栄村議会議長、小山克彦殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、廣瀬和吉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8号並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事件 （1）総務常任委員会所管事務に係る研修並びに調査研究及び広報広聴活動。

2、理由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思  
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに  
決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長から申し出願います。

産業建設常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔産業建設常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（揚妻一男君） 平成27年9月11日、天栄村議会議長、小山克彦  
殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、揚妻一男。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し  
たので、地方自治法第109条第8号並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事件 （1）産業建設常任委員会所管業務に係る研修並びに調査研究及び広報広聴活  
動。

2、理由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したい  
と思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付するこ  
とに決定いたしました。

次に、議会広報常任委員会委員長から申し出願います。

議会広報常任委員会委員長、渡部勉君。

〔議会広報常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（渡部 勉君） 平成27年9月11日、天栄村議会議長、小山克彦  
殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8号並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事件 (1) 議会広報発行のための取材並びに編集及び調査研究。

2、理由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が2件ございますので、この際、日程に追加し議題といたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議件を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

(午後 3時22分)

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時32分)

---

#### ◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第32、議案第38号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第38号 工事請負契約の一部変更について。

平成26年12月11日、議会の議決を受けた土橋久保仮置き場建設工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

平成27年9月11日、天栄村長、添田勝幸。

3、契約金額中 1億4,796万円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額1,096万円を1億4,697万6,120円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額1,088万7,120円に改める。

お手元にお配りしております議案第38号説明資料によりご説明します。

これにつきましては、9月3日付で、株式会社渡辺建設天栄支店、支店長、渡部英幸との間で仮契約を結んでいるところでございます。

この中で変更点は、第2条工事請負金額の額、金93万8,880円なりを新たに減額するでございます。

次のページをお開き願います。

変更請負額調書でございます。当初設計請負金額、それから変更設計、変更請負という順で、一番右側の増減の欄で、一番下にございます98万3,880円が今回減少とするものでございます。

次のページをお開き願います。

若干薄赤く着色されているところが、土橋久保の仮置き場でございます。右側の着色されていない施設が、これは中郷区の仮置き場でございます。

提案の理由をご説明申し上げます。

土橋久保仮置き場建設工事につきましては、昨年12月に入札を行い、12月議会で契約締結の議決をいただき、年内の完成を目指し工事が進められているところでございます。このたび、工事費の最終的な見込み額が確定したため、変更契約の議会への議決を求めるものでございます。

この変更の主な内容といたしましては、この図面の隣にあります高トヤ仮置き場建設工事、ここに膨大な盛り土が必要となったということから、この土橋久保仮置き場から発生する土も搬出したということで、それに伴い全体の事業費が当初契約額より下がったものでございます。

ご議決を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第33、発議案第1号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、廣瀬和吉君。

〔4番 廣瀬和吉君登壇〕

○4番（廣瀬和吉君） 発議案第1号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年9月11日。

提出者 天栄村議会議員 廣瀬和吉

賛成者 天栄村議会議員 須藤政孝

賛成者 天栄村議会議員 渡部 勉

天栄村議会議長、小山克彦殿。

提出理由

現制度は、不心得な一部納税者による悪用が想定されるものであり、税負担の公平性や、地方自治体としての不利益の可能性についても注視しなければならない。外国人との婚姻等により国外の親族を扶養し、制度を必要としている納税者がいることも事実であり慎重な対応が求められるが、制度の悪用を防ぐための改善について必要であると考えため。

提出者

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、  
内閣官房長官

なお、意見書は別紙のとおりです。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

今定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって平成27年9月天栄村議会定例会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年11月24日

議 長 小 山 克 彦

署 名 議 員 大 須 賀 溪 仁

署 名 議 員 服 部 晃

参 考 资 料



議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
報告1号	地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について	9月9日	—
議案1号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9月9日	同意
2号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	9月9日	同意
3号	天栄村特定個人情報保護条例の制定について	9月9日	原案可決
4号	天栄村役場支所設置条例の一部を改正する条例について	9月9日	原案可決
5号	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	9月9日	原案可決
6号	天栄村手数料徴収条例の一部を改正する条例について	9月9日	原案可決
7号	天栄村公民館条例の一部を改正する条例について	9月9日	原案可決
8号	天栄村公民館使用料徴収条例を廃止する条例について	9月9日	原案可決
9号	平成26年度天栄村一般会計決算認定について	9月11日	認定
10号	平成26年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について	9月11日	認定
11号	平成26年度牧本財産区特別会計決算認定について	9月11日	認定
12号	平成26年度大里財産区特別会計決算認定について	9月11日	認定
13号	平成26年度湯本財産区特別会計決算認定について	9月11日	認定
14号	平成26年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について	9月11日	認定
15号	平成26年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について	9月11日	認定
16号	平成26年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について	9月11日	認定
17号	平成26年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について	9月11日	認定
18号	平成26年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について	9月11日	認定
19号	平成26年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について	9月11日	認定

議案番号	件名	議決月日	結果
20号	平成26年度天栄村介護保険特別会計決算認定について	9月11日	認定
21号	平成26年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について	9月11日	認定
22号	平成26年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月11日	認定
23号	平成26年度天栄村水道事業会計決算認定について	9月11日	認定
24号	平成27年度天栄村一般会計補正予算について	9月11日	原案可決
25号	平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
26号	平成27年度牧本財産区特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
27号	平成27年度大里財産区特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
28号	平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
29号	平成27年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
30号	平成27年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
31号	平成27年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
32号	平成27年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
33号	平成27年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
34号	平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
35号	平成27年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
36号	平成27年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月11日	原案可決
37号	平成27年度天栄村水道事業会計補正予算について	9月11日	原案可決
38号	工事請負契約の一部変更について	9月11日	原案可決

議 員 提 出 議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
発議1号	外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の提出について	9月11日	原案可決

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
H27 2	平成27年 8月17日	外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択をもとめる陳情	福岡県行橋市今井 3713-1 行橋市議会議員 小坪 しんや	総 務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
H27 2	平成27年 8月17日	外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択をもとめる陳情	採 択